令 和 ５ 年 度 版

清 掃 事 業 の 概 要

（令和4年度実績）

分別・水切り・減量化
～私にできる小さな一歩～

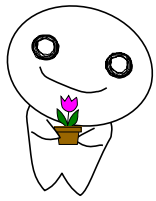

ピートたん

海老名市 経済環境部 環境政策課

目　次

Ⅰ　総　説
1　市のごみ事業における現状・・・・・・・・１
2　海老名市の人口と世帯・・・・・・・・・・・２
3　事業の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
4　組　織
（1）機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（2）事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（3）職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
5　会計・経費
（1）歳入決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（2）清掃手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（3）歳出決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（4）清掃処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅱ　ごみ・資源
1　概要
（1）一般廃棄物処理基本計画の取組状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（2）一般廃棄物処理基本計画各目標の
推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（3）ごみの収集状況・・・・・・・・・・・・・・・２２
（4）粗大ごみの収集状況・・・・・・・・・・・２３
2　ごみ処理
（1）収集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（2）家庭ごみふれあい収集・・・・・・・・・２５
（3）ごみ集積所の設置状況・・・・・・・・・２５
（4）浸透桝汚水・浄化槽・・・・・・・・・・・２５
3　家庭系ごみ有料化と戸別収集・・・・・２６
4　事業系ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
5　ごみの減量化・資源化
（1）資源化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（2）きれいなまちづくり事業・・・・・・・３０
（3）生ごみ処理機補助制度・・・・・・・・・３１

Ⅲ　施設
1　高座クリーンセンター・・・・・・・・・・・３２
2　資源化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
3　美化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
4　第二高齢者生きがい会館・・・・・・・・・３５
5　その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

Ⅳ　環境美化
1　地域美化の推進
（1）美化デー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（2）えびなクリーン作戦・・・・・・・・・・・３７
（3）えびなっ子スクール・・・・・・・・・・・３７
（4）出前講座（ごみ減量化・資源化）・３７
（5）動画での分別啓発・・・・・・・・・・・・・３７
2　動物死体処理
動物死体処理の推移・・・・・・・・・・・・・・・３７
3　美化指導・啓発ほか
ポイ捨て・路上喫煙対策・・・・・・・・・・・３８

Ⅴ　参考資料
1　条例・規則
（1）海老名市廃棄物の減量化、資源化、適
正処理等に関する条例・・・・・・・・・４３
（2）海老名市廃棄物の減量化、資源化、適
正処理等に関する規則・・・・・・・５２
（3）海老名市路上喫煙の防止及び美化推
進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・６０
（4）海老名市路上喫煙の防止及び美化推
進に関する条例施行規則・・・・・・・６５
2　要綱
（1）海老名市きれいなまちづくり事業奨
励金の交付に関する要綱・・・・・６８
（2）海老名市生ごみ処理機設置費補助金
交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（3）海老名市箱型ごみ集積設備購入費補
助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
（4）海老名市事業系ごみ減量化に係る支
援等に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・７５
3　一般廃棄物処理業許可業者一覧・・・７７
4　各種取扱店舗一覧（指定収集袋、粗大ご
みシール、し尿シール）・・・・・・・・・・・８０

Ⅰ　総説

１　市のごみ事業における現状

○　ごみの排出方法

昭和４６年１１月１日の市制施行当時、ビニール製のごみ袋は、焼却炉を傷めるとの理由から使用を禁止しており、有料の紙袋で排出していました。

現在は、令和元年９月３０日からのごみの一部有料化開始に伴い『燃やせるごみ』と『燃やせないごみ』の２品目を指定収集袋、剪定枝や紙類などの一部の品目を除き、その他の品目は透明・半透明のごみ袋で排出しています。

○　ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所については、利用者の自主管理としています。一部の集積所においては、維持管理が十分になされていないことにより、市による収集等が困難な状況が発生した事例があります。

そこで、令和４年３月に収集困難を解消する必要がある集積所に対し、改善等の必要な措置を講じるよう申し入れをする等の適正かつ効率的な収集を実現しようとする規則を作成しました。

○　燃やせるごみの収集体制

令和元年９月３０日からの家庭系ごみの一部有料化と共に、燃やせるごみの収集を集積所収集から戸別収集に変更し、２地区に分けていた燃やせるごみの収集を３地区に分けて収集を行うこととしました。

また、直営で行っていた燃やせるごみの収集を一部民間委託しました。

○　焼却施設

海老名市、座間市、綾瀬市の三市のごみを焼却処理してきた高座清掃施設組合は、昭和４２年の稼働から延命化も図りながら５０年以上に渡ってごみの受け入れを行ってきましたが、老朽化を理由に同じ場所で施設更新を行い、平成３１年４月から新施設(高座クリーンセンター)として稼働を開始しました。

○　資源物の分別収集

平成３年４月から開始した資源物分別収集は、その品目数を徐々に増やしていき、現在では１８品目の資源品目数となっています。

さらに、分別収集した資源物の中間処理施設である「資源化センター」は、施設の老朽化及び処理能力不足を理由に、令和元年１１月に新たな施設へ改修し、その役割を担っています。

○　粗大ごみ

粗大ごみは、昭和５６年６月１日の戸別収集開始に始まり、昭和６２年４月１日には美化センターで持込受付も行うようになりました。平成２９年１０月に粗大ごみ基準の見直しを行い、従来の１m以上から５０㎝以上としました。

現在では、戸別収集予約受付及び持込受付、再生家具販売によるリサイクルを第二高齢者生きがい会館で行っています。また、再生できない家具などは、一部を分解して資源化を図っています。

○　し尿、汚水、浄化槽汚泥

し尿と汚水の収集運搬は、直営で収集しています。

浄化槽汚泥の収集運搬は、許可を与えた民間事業者が行っています。

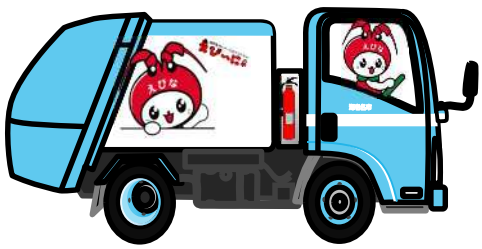

２　海老名市の人口と世帯

年度	人口	対前年度比(%)	世帯数	一世帯当たりの人口
Ｈ３０	132, 641	101. 58	56, 226	2. 36
Ｒ１（Ｈ３１）	133, 706	100. 80	57, 251	2. 34
Ｒ２	136, 516	102. 10	58, 735	2. 31
Ｒ３	137, 303	100. 58	59, 310	2. 32
Ｒ４	139, 387	101. 52	60, 879	2. 29

※人口及び世帯数は１０月１日時点

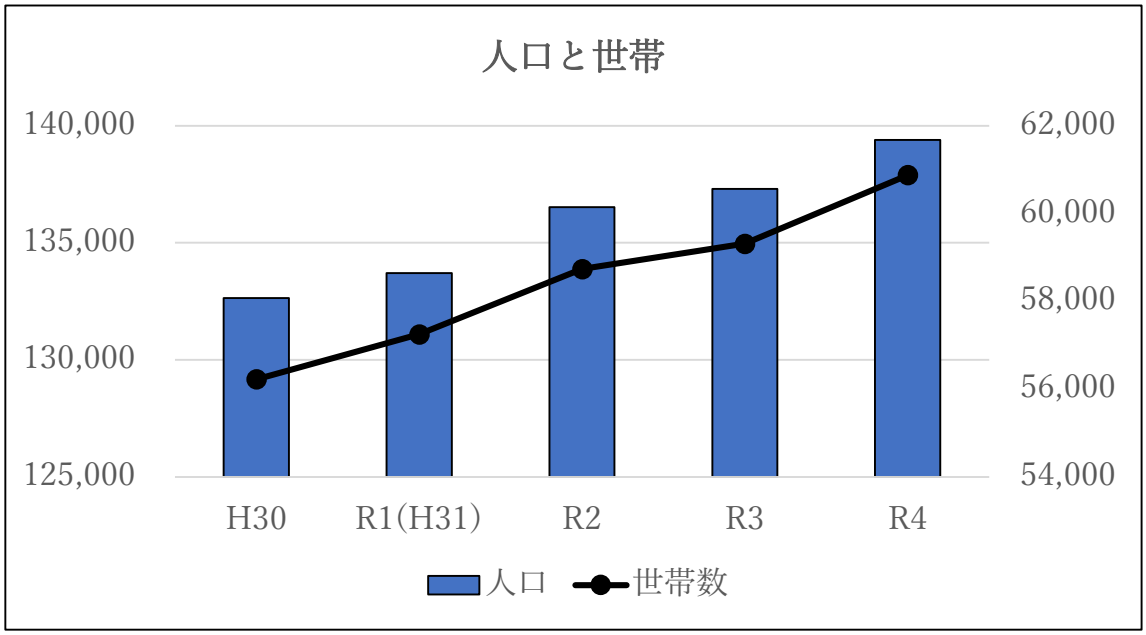

３　事業の沿革

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
昭和３０年	・町民が防空壕をごみ捨て場として利用し、問題となる。焼き捨てるか、穴を掘って埋めるよう声が上がった。		・海老名町と有馬村が合併（７/２０）
昭和３３年	・他町で学童を通じて公衆衛生活動を積極的に展開していることを知り、当町でも環境衛生運動を開始することが望まれるようになる。		
昭和３７年			・高座広域都市行政協議会(海老名町、座間町、綾瀬町、寒川町)を設立
昭和３８年	・塵芥車１台を購入 ・高座三町清掃処理組合設立(一部事務組合)	・収集区域を定め２人の業者に許可を与え収集を開始 ・し尿捨場を民間から借り上げ処分始まる。（上今泉、本郷、上郷）	・海老名町清掃条例を制定 ・海老名町美化運動実施本部を結成
昭和３９年	・ごみ収集の申込制開始。（保健衛生課） ・ごみ捨て場として民地を借上げ、処分始まる。（国分、上今泉）	・し尿処理施設の建設が始まる。	・高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定
昭和４０年	・ごみ収集の区域日程を決めての収集開始 ・週２回ポリバケツ容器で収集	・業者申し込み制を役場申込制に変更する。	
昭和４１年		・定額制のみ２ヶ月分ずつ町で徴収開始 ・し尿処理施設完成 ・許可業者へ金銭補償で転廃、浄化槽業務許可の転廃	・新庁舎落成　（１１/５） 国分１５５番地 ・海老名市美化運動実施本部規定を制定（９/１）
昭和４２年	・ごみ焼却炉が完成　（４/２５） ・ごみ申込制からごみ停留所制に変更 ・可燃物と不燃物を別の日に収集する方法に変更 ・民間から借上げたごみ捨て場を返還	・民間から借上げたし尿捨て場を返還する。 ・高座三町処理組合で汲取り業務開始	
昭和４４年		・生し尿汲取り業務のみ三町直営で収集開始する。　（１０/１）	・清掃課を新設　（１０/１）
昭和４５年	・ポリ容器収集を廃止し紙袋収集に変更する（１０/１）。紙袋は、町内のたばこ屋で販売 ・ビニール製のごみ袋は、高熱を発し炉を破損するため使用を禁止する。　（１２/１）	・高座山頂清掃処理組合内に、し尿部門の出張所を本庁に統合する。（５/１） ・汚水汲取り業務開始。１台当たり（１，８００ℓ）１，０００円 ・し尿中継基地１０ｔタンク３基設置。（１０/１）柏ケ谷３２１番地	・神奈川県が産業廃棄物実態調査を実施
昭和４６年	・第２次ごみ焼却炉が完成する。　（７/３０）（２００ｔ炉/日機械炉）	・一般家庭し尿浄化槽の清掃料金を町で１回につき、３００円から５００円に改正する。　（４/１）	・市制施行日　（１１/１） 人口　４８，５９４人
昭和４７年	・動物死体処理料金１匹２００円から３００円に改める。　（４/１）	・し尿手数料　（３/３１） 定額：５０円/人 （追加汲み取り２００円） 従量：５０円/３６ℓ ・汚水１，０００円／１，０００ℓ ・生し尿汲取り料金を２回廻り以上１回につき１００円から２００円　に改正する。　（４/１）	・海老名市清掃条例を廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全面改正
昭和４８年	・ごみ持ち帰り運動の推進　（１１/１）		・新宅地開発指要綱により、清掃施設整備の義務付け。（１/１）
昭和４９年	・粗大ごみ処理施設完成する。　（３/３０）		・環境衛生課に名称変更　（１１/１）
昭和５０年	・ごみ袋アンケート調査 １６，０００世帯の内５３％の世帯が良質のごみ袋を希望。 ・良質のごみ袋販売開始。	・し尿中継基地を設置（２０ｔ、２基）（１０/１） 柏ケ谷５８１番地の１ 柏ケ谷５８２番地の２	・本郷老人福祉センター(本郷荘)が完成（７/２１）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
昭和５１年	・ごみの減量運動を推進　（1/4） ・廃びん(酒店)の資源再利用を図る。　（9/1）	・し尿条例改正(3/１１) ［し尿手数料］ 定額：世帯割　１００円/世帯 人頭割　１００円/人 (追加汲み取り２００円/回) 従量：１２０円/３６ℓ ・し尿中継基地を設置。 （２０t、１基）（2/２５） 柏ケ谷３２１番地	・美化衛生課に名称変更(１１/1)
昭和５２年	・第3次ごみ焼却炉が完成する。　（１０/２５） （１２０ｔ／日　流動床炉）		
昭和５３年	・ごみに関するアンケート調査を実施 (回答率　８０.２６%) プロジェクトによるごみの分析を実施 ・美化運動推進協議会を設立 ・毎月第三日曜日を美化デーに制定	・下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少したため、１０地区収集編成を９地区に変更	
昭和５４年	・廃棄物の減量化再利用運動実施要綱を制定　（4/1） ・ごみ集積所設置基準(含構造基準)を制定　（6/1） ・海老名市廃棄物の減量化再利用運動推進協議会が発足（１０/１１） ・粗大ごみ・不用品再利用業務を試験的に実施　（１１/1）	・清掃手数料の口座振替制の業務を開始　（4/1） ・下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少したため、９地区収集編成を８地区に変更	・高座清掃施設組合処理場からの余熱を利用して、近隣農家にハウス栽培用として温水を供給する。 ・美化センターが開所(ごみ、し尿部門、美化係が移転)（１０/1）
昭和５５年	・美化センターの展示室を拠点に不用品再利用(交換)業務を開始（4/1） ・集団廃品回収実施のＰＲ	・し尿中継基地を廃止　（3/３１） 柏ケ谷５８１番地の１ 柏ケ谷５８２番地の２	
昭和５６年	・粗大ごみの戸別有料収集業務の開始　（6/1）	・下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、８地区収集編成を７地区に変更	
昭和５７年			・産業廃棄物業者を対象に研修会を実施　（1/３１）
昭和５８年	・集団資源回収実施奨励金制度の発足　（7/1）	・下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、７地区収集編成を６地区に変更	・旧市役所敷地(旧塵芥・し尿収集車庫内)に汚水処理施設を設置
昭和５９年	・第４次ごみ焼却炉完成 （3/３１)(１５０ｔ／日 流動床炉 自家発電式) ・使用済み乾電池の分別収集を開始　（7/1）		・し尿浄化槽実態調査を広域的に三市で実施
昭和６０年	・動物死体処理委託業務を開始　（6/1） ・厚生省諮問機関の生活環境審議会より使用済み乾電池対策に係る検討結果が発表される。　（7/１８）	・し尿中継基地を廃止(9/３０) 柏ケ谷３２１番地 ・災害対策用し尿貯留施設を設置 (第１本郷最終処分場内)	
昭和６１年	・固定バッチ炉　８０ｔ／８ｈ専焼炉が完成　（3/１０） ・粗大ごみの美化センター自己搬入分の無料化の試行を実施（4/1） ・可燃ごみ収集の週３回収集を試行（夏季期間６月～８月）（6/2）	・下水道の普及によりし尿汲み取り世帯が減少、６地区収集編成を５地区に変更	・海老名市開発指導要綱が施行される。　（8/1） ・美化センター内に汚水処理施設を設置
昭和６２年	・可燃ごみの週３回収集を開始　（4/1） ・粗大ごみの美化センター自己搬入分の無料化を実施　（4/1） ・不燃物収集に兼用車を導入　（4/1）		
昭和６３年	・集団資源回収実施奨励金要綱の改正　（4/1）	・美化センター内汚水処理施設の排水を公共下水道へ放流開始(6/1)	・旧市役所敷地内汚水処理施設を廃止
平成元年			・市役所本庁舎移転 勝瀬１７５番地
平成２年	・ごみ集積所設置基準及び構造基準の一部改正　（１２/1）		

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成３年	・資源分別回収事業補助事業開始　（4/1） 「缶と紙と布の日」と「びんの日」を各月１回設け、 海老名市資源協同組合へ委託し、資源を回収する。		・海老名市資源分別回収奨励金制度開始 （1世帯当たり　３００円） ・再生資源利用の促進に関する法律(リサイクル法)が公布(4/２６)、施行(１０/２５)される。
平成４年	・ごみ焼却炉が完成　（3/１０） （２００ｔ／日　流動床炉・自家発電方式） ・資源回収日を月４回に増やし、回収品目を「缶とびんの日」、「紙と布の日」に変更する。これに伴い「燃えないごみの日」の収集日も変更する。		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正法が施行される。　（7/4）
平成５年	・生ごみ処理容器設置費補助事業実施　（6/1）		・海老名市廃棄物の処理及び清掃に関する条例と同規則を全廃し、海老名市廃棄物の　減量化、資源化、適正処理に関する条例　及び同規則を公布し、同日施行する。　（3/２６） ・ごみ焼却炉廃熱利用の高座施設組合温水プール供用開始　（6/1）
平成６年	・牛乳パックの分別収集開始　（4月）		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の３第１項の規定に基づき適正処理困難物の指定がされる。 ・資源対策課に名称を変更　（4/1） ・廃棄物対策推進協議会設立　（4月）
平成７年			・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が可決成立する。　（6/9） ・一般廃棄物処理基本計画を策定
平成８年		・下水道の普及により、し尿　汲み取り世帯が減少したため、５地区収集編成を４地区に変更	
平成９年	・ごみ袋の透明・半透明袋の導入　（4/1） ・生ごみ処理容器(EM容器)設置費補助事業実施		
平成１０年	・容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの分別回収を開始。これに伴い、８地区編成収集を４地区編成収集に変更		・容器包装リサイクル法施行(4/1) ・海老名市資源分別回収奨励金額の改定 (世帯当り　２００円) ・高座清掃施設組合焼却炉ダイオキシン類恒久対策工事施工(最終処分場を含む) ・高座清掃施設組合処理費(可燃ごみ)の変更 （１５円/kgから１８円/kg　4/1）
平成１１年	・生ごみ処理器(電動式)設置費補助事業開始(１０８基)	・下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少したため、４地区収集編成を３地区に変更　（4/1）	・海老名市資源分別回収奨励金額の改定 (世帯当り　１００円) ・美化推進重点地区として海老名駅周辺を指定 （7/１５） ・海老名市まちの美化に関する条例が施行 (ポイ捨て禁止条例　１０/1) ・高座清掃施設組合焼却炉ダイオキシン類恒久対策工事完了(最終処分場を含む。)
平成１２年	・美化センター美化係廃止　（4/1） ・ミックスペーパーの分別収集開始　（7月） 専用の紙袋を全戸配布　（9月） ・天然ガス車の導入　（2月）		・出前講座開始。　（7月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成１３年	・粗大ごみ手数料料金改定。(収集５００円より７００円、持込無料より３００円に改定) （４月） ・動物死体処理手数料を改定 （２，０００円から３，０００円に改定） （４月） ・容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の分別収集開始(月２回収集) （１０月）		・海老名市資源分別回収奨励金制度の廃止 ・海老名市資源化センター(６月)、 海老名市リサイクルプラザ(１０月)が稼動 ・海老名市役所がＩＳＯ１４００１を取得 （１０月） ・家電リサイクル法施行 (H１３/４/１施行) ・一般廃棄物処理基本計画を改定(３月) ・事業系一般廃棄物処理手数料のうち、 収集運搬費を改正（１３円→１７円 ４/１）
平成１４年	・容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の収集を毎月第１～４週に実施 （４月） ・ふれあい収集を開始 （１０月） ・容器包装プラスチック・食品トレーおよび使用済み食用油の収集を毎週実施 （１月）	・下水道の普及により、し尿 汲み取り世帯が減少したため、３地区収集編成を２地区に変更(４/１)	・美化推進重点地区として海老名駅周辺の 延長指定、また、さがみ野駅周辺を指定 （１/１５） ・海老名市集団資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱制定。回収数補助から１kg５．３円（４月） ・廃びんを「えびんタイル・えびんブロック」にリサイクル化する取組みを開始 （７月） ・高座清掃施設組合処理費(可燃ごみ)の変更 （１８円/kgから２１円/kg １０/１）
平成１５年	・ 粗大ごみ手数料徴収の変更 納付方式からシール化に変更 （１０月） ・ 生ごみ処理機設置費補助金交付額等の改定 補助限度額３万円を４万円に改定 （４月） 市内に事業所を有する者へ補助金交付 （４月）		・美化推進重点地区として、新たに、かしわ台駅周辺を指定 （１/１５） ・市庁舎ゼロエミッションの取組みを開始 （４月） ・パソコンリサイクル法施行 （１０/１施行） ・美化推進重点地区として、新たに、厚木駅周辺を指定（１２/１） ・多量排出事業量の改定(毎月１０ｔ→５ｔ) ・資源物抜き取り防止対策自治会をモデル地区として指定し、協定書を締結 河原口、上郷、サンパルク６５０ 海老名みずほハイツの４自治会
平成１６年	・ 東柏ケ谷地区にて新収集方法を試行 （２/１） ＊「紙・布・ペットボトル」月２回を「紙・布」週１回、「ペットボトル」週１回に変更 ＊「可燃ごみ」週３回を週２回に変更 ＊「可燃ごみ」から「容器包装プラスチック以外のプラスチック」を分離し、「不燃ごみ」第一、三、五火曜を「不燃ごみ・容器包装プラスチック以外のプラスチック」第一、三、五火曜に変更 ＊「不燃ごみ」から「蛍光管・電球」と「乾電池」を 分離し、「缶類・金物類・びん類」第二、四木曜を「缶類・金物類・びん類・蛍光管、電球・乾電池」第二、四木曜に変更 ＊ 祝日の「収集休み」を「収集実施」に変更		・動物死体処理手数料の廃止(４/１改定) ・家電リサイクル法の「電気冷蔵庫」が「電気冷蔵庫及び電気冷蔵庫」へ改正 （４/１） ・資源物抜き取り防止対策 さつき町、下今泉、中新田、 浜田町４自治会をモデル地区として追加指定し、協定書を締結 ・焼却灰の一部をエコセメント(道路舗装として使用)として処理を開始
平成１７年	・市全域にて新収集方法を実施 （１０/１） ＊「紙・布」「ペットボトル」「缶・びん・不燃・蛍光管・電球・乾電池・その他プラスチック・燃やせないごみ」「容器包装プラスチック・使用済み食用油」に分類し、週１回収集に変更。 ＊「燃やせるごみ・生ごみ」を週２回収集に変更。 ＊ 年末・年始を除く祝日の収集を実施。		・電子申請による粗大ごみ受付を開始。 （７/１） ・その他プラスチックを固形燃料(ＲＰＦ)として処理を開始 ・電子レンジ等を粗大ごみから燃やせないごみに取り扱い変更 （１０月） ・海老名市災害廃棄物等処理マニュアル策定 （８月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成１８年	・美化センター持ち込み粗大ごみの委託 （4/1）	・下水道の普及により、し尿汲み取り世帯が減少、２地区収集編成を１地区に変更 （4/1）	・多量排出事業量の改定 （毎月５ｔ→１ｔ、年６０ｔ→１２ｔ） ・資源物抜き取り防止対策上今泉、今里２自治体をモデル地区として追加指定し、協定書を締結 ・改正容器包装リサイクル法が施行(４月) ・海老名市集団資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱を改定奨励金を１kg５．３円から３円に変更(４月) ・きれいなまちづくり事業奨励金等の交付に関する要綱施行 （4/1） ・再生家具(抽選後)の展示即売を開始 （１１月） ・美化センター不用品交換制度を廃止し、 リサイクルプラザの不用品交換制度と統合 （7月） ・県央地区不法投棄防止キャンペーンを実施 （１１月） 県立相模三川公園・周辺地区 ・海老名市美化運動実施本部規定を廃止 （１２月）
平成１９年	・第1回農地クリーンキャンペーン(上郷地区)を開催 （１１月）		・海老名市集団資源回収実施奨励金等の交付に関する要綱を改定 奨励金1kg３円から１．５円に変更 （４月） ・資源物抜き取り防止対策 東柏ケ谷六丁目をモデル地区として追加指定し、 協定書を締結 （４月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定 （３月） ・大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画 を制定 （３月）
平成２０年	・ ペットボトルの種類が増える （ノンドレッシング等） （4月） ・ 容リ法改正(１０条の２)資金拠出制度新設 （4月）		・資源物抜き取り防止対策で中央三丁目をモデル地区として追加指定し、協定書を締結 （３月） ・機構改革により市民環境部から経済環境部 へ名称変更、管理担当が美化センターへ移動 ・資源回収実施奨励金制度を廃止 きれいなまちづくり事業へ全面移行 （４月） ・農地クリーンキャンペーンを農政課へ事務移管 （第2回 社家地区 １１/２０） ・高座清掃施設組合の１５０ｔ炉、２００ｔ炉に 排ガス触媒反応塔設置 （３月）
平成２１年	・粗大ごみ収集の委託 （１０月） ・家電リサイクル法の取扱品目が増える。 (液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機)		・リサイクルプラザが指定管理者(４月) ・大型生ごみ処理機モデル事業 ・管理担当が本庁に移動
平成２２年	・ペットボトル一部独自処理開始 （５月） ・第６期分別収集計画策定 ・要綱改正 (生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ、H２３/４/１施行)		・条例改正(資源物持去禁止規定追加、１２月改正・H２３/４/１施行) これに伴い資源物抜き取り防止協定を終了 ・廃棄物対策推進協議会解散 ・条例改正 (事業系一般廃棄物手数料改定６月改正・７/１施行) ※高座清掃施設組合の条例改正に伴う改正 （２１円/kgから２５円/kg）
平成２３年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業開始(国分寺台４・５丁目、４月) ・ペットボトル収集の委託 （4月）		・海老名市特定家庭用機器収集運搬業者登録 要綱の廃止 （２月）
平成２４年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業開始(東柏ケ谷二丁目、６月) ・粗大ごみ収集予約先変更 （１０月） 美化センター(２３１-３３６６) ⇒リサイクルプラザ(２３７-３１９６)	・規則改正従量・汚水の請求を ２ヶ月に一度	・リサイクルプラザ事業をサポートセンター 1Fに一部移転 (H２４/６～H２５/２) ・リサイクルプラザ指定管理者更新 （４月） ・一般廃棄物処理基本計画を改訂 （３月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
平成２５年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業終了(国分寺台４・５丁目)		・資源化センター大規模改修コンサル契約　（１１月） ・資源化センター大規模改修に伴う国庫補助申請
平成２６年	・剪定枝資源化モデル事業実施(上郷、６月～１１月) ・要綱改正 (非電動式生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ、７/１施行)	・条例改正(生活保護の手数料の減免規定廃止、１２月改正、Ｈ２７/４/１施行)	・高座清掃施設組合し尿処理施設更新　（４月） ・資源物持去り防止パトロール開始　（４月） ・海老名駅東口に喫煙所２か所設置(JT 寄贈、４月)
平成２７年	・家庭系可燃ごみ戸別収集実験事業終了(東柏ケ谷二丁目、５月)		・美化推進重点地区として、新たに扇町を設定(１０月) ・海老名駅西口に喫煙所設置(JT 寄贈、１１月)
平成２８年	・ミックスペーパーの品目拡大　（１２月） シュレッダー紙、感熱紙などを品目として追加 ・粗大ごみとして排出された木製家具類及び布団類のＲＰＦ化の試行　（１２月）		
平成２９年	・粗大ごみとして排出された木製家具類及び布団類のＲＰＦ化本格実施　（４月） ・環境審議会へ有料化・戸別収集を含めたごみ減量化策(家庭系・事業系)を諮問し、家庭系ごみ・事業系ごみの専門部会を設置（５月） ・家庭系ごみ減量化策の中間答申　（９月） ・家庭系ごみ減量化策の中間答申内容に対するパブリックコメント（１２/２～２８)、自治会説明会(１２/１６～３/２９)実施 ・粗大ごみ基準改定(１２月) 一番長い辺(５０cm以上１m未満) 戸別収集５００円　持込２００円 一番長い辺(１m以上３m未満) 戸別収集７００円　持込３００円		・海老名市資源化センター大規模改修工事　契約締結（６月） ・海老名市資源化センター大規模改修工事に伴い海老名市リサイクルプラザ休館　（１０月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定　（３月） ・大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を改定（３月） ・資源化センターでの資源物の持ち込み受付休止（３月）
平成３０年	・家庭系ごみ減量化策答申　（６月） ・家庭系ごみ減量化基本方針(案)策定 ・同基本方針(案)に対するパブリックコメント　（7/１１～7/３１） ・同基本方針(案)に対する説明会　（7/１４～8/１１　全7会場) ・市長タウンミーティング　（9/８～9/３０　全１３会場) ・家庭系ごみ減量化基本方針策定　（９月） ・有料化・戸別収集に係る条例改正案議会上程　（１０/１） ・市長・副市長集中説明会　（１０/２０～１１/２４　全２３会場) ・自治会要望説明会　（１１/２４～１２/９　全3会場) ・集合住宅説明会　（１１/２４～1/２０　全１３会場) ・条例改正案賛成多数(附帯決議あり)で議決（１１/２９)⇒公布(１２/３) ・事業系ごみ減量化策答申(２月)		・機構改革に伴い資源対策課と環境みどり課が環境課へ、管理係と資源対策係が資源循環係となる ・高座清掃施設組合新焼却炉仮稼働　（１０/２６） ・海老名駅周辺に路上喫煙禁止地区を指定するため海老名市まちの美化に関する条例及び規則改正（１２月） ※名称を「海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例及び同施行規則」に変更 ・美化センター車庫建替え(１２月～２月) ・海老名駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定　（3/１２） ・海老名市リサイクルプラザ閉館　（3/３１） ・資源化センター改修工事に伴い、資源物持込処理を休止。

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
令和元年 (平成３１年)	・事業系ごみ減量化基本方針を策定　（５月） ・海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則一部改正公布　（5/7） ・有料化・戸別収集制度説明会　（5/１8～9/１8　全９０会場） ・集合住宅支援策補助金交付実施　（7/１～3/３１） ・燃やせるごみ指定収集袋サンプル品配布（8/３～8/２９　全２７会場）　※9/２～１２/２７は環境課窓口にて配布 ・有料化・戸別収集専用コールセンター設置（9/２～１１/３０） ・指定収集袋販売開始　（9/７～） ・有料化・戸別収集開始　（9/３０～） ・剪定枝資源化に伴う予約制戸別収集開始(無料)　（9/３０～）		・高座清掃施設組合新焼却炉(高座クリーンセンター)本格稼働　（４月） ・海老名市リサイクルプラザ条例及び同施行規則廃止 第二高齢者生きがい会館にて粗大ごみの受付開始 （4/１５～） ・海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例及び同施行規則施行　（5/３１～） ・海老名駅東口農産物直売所前喫煙所を整備 （市単独５月～８月） ・海老名市住みよいまちづくり条例及び同施行規則改正に伴い戸別収集に対応する開発基準へ改定 また、集積所の寄附に関する取扱いを削除（9/１～） ・海老名駅東口農産物直売所前喫煙所供用開始、 ほか2か所の喫煙所を加熱式たばこ専用喫煙所と指定 （9/１７～） ・海老名市資源化センター大規模改修工事完了し、竣工 （１１/１６～）
令和２年	・減免対象者への袋の交付制度の変更 （不燃袋の追加交付）(別の種類への交換不可) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、えびなクリーン作戦、えびなっ子スクールを中止		・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、　粗大ごみ持ち込みの自粛（4/２７～5/２４） ※引っ越しなどやむを得ない場合は、事前予約制 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、粗大ごみ持ち込みの事前予約制　（5/２５～7/３１） ・高座条例改正　（１０/３０） 「２５円/kg」→「２５０円/１０kg」 ・高座条例改正　（１２月）(令和３年４月施行) ※搬入量割の期間を改正 前々年度（４月～３月）→前々年度１０月～前年度９月 ・　海老名市災害廃棄物処理基本計画策定及び 海老名市災害廃棄物等処理マニュアル改訂 （３月） ・きれいなまちづくり事業奨励金の額を変更 （３月）(令和３年４月施行) 「3，０００円」→「2，０００円」
令和３年	・海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に　関する規則一部改正（ごみ集積所の管理状況改善のための手続きを制定　（３月）(令和４年４月施行)	・条例改正（し尿手数料の改正　また、シール制に変更） （令和４年４月施行） *工事、イベント等の現場における汲み取りの定額制を追加 便器１基１回3，０００円 （容量３７５リットルを超えるときは、3，０００円加算） *従量制の手数料改正 ３６リットル　１２０円 ⇒５０リットル　４００円 *手数料徴収方法をシール制に変更 金種は２００円券、３００円券、４００円券、1，０００円券、3，０００円券の５種類	・機構改革に伴い、環境政策課と資源対策の２課体制になる。資源対策課は、収集業務係は美化センター、資源循環係は資源化センターへ。　（４月） ・各種規則、要綱の押印廃止　（５月） ・東名高速高架下を美化センター事業用車両駐車場として使用開始。高架下道路占用許可　（5/２７） これに伴う仮設ガードレール設置工事（7/３０まで） ・高座清掃施設組合定例報告会（高座清掃施設組合処理場対策協議会、根公害対策委員会）への三市出席 （三市のごみの現状、減量化案を報告） （毎年６・１２月） ・海老名市公式YouTube にごみに関する情報の投稿開始 （１０月～） ・資源物の持ち去りパトロールを休止　（３月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他事業関係
令和４年	・生ごみ処理機補助金上限を改定（７月） 非電動式補助上限を２万円から２万５千円に ・事業系ごみ減量化要綱制定（８月） ＊生ごみ処理機貸与制度（１事業所３台まで最大３か月） ＊生ごみ処理機設置費補助制度(事業者限定) 電動式：上限５万円、３台まで 非電動式：上限２万５千円、２台まで ・有料化・戸別収集アンケートを実施（３０００人）（９月） ・コカ・コーラボトラーズジャパン（株）とボトルtoボトル（ペットボトルの水平リサイクル）に関する協定締結（１月） ・リネットジャパンとパソコンリサイクルに関する協定締結（１月） ・不燃ごみの組成分析を実施（２月） ・可燃及び資源物収集の事業者選定プロポーザルを実施（契約締結　２月）		・第10期市町村分別収集計画の策定（６月） ・３年ぶりのえびなクリーン作戦を実施（有馬小学校）（２月） ・一般廃棄物処理基本計画を改定（３月） ・相鉄線海老名駅北口供用開始に伴い美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区を再指定（３月）

４　組織

（１）　機構(令和４年４月１日現在)

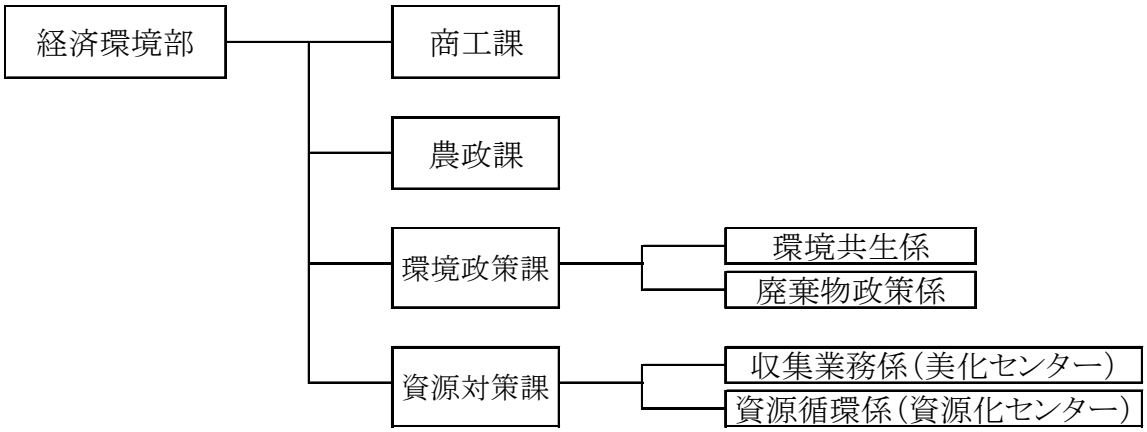

（２）　事務分掌（海老名市行政組織規則）（令和４年４月１日現在）

環境政策課	環境共生係	（１）　環境政策の企画推進及び調整に関すること。 （２）　環境マネジメントシステムに関すること。 （３）　公害に関すること。 （４）　狂犬病予防に関すること。 （５）　愛玩動物の適正な飼育の啓発に関すること。 （６）　放射線対策に関すること。 （７）　水道等の衛生管理に関すること。 （８）　ＳＤＧｓの推進に関すること。
	廃棄物政策係	（１）　廃棄物の処理に関すること。 （２）　ごみの減量化に関すること。 （３）　美化推進に関すること。 （４）　高座清掃施設組合との連絡調整に関すること。
資源対策課	収集業務係	（１）　廃棄物の収集運搬に関すること。 （２）　ごみの適正処理に関すること。 （３）　美化センターに関すること。
	資源循環係	（１）　資源化の推進に関すること。 （２）　資源化センターに関すること。

（３）　職員配置（令和４年４月１日現在）

区 分	事務系									業務系			合計
	参事	課長 課長補佐	主幹	係長 副主幹	主査	主任 主事	主事	主事補	会計 年度	技術員	業務員	会計 年度	
環境政策課		1											1
環境共生係				1	1	1	1	2	2				8
廃棄物政策係					1	1		2	1				5
合計	0	1	0	1	2	2	1	4	3	0	0	0	14
資源対策課		2											2
収集業務係				1		1	1	1		38	1	3	46
資源循環係				1						3			4
合計	0	2	0	2	0	1	1	1	0	41	1	3	52

５　会計・経費（環境共生係除く）

（１）　歳入決算（令和４年度）

（単位：円）

款	項	目	節	金　額	説　明
13　使用料及び手数料	1　使用料	3　衛生使用料	2　清掃使用料	182,920	行政財産使用料
13　使用料及び手数料	2　手数料	2　衛生手数料	2　清掃手数料	255,357,360	し尿･汚水汲取手数料、家庭系ごみ処理手数料等
20　諸収入	4　雑　入	2　雑　入	2　雑　入	200,445,037	高座清掃施設組合事務取扱費、拠出金等
歳入合計				455,985,317	

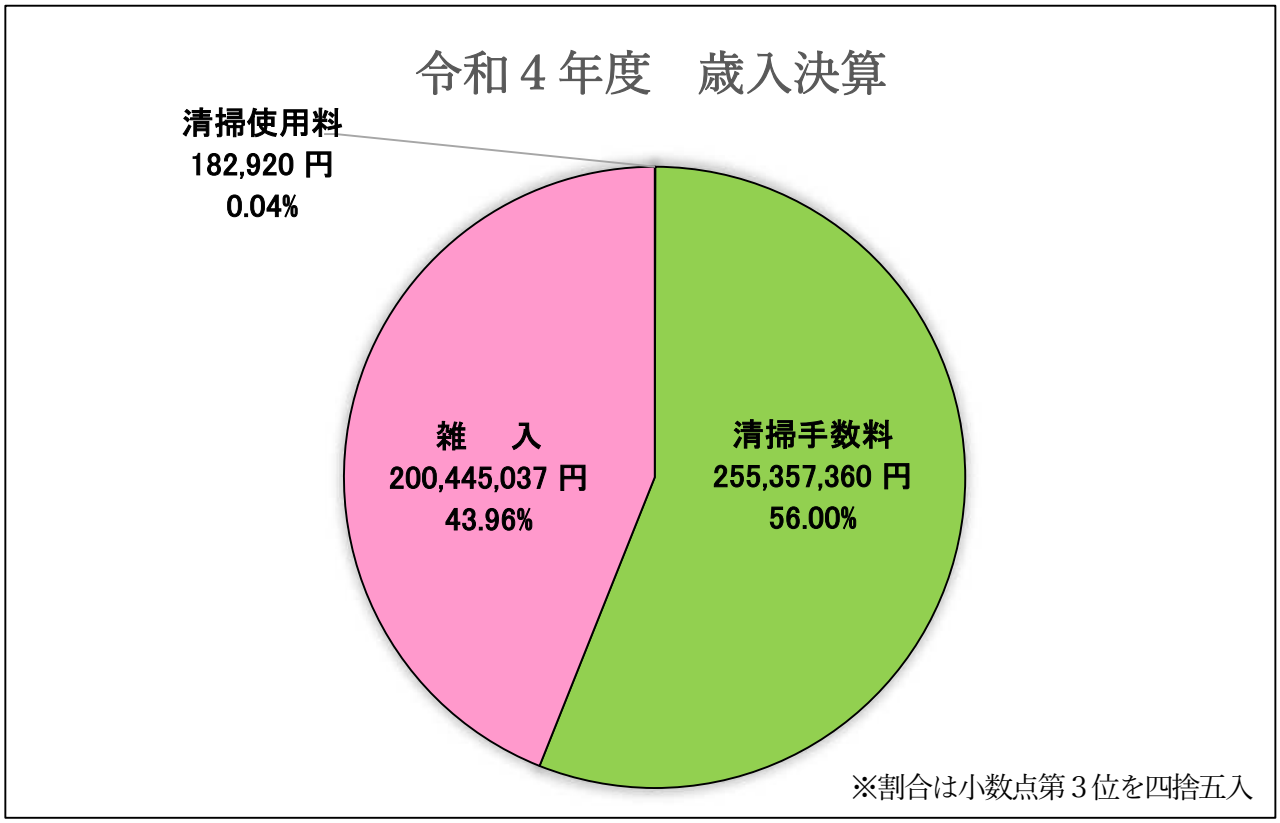

（２）　清掃手数料

歳入のうち、清掃手数料に該当する内容は以下のとおりとなります。令和元年９月３０日から有料化・戸別収集を開始したことに伴い、家庭系ごみ手数料が増加し、清掃手数料全体の額が増加しました。

（単位：円）

項目／年度	家庭系ごみ手数料	し尿処理手数料	汚水処理手数料	一般廃棄物処理業許可申請手数料	粗大ごみ処理手数料	粗大ごみ美化センター持込処理手数料	合　計
Ｈ３０	－	1, 812, 940	245, 000	150, 000	7, 364, 000	22, 697, 500	32, 269, 440
Ｒ１（Ｈ３１）	－	1, 767, 340	175, 000	440, 000	8, 952, 800	27, 821, 700	39, 156, 840
Ｒ２	216, 543, 000	1, 602, 340	177, 000	120, 000	10, 216, 600	29, 114, 400	257, 773, 340
Ｒ３	215, 315, 600	2, 452, 020	98, 000	420, 000	10, 245, 100	29, 910, 600	258, 441, 320
Ｒ４	208, 870, 500	5, 686, 950	10, 410	120, 000	13, 296, 500	27, 373, 000	255, 357, 360

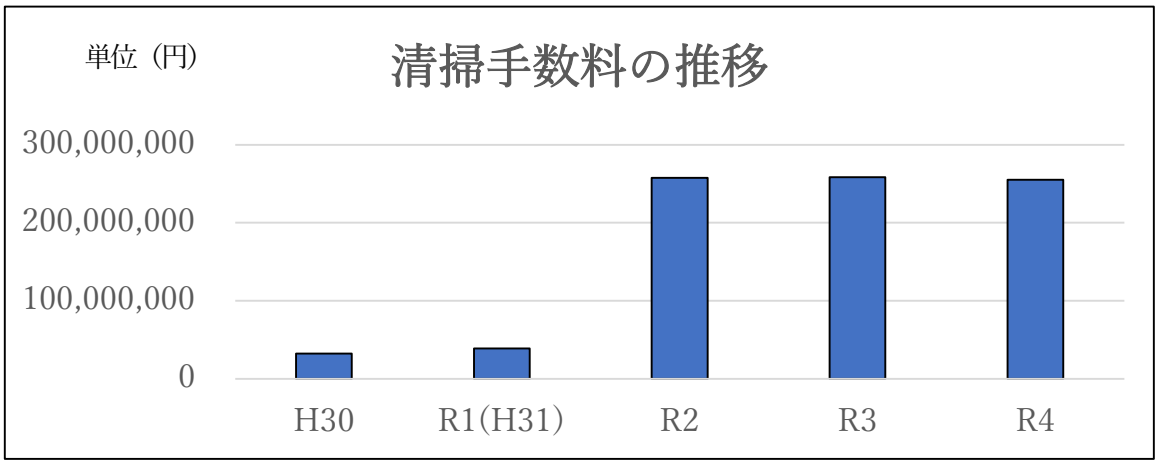

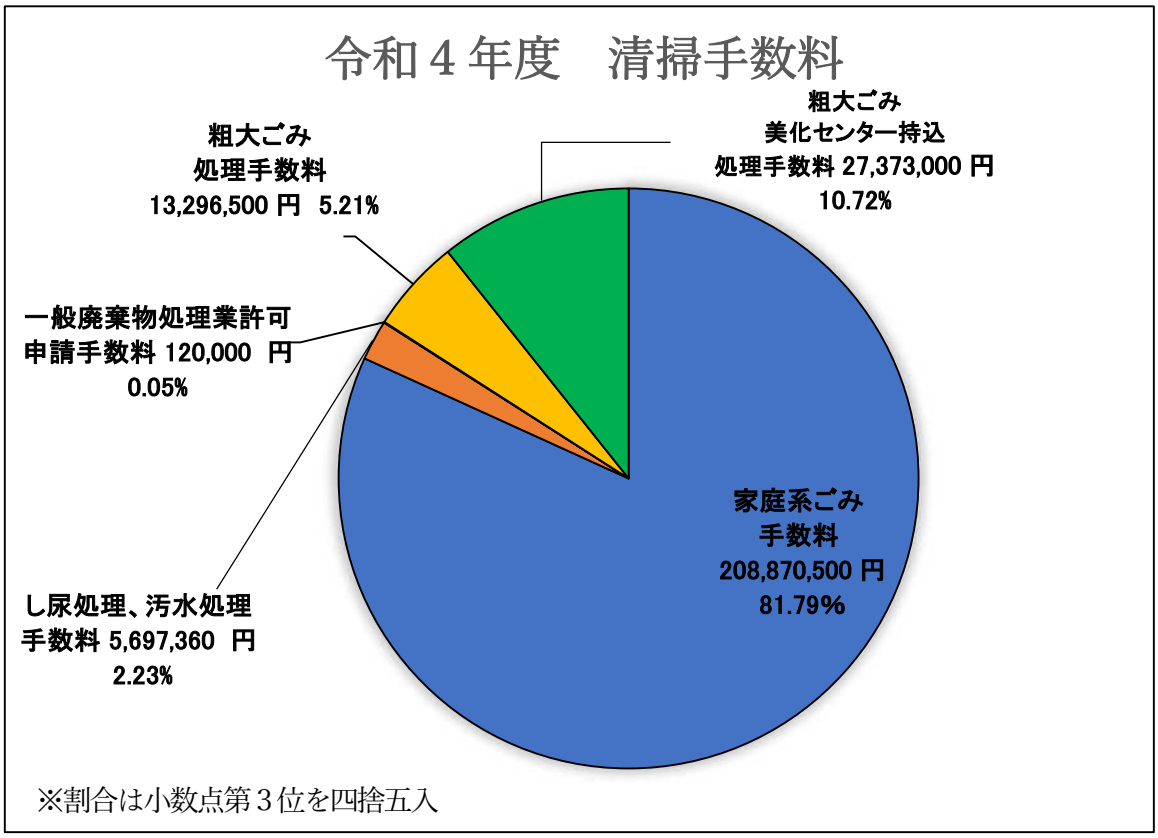

※割合は小数点第３位を四捨五入

（3） 歳出決算

（単位：円）

款	項	目	節	金　額	説　明
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費		1,250,471,521	
			1 報酬	2,231,740	○職員給与費
			2 給料	193,272,357	410,606,289
			3 職員手当等	126,549,006	○清掃総務管理経費
			4 共済費	90,784,926	3,591,031
			8 報償費	1,036,000	○高座清掃施設組合負担金
			9 旅費	47,962	823,721,000
			11 需用費	1,591,289	○環境美化推進事業費
			12 役務費	15,400	12,553,201
			13 委託料	11,216,841	
			19 負担金、補助及び交付金	823,726,000	

款	項	目	節	金　額	説　明
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費		380,372,996	
			1 報酬	19,016,813	○塵芥処理事業費
			8 報償費	45,400	380,372,996
			11 需用費	24,277,164	塵芥処理事業費
			12 役務費	20,525,902	(126,208,720)
			13 委託料	293,150,837	有料化・戸別収集事業費
			14 使用料及び賃借料	22,834,680	(254,164,276)
			19 負担金、補助及び交付金	27,300	
			23 償還金、利子及び割引料	5,000	
			27 公課費	489,900	

款	項	目	節	金　額	説　明
4 衛生費	2 清掃費	3 し尿処理費		2,931,923	
			11 需用費	1,823,098	○し尿処理事業費
			12 役務費	1,040,451	2,931,923
			13 委託料	4,764	し尿収集事業費
			14 使用料及び賃借料	10,410	(2,931,923)
			23 償還金、利子及び割引料	4,000	
			27 公課費	49,200	

款	項	目	節	金　額	説　明
4 衛生費	2 清掃費	4 資源対策費		25,794,941	
			9 旅費	3,718	○廃棄物減量化推進事業費
			11 需用費	120,611	25,794,941
			12 役務費	215,200	資源物処理事業費
			13 委託料	17,560,572	(14,737,278)
			14 使用料及び賃借料	62,040	廃棄物減量化事業費
			18 備品購入費	504,000	(11,057,663)
			19 負担金、補助及び交付金	7,328,800	

款	項	目	節	金　額	説　明
4　衛生費	2　清掃費	5　美化センター費		16, 222, 941	
			11　需用費	3, 461, 828	○美化センター維持管理経費
			12　役務費	1, 410, 898	16, 222, 941
			13　委託料	3, 180, 430	美化センター維持管理経費
			14　使用料及び賃借料	794, 795	(16, 222, 941)
			15　工事請負費	6, 948, 980	
			18　備品購入費	400, 510	
			19　負担金、補助及び交付金	25, 500	

款	項	目	節	金　額	説　明
4　衛生費	2　清掃費	6　資源分別事業費		463, 241, 907	
			11　需要費	15, 403, 875	○資源分別事業費
			12　役務費	4, 000, 155	463, 241, 907
			13　委託料	421, 374, 846	資源化センター維持管理経費
			14　使用料及び賃借料	15, 127, 241	(463, 241, 907)
			15　工事請負費	6, 130, 300	
			18　備品購入費	1, 205, 490	

歳出合計	2, 139, 036, 229

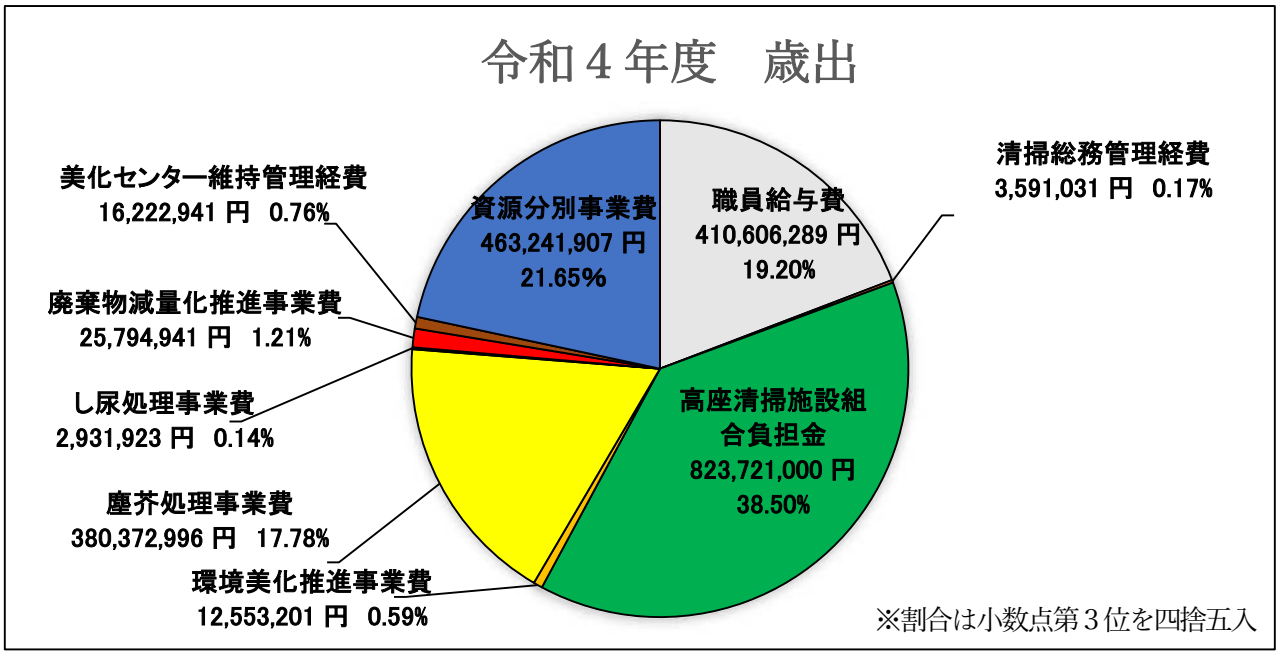

（４） 清掃処理経費

① 原価計算（ごみ）

年度	直接原価※1（円）	処理量（ｔ）	処理原価（円／ｔ）		
			収集運搬※2	処分※3	計
Ｈ３０	1, 013, 142, 067	20, 692	21, 201	27, 762	48, 963
Ｒ１（Ｈ３１）	1, 173, 998, 089	19, 810	31, 653	27, 610	59, 263
Ｒ２	1, 293, 999, 100	18, 500	36, 747	33, 199	69, 946
Ｒ３	1, 436, 572, 299	18, 360	34, 056	44, 188	78, 244
Ｒ４	1, 507, 538, 091	18, 141	35, 686	47, 415	83, 101

※1 収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出、減価償却の合計

※2 直接原価※1 の内、収集運搬に係る人件費、ごみ処理にかかる歳出（収集運搬経費）、減価償却の合計/処理量

※3 直接原価※1 の内、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出（処理経費）の合計/処理量

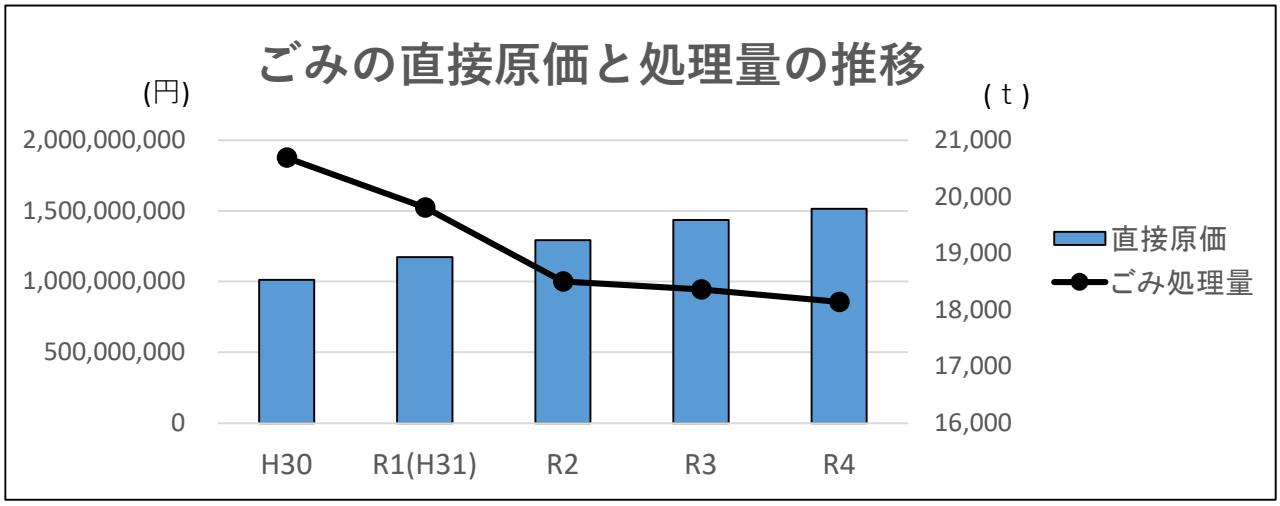

② 一人あたり、世帯あたりの経費（ごみ）

年度	直接原価※（円）	処理人口（年度末）	処理世帯数	一人あたり経費（円）	世帯あたり経費（円）
Ｈ３０	1, 013, 142, 067	132, 889	56, 673	7, 624	17, 877
Ｒ１（Ｈ３１）	1, 173, 998, 089	134, 714	58, 046	8, 715	20, 225
Ｒ２	1, 293, 999, 100	137, 114	58, 971	9, 437	21, 943
Ｒ３	1, 436, 572, 299	137, 987	59, 899	10, 411	23, 983
Ｒ４	1, 507, 538, 091	139, 739	61, 454	10, 788	24, 531

※直接原価：収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、ごみ処理にかかる歳出、減価償却の合計

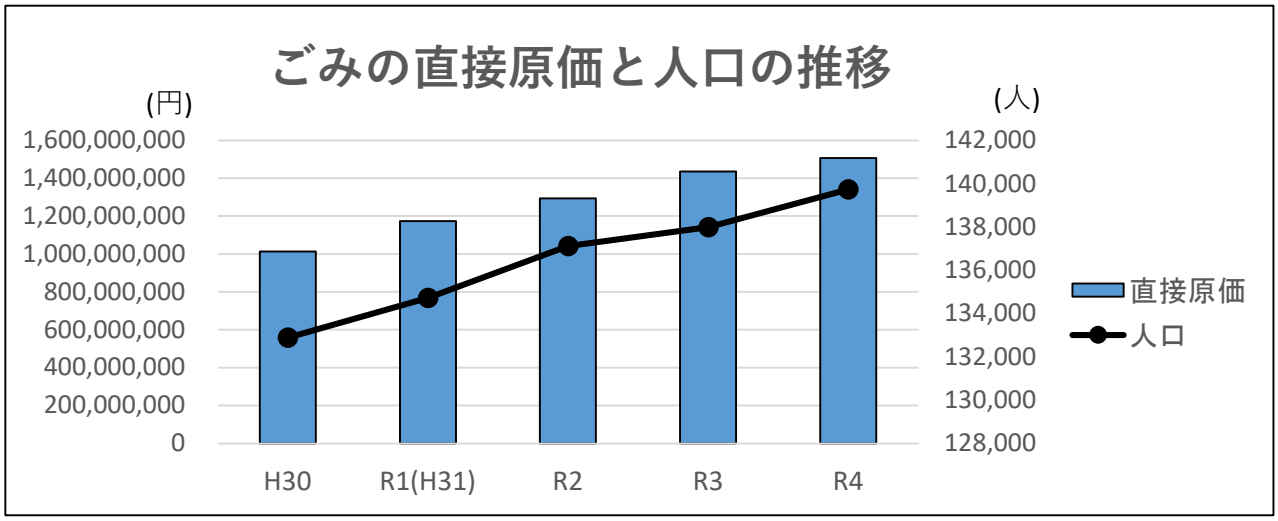

③　原価計算（し尿）

年度	直接原価※1（円）	処理量（ｋｌ）	処理原価（円／ｋｌ）		
			収集運搬※2	処分※3	計
Ｈ３０	55,329,238	560	60,661	38,142	98,803
Ｒ１（Ｈ３１）	59,235,281	508	70,546	46,059	116,605
Ｒ２	78,433,508	457	69,427	102,200	171,627
Ｒ３	68,992,996	584	50,495	67,644	118,139
Ｒ４	82,635,304	403	85,427	119,623	205,050

※1　収集運搬に係る人件費、高座清掃施設組合処理委託分担金、し尿処理にかかる歳出、減価償却の合計

※2　直接原価※1 の内、収集運搬に係る人件費、し尿処理にかかる歳出（按分）の合計/処理量

※3　直接原価※1 の内、高座清掃施設組合処理委託分担金、し尿処理にかかる歳出（按分）、減価償却の合計/処理量

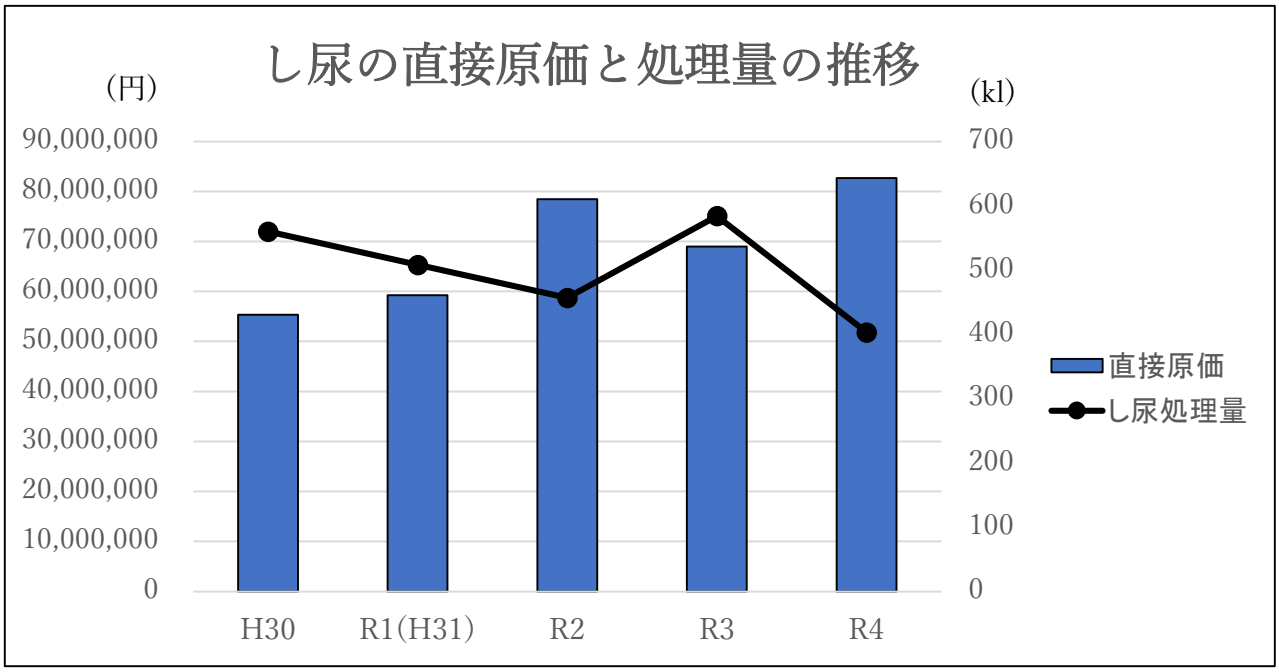

※平成 23 年度からし尿従量の人口算出、平成 24 年度から世帯算出を取り止め

Ⅱ　ごみ･資源

１　概要

（１）　一般廃棄物処理基本計画の取組状況

海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合で策定した、一般廃棄物処理基本計画(計画期間：平成２５年度から令和９年度まで)では、数値目標として、「一人一日あたりの家庭からの排出量」「事業系ごみの減量化量」「焼却量」「一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量」「リサイクル率」の５つを掲げています。令和５年３月の一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、目標値の改定を行いました。

家庭系ごみ・事業系ごみ排出量(ｔ)

年度	家庭系ごみ					事業系ごみ	総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	全家庭系ごみ		
Ｈ２２	20,419	698	370	11,586	33,073	6,845	39,918
Ｈ３０	19,660	489	494	9,615	30,258	8,509	38,767
Ｒ１(Ｈ３１)	18,472	679	659	10,228	30,038	8,665	38,703
Ｒ２	17,289	500	711	10,386	28,886	7,749	36,635
Ｒ３	17,083	576	701	10,201	28,561	8,037	36,598
Ｒ４	17,016	416	709	9,837	27,978	8,331	36,309

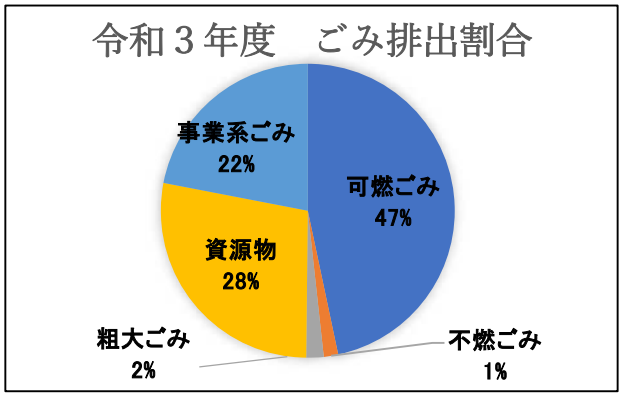

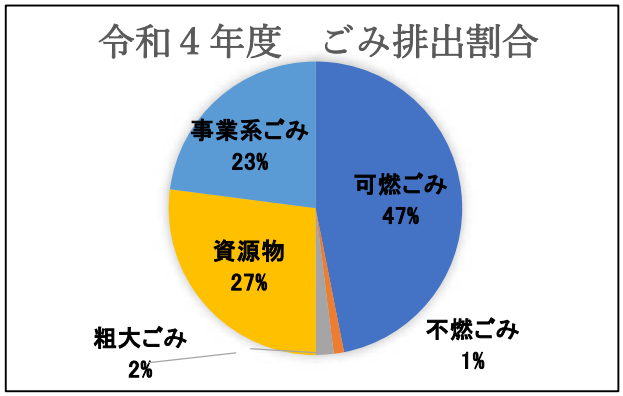

【分析】

・家庭系ごみの一部有料化に伴う市民の皆様の減量化意識の向上等により、総排出量は減量しています。

・一方で、事業系ごみは増加傾向にあるため、更なる減量化が今後の目標となっています。

令和４年度の詳細(ｔ)

	項　目	実績値
資源物	家庭からの資源排出量	9,794
	粗大ＲＰＦ化処理量	1
	剪定枝資源化処理量	42
	資源物計	9,837
事業系	事業系ごみ許可業者	8,309
	事業系ごみ直接搬入	22
	事業系ごみ計	8,331
一人一日あたりの家庭からの排出量	計画収集総量	36,309
	家庭からのごみ･資源排出量	27,978
	人口(10 月 1 日現在)	139,387
	一人一日あたりの排出量(g)	550
ごみ総排出量	可燃ごみ(家庭系+事業系)	25,347
	家庭からの可燃ごみ排出量	17,016
	不燃ごみ	416
	粗大ごみ	709
	家庭ごみ総排出量	18,141

（２）　一般廃棄物処理基本計画各目標の推移

【目標値一覧】

①　一人一日あたりの家庭系ごみ量
②　事業系ごみ量
③　焼却量
④　一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量
⑤　リサイクル率

①一人一日あたりの家庭系ごみ量
④一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量

平成２２年度の全家庭系ごみ一人一日あたり排出量は、７１１グラムです。ここから令和３年度までに２５グラムを減量し、目標値を６８６グラムと設定しています。また、令和９年度までにさらに６グラム減量し、６８０グラムを目標値としています。

なお、令和５年３月の一般廃棄物処理基本計画改定に伴い、一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量を令和９年度までに３４０グラムとする目標を設定し、目標を達成している状況です。令和４年度は過去最少の３３４グラムでした。

①④ともに達成

一人一日あたりの家庭からの排出量（ｇ）

年度	人口（10月１日現在）（人）	家庭からの可燃ごみ（ｔ）	一人一日あたり（④）（ｇ）	全家庭系ごみ（ｔ）	一人一日あたり（①）（ｇ）
Ｈ２２	127, 707	20, 419	438	33, 128	711
Ｈ３０	132,641	19,660	406	30,258	625
Ｒ１（Ｈ３１）	133,706	18,472	377	30,038	614
Ｒ２	136,516	17,289	347	28,886	580
Ｒ３	137,303	17,080	341	28,561	570
Ｒ４	139,387	17,016	334	27,978	550
Ｒ９目標値			340		570

※Ｒ９目標値：令和５年３月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

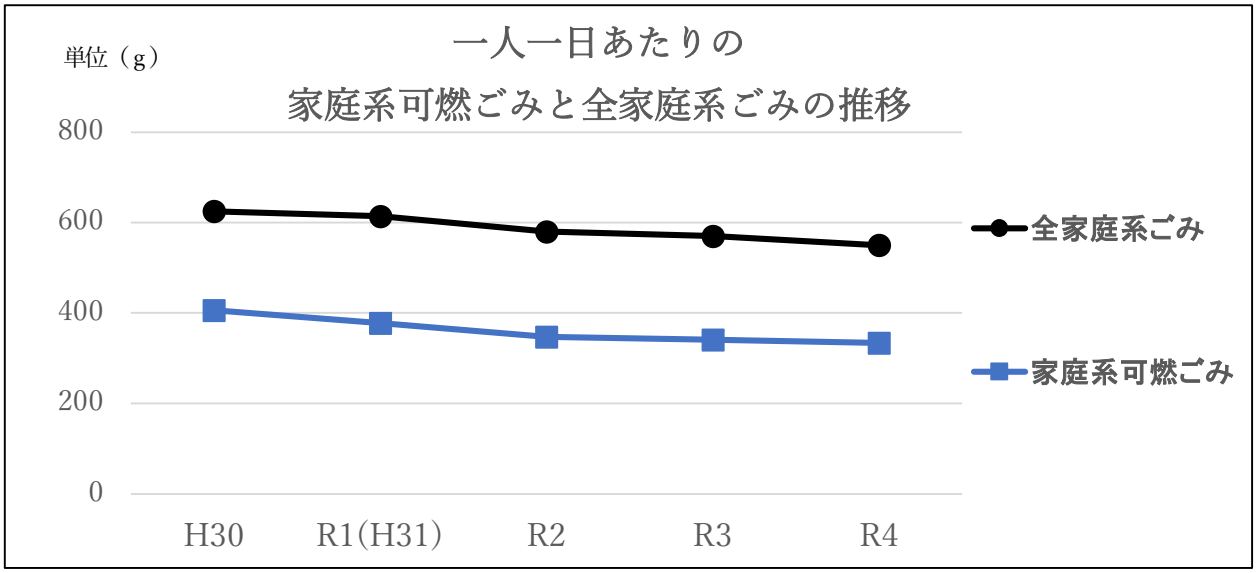

※全家庭系ごみ＝家庭からの可燃ごみ＋不燃物＋粗大ごみ＋不燃で収集された粗大可燃＋資源物量

②事業系ごみ量

本市では、市内経済の発展により年々事業系ごみの排出量は増加しています。

令和２年度から３年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大により店舗の営業自粛等により、一時的な減量もみられましたが、事業系ごみの減量化は引き続き本市の重要課題となっています。

未達成

事業系ごみ排出量（ｔ）

年度	経過年数	実績値
Ｈ１２	0	6,545
Ｈ２２	10	6,845
Ｈ３０	18	8,509
Ｒ１（Ｈ３１）	19	8,665
Ｒ２	20	7,749
Ｒ３	21	8,037
Ｒ４	22	8,331
Ｒ９目標値	27	5,145

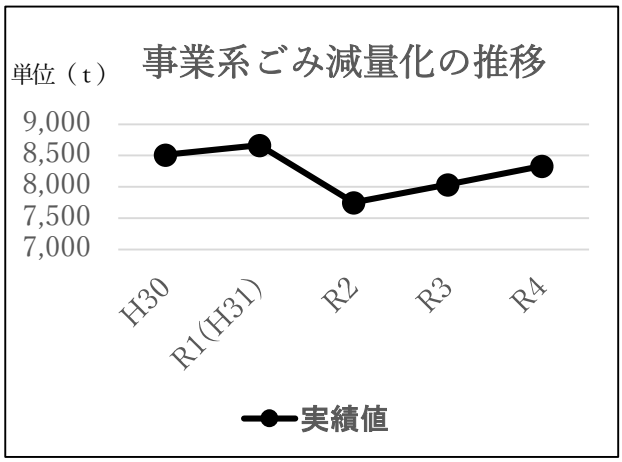

※Ｒ９目標値：令和５年３月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※平成２２年度の実績値のみ、事業系直接搬入量を除いたトン数。

③焼却量

平成１２年度の海老名市分のごみ焼却処理量である３２，９８０トンを基準値とし、ここから約２６％削減した２４，０００トンを、令和９年度の目標値として設定しています。

未達成

ごみ焼却処理量（ｔ）

年度	経過年数	実績値
Ｈ１２	0	32,980
Ｈ２２	10	28,238
Ｈ３０	18	29,082
Ｒ１（Ｈ３１）	19	28,379
Ｒ２	20	26,151
Ｒ３	21	26,308
Ｒ４	22	26,399
Ｒ９目標値	27	約24,000

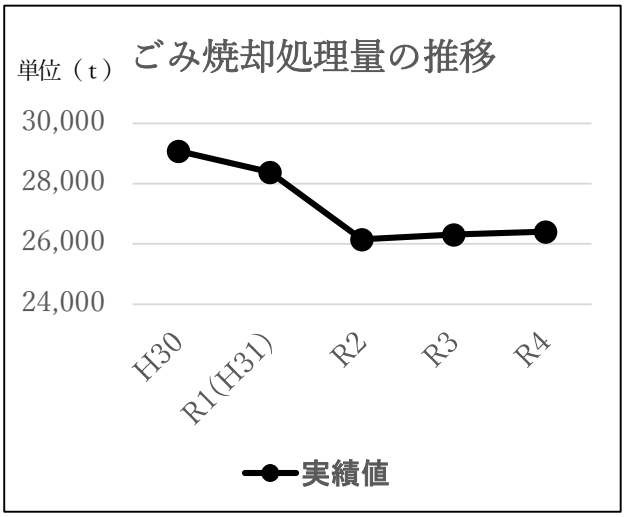

※Ｒ９目標値：令和５年３月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※ここで指す「ごみ焼却処理量」は、県へ報告している「一般廃棄物処理実績報告」の「全焼却量」であり、不燃物残渣の中間処理後の焼却量等を含みます。

⑤リサイクル率

令和３年度にリサイクル率を４０％とし、令和９年度まで維持するよう、目標設定しています。

基準となる平成２２年度の実績値は３５．８％であり、令和４年度実績において、令和３年度目標（４０％）を下回っています。

要因として、プラスチック製品の減少や市民の購買意識の変化、不用品のネット売買の浸透等が想定されます。

リサイクル率（%）　未達成

年 度	経過年数	実績値 A/B (%)	項目（t）		県内順位（人口 10 万人以上 50 万人未満）（率の高い順）
			総資源化量（A）	総排出量（B）	
Ｈ２２	０	35.8	14,288	39,918	3 位(1 位鎌倉市 46.7)
Ｈ３０	８	30.6	11,869	38,767	3 位(1 位鎌倉市 52.5)
Ｒ１(Ｈ３１)	９	33.7	13,038	38,703	2 位(1 位鎌倉市 52.6)
Ｒ２	10	36.1	13,211	36,635	2 位(1 位鎌倉市 53.2)
Ｒ３	11	34.4	12,601	36,598	2 位(1 位鎌倉市 52.8)
Ｒ４	12	33.8	12,284	36,309	
Ｒ９目標値	17	40.0			

※Ｒ９目標値：令和５年３月改定一般廃棄物処理基本計画で定めている数値

※本リサイクル率は、県「一般廃棄物処理実績報告」の数字に、粗大ごみＲＰＦ化による資源化量等を含んで算出したものとなっています。

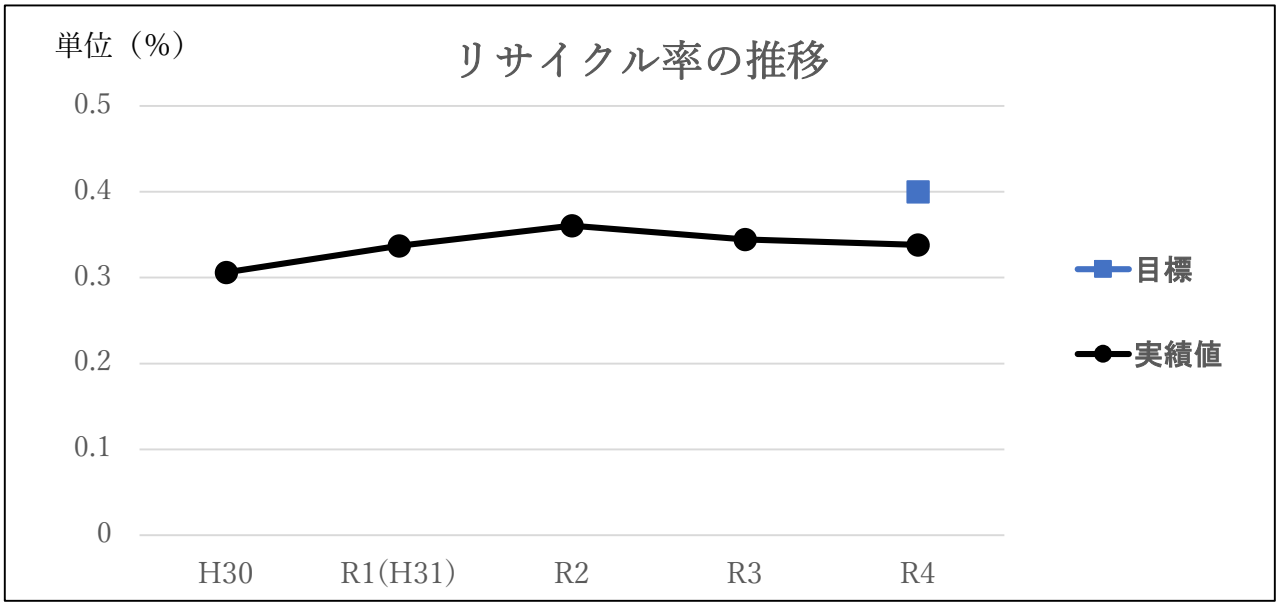

（３）　ごみの収集状況

（単位：ｔ）

区　　分		平成３０年度	令和元年度 (平成３１年度)	令和２年度	令和３年度	令和４年度
家庭系	可燃物	19, 647	18, 466	17, 284	17, 080	17, 016
	不燃物	489	679	500	576	416
	粗大ごみ	494	659	711	701	709
	不燃で収集された粗大可燃	13	6	5	3	0
	小　　計	20, 692	19, 810	18, 500	18, 360	18, 141
事業系	許可業者	8, 483	8, 644	7, 732	8, 018	8, 309
	直接搬入	26	21	17	19	22
	小　　計	8, 509	8, 665	7, 749	8, 037	8, 331
資源物量		9, 615	10, 228	10, 386	10, 201	9, 837
総合計		38, 816	38, 703	36, 635	36, 598	36, 309

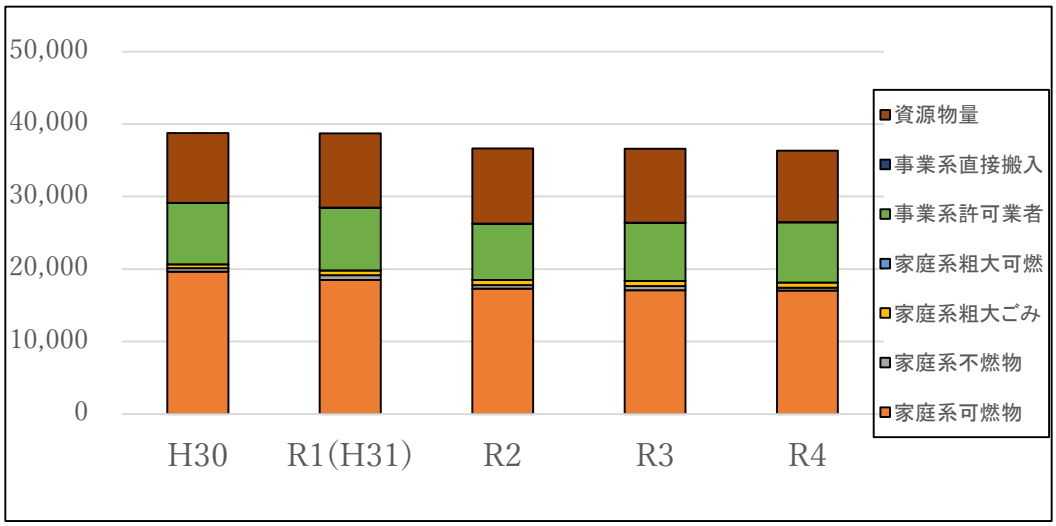

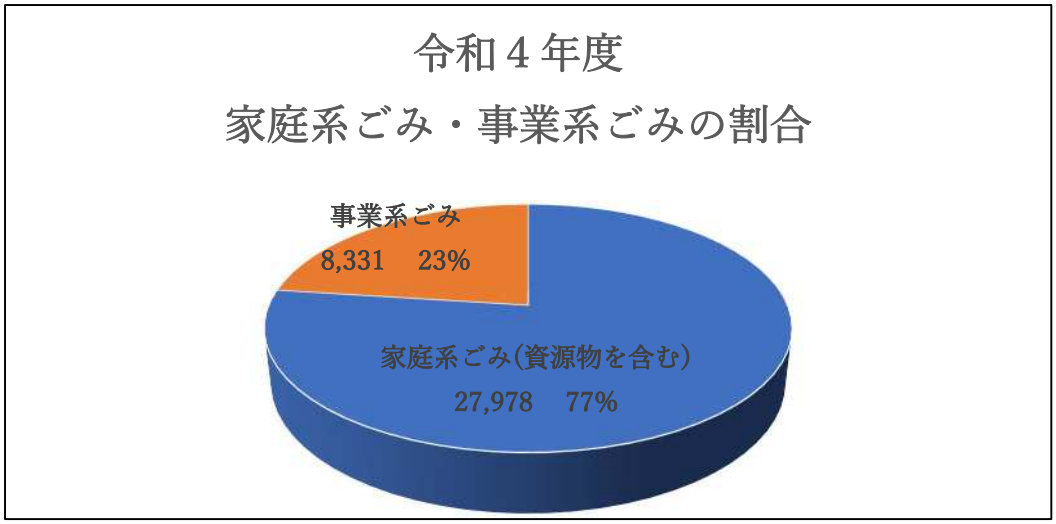

（4） 粗大ごみの収集状況

○ 粗大ごみの推移

年度	申込分(戸別収集)		持込分		収集日数	
	件数	点数	件数	点数	申込分	持込分
Ｈ３０	5,502	11,293	36,995	92,325	308	359
Ｒ１(Ｈ３１)	6,343	13,725	44,851	114,046	307	359
Ｒ２	7,458	15,774	45,101	119,468	303	359
Ｒ３	7,739	15,497	49,305	123,036	359	
Ｒ４	8,080	16,958	46,280	112,832	359	

※令和３年度から申込分も年末年始を除いて年中無休となりました。

○ 粗大ごみの資源化量 (単位：kg)

年度	木製家具ＲＰＦ化	布団ＲＰＦ化	金属売却	資源化量合計	粗大ごみ量からの資源化割(%)	【参考】粗大ごみ量
Ｈ３０	27,360	21,560	122,570	171,490	34.2	330,000
Ｒ１(Ｈ３１)	30,030	30,950	135,010	195,990	28.4	494,000
Ｒ２	25,160	13,810	134,540	173,510	20.8	659,000
Ｒ３	25,860	10,150	151,560	187,570	20.9	711,000
Ｒ４	500	0	124,310	124,810	15.0	709,000

※粗大ごみ量からの資源化割合の計算は、粗大ごみの資源化量を粗大ごみ量と粗大ごみの資源化量の合計で除して出た割合となります。(再生家具等の量は含まれていません。)

※再生家具等により粗大ごみ処理量の減量化を図っています。(第二高齢者生きがい会館【再生家具等即売件数】(３５ページ)参照)

○ 種類別内訳

区分	平成３０年度		令和元年度(平成３１年度)		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	点数	割合(%)	点数	割合(%)	点数	割合(%)	点数	割合(%)	点数	割合(%)
家具類	38,237	36.9	47,192	36.9	50,246	37.1	31,649	22.9	28,862	25.6
家電類	14,694	14.2	18,033	14.1	19,865	14.7	20,071	14.5	17,910	15.9
寝具類	24,514	23.7	28,951	22.7	30,241	22.4	29,406	21.2	26,485	23.5
車両類	3,979	3.8	4,687	3.7	4,681	3.5	5,776	4.2	4,472	3.9
その他	22,194	21.4	28,908	22.6	30,209	22.3	51,631	37.2	35,103	31.1
合 計	103,618	100	127,771	100	135,242	100	138,533	100	112,832	100

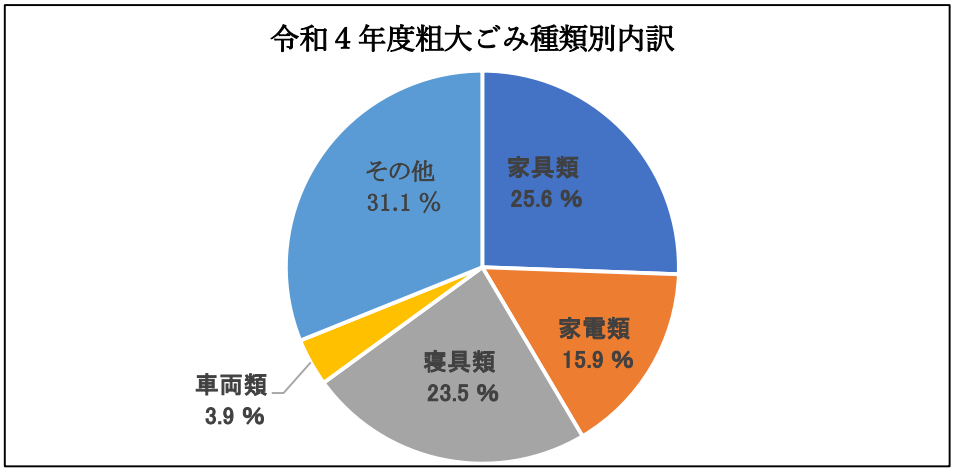

２ ごみ処理

（１） 収集体制

① 家庭系ごみ

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>排出容器</th><th>収集回数</th><th>実施主体</th><th>収集場所</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせるごみ・生ごみ</td><td>指定収集袋(オレンジ色)</td><td>週２回</td><td rowspan="2">直営・委託</td><td rowspan="2">戸別収集</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙おむつ・落ち葉・雑草</td><td>透明・半透明の袋</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やせないごみ</td><td>指定収集袋(水色)</td><td>週１回</td><td rowspan="11">委託</td><td>ごみ集積所</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>－</td><td>持込・申込制</td><td>戸別収集・持込み(有料)</td></tr>
<tr><td rowspan="10">資源</td><td>紙類(段ボール、新聞と折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパー)</td><td>ひもで十字にしばる
(ミックスペーパーは袋等)</td><td rowspan="9">週１回</td><td rowspan="9">ごみ集積所</td></tr>
<tr><td>家庭用金物類</td><td rowspan="8">透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td>小型電気製品</td></tr>
<tr><td>布類</td></tr>
<tr><td>缶類</td></tr>
<tr><td>びん類</td></tr>
<tr><td>蛍光管、電球、乾電池</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>容器包装プラスチック</td></tr>
<tr><td>その他プラスチック</td></tr>
<tr><td>使用済み食用油</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>剪定枝</td><td>ひもで束ねる</td><td>申込制</td><td>戸別収集</td></tr>
</table>

② 事業系ごみ

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第一項)

自ら処理できない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託するか、市廃棄物条例の規定に従い高座清掃施設組合へ搬入することとなります。

③ 海老名市が収集・運搬しないごみ

区分	品目
処理が困難なもの	パソコン、業務用ファクシミリ、自動車、オートバイ(原付を含む)、タイヤ・ホイールその他自動車部品、農業用機械、農業用ビニール、耐火ボード、石膏ボード、断熱材、建築廃材、がれき類(モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど)、石(砂利、墓石、漬物石、庭石など)、セメント、瓦、土、砂、発電機、給湯器、ボイラー、ソーラーシステム、物置(外床１．５坪を超えるもの)、木彫りの置物(厚み１０cm以上)・碁盤・将棋盤(厚み１０cm以上)、草刈り機・芝刈り機・チェーンソー(それぞれエンジン付きのもの)、オイルヒーター、浴槽、愛玩動物の死骸、便器、神棚、仏壇、位牌、耐火金庫、ピアノ、ボウリングの球、スプリング入りマットレス、ウォーターベッド、うす、ウッドデッキ、カーポート、刀・日本刀、切り株(直径１０cm以上)、七輪、シニアカー、洗面台、流し台、その他１辺の長さが３m以上のもの
危険性のあるもの	消火器、ガスボンベ、石油類(ガソリン、灯油、エンジンオイル、機械油)、注射器、医療系廃棄物
有害性のあるもの	バッテリー(自動車・車椅子用含む)、塗料、農薬、殺虫剤、その他家庭用ではない薬品
特定家庭用機器	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)、冷蔵庫、冷凍庫

（２）　家庭ごみふれあい収集

平成14年10月から、社会福祉推進の一環として「家庭ごみふれあい収集」を開始しました。これは、ごみ集積所まで家庭のごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者など、体が不自由な方のみの世帯について、本人の申込みにより収集作業員が申込対象者宅の玄関先等まで伺い、声かけ(安否確認)をしてから、ごみの収集を行うものです。

ふれあい収集は、平成22年度まで市で実施し、平成23年度から社会福祉協議会事業の家事支援サービスの一部として「ごみ集積所等へのごみ出し」を行っています。

（３）　ごみ集積所の設置状況（単位：個）

年度	集積所数
Ｈ３０	3,028
Ｒ１（Ｈ３１）	3,235
Ｒ２	3,504
Ｒ３	3,612
Ｒ４	3,722

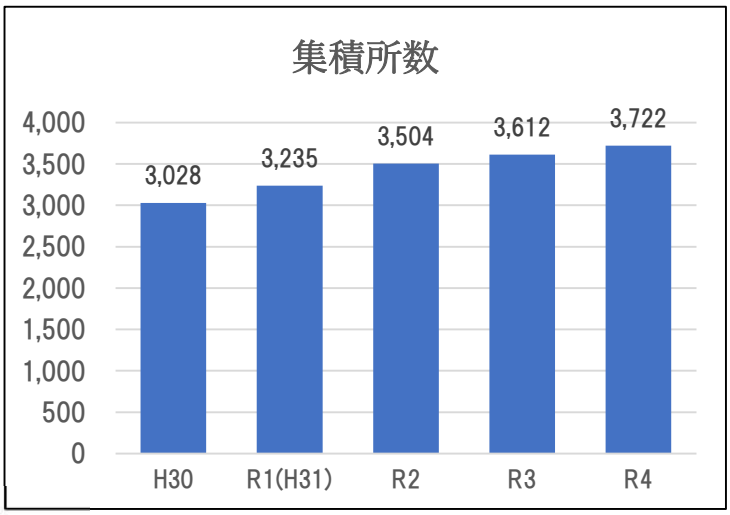

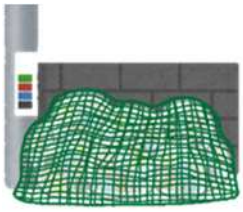

（４）　し尿・浸透桝汚水・浄化槽（単位：kℓ）

年度	し尿汲取量	汚水汲取量	浄化槽汚泥汲取量
Ｈ３０	560	415	3,195
Ｒ１（Ｈ３１）	508	325	2,732
Ｒ２	457	304	3,053
Ｒ３	584	178	3,269
Ｒ４	403	101	2,411

３　家庭系ごみ有料化と戸別収集

○有料化導入の経緯

海老名市では、ごみの減量化を喫緊の課題と考え、平成２９年５月に環境審議会に対し、「家庭系ごみ減量化策（戸別収集・有料化含む）について」の諮問を行い、家庭系ごみ専門部会において全９回の審議の結果、平成３０年６月１８日に最終答申を受けました。

環境審議会からの最終答申を受け、海老名市では「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針（案）」を策定し、広く市民から意見聴取するとともに、住民説明会を経て、基本方針を策定。

平成３０年９月、家庭系ごみ有料化についての条例改正案を議会に上程し、平成３０年１１月２９日議決、令和元年９月３０日から実施しました。

○有料化の方法と手数料

市の指定した袋（指定収集袋）により対象品目となるごみを排出する方法。

有料化対象品目	袋の種類	手数料（１枚当たり）	品目（例）
燃やせるごみ（オレンジ色）	5リットル袋	10円	生ごみ、ティッシュペーパー、革製品、綿の入ったもの、資源化できない紙類、家庭菜園の野菜くず、切り花、ペット用のおむつ、ペットシート、生理用品　等
	10リットル袋	20円	
	20リットル袋	40円	
	40リットル袋	80円	
燃やせないごみ（水色）	5リットル袋	10円	陶器類、ガラス類、資源化できないびん（化粧品のびん等）、鏡類、磁石、硯、砥石
	10リットル袋	20円	
	20リットル袋	40円	
	40リットル袋	80円	

○減免対象世帯への支援

次の世帯については、指定収集袋を一定枚数配布しています。

配布枚数（年間）：世帯人員１人あたり、１０リットル袋１１０枚に相当する量

1　生活保護受給世帯
2　児童扶養手当受給世帯
3　特別児童扶養手当受給世帯
4　ひとり親家庭等医療費助成世帯
5　障がい者手帳所持（身体１級・２級、精神１級）かつ非課税世帯
6　療育手帳所持（Ａ１またＡ２）かつ非課税世帯

○ごみ有料化実績後のごみ排出量の推移

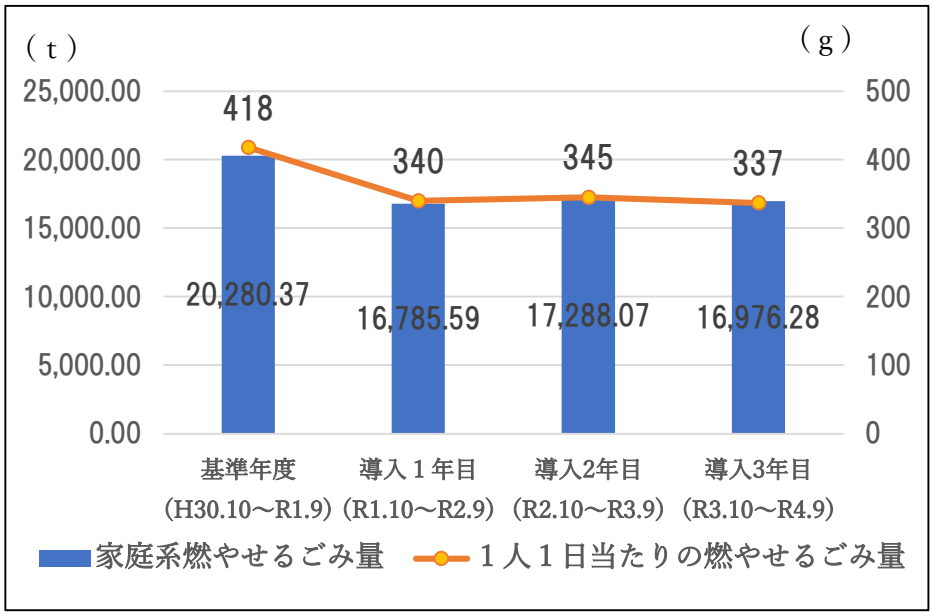

基準年度に比べ、家庭系燃やせるごみ量が16.3%（約3300ｔ）減量しました。また、１人１日あたりの燃やせるごみ量は、目標である３４０ｇを下回り３３７ｇとなりました。

○戸別収集

ごみの一部有料化の併用策として、令和元年９月３０日から燃やせるごみの戸別収集を開始しました。戸別収集とは、道路に面した敷地内にごみを出し、建物１棟ごとに収集する方法です。これにより、排出者責任の明確化が図られ、ごみの減量化が促進されるとともに、高齢者等のごみ出し負担軽減にもつながります。

○戸別収集対象品目

◎戸別収集対象品目

→燃やせるごみ

◎収集方法

	《戸建住宅》	《集合住宅》
燃やせるごみ、紙おむつ、落ち葉・雑草、清掃ごみ(燃やせるごみのみ)	自宅敷地内の道路沿いに排出	集合住宅敷地内の専用ごみ集積所に排出
燃やせないごみ、資源物	ごみ集積所に排出	ごみ集積所に排出

○剪定枝の資源

燃やせるごみの減量化を目的として、燃やせるごみに排出していた剪定枝を資源化し、それに伴い申込制の戸別収集を行っています。（無料）

◎排出方法等

	内容	備考
対象品目	剪定枝(葉付きも可)	土、石、砂付きは資源化に影響があり、不可
排出方法	ひもで束ねる	土、石、砂の混入の恐れがあり、ビニール袋等に入れての排出は不可
排出規格	太さ10cm、長さ50cm、1束の直径が25cm以内	従前と同規格
資源化方法	RPF 化(固形燃料化)	

※令和４年度は、試行的に自治会等の美化デーごみに限り、剪定枝のたい肥化を行いました。

４　事業系ごみ

海老名市では、家庭系ごみと同様に事業系ごみについても減量化を喫緊の課題ととらえ、一般廃棄物処理基本計画の目標である事業系ごみの減量化量の目標達成のため、事業系ごみ減量化基本方針を令和元年５月に策定しました。

事業系ごみについては、業種・業態・事業規模によって排出されるごみの量や排出品目が異なることから、統一した減量化策で一律の効果を得ることは難しく、排出事業者個々の状況に応じた対応が求められます。また、人員不足や廃棄物保管場所・分別スペース不足などの理由から、分別不十分の状況や地域の集積所に排出するなどの不適正排出も見受けられる状況です。さらに、資源物の取扱品目についても収集運搬業者によって異なります。

排出事業者に対するきめ細かな指導・啓発とごみの減量・適正排出に向けて粘り強く協力を要請するとともに、排出事業者が自主的に取り組めるよう市の支援を行うといったことも踏まえて、減量化策に取り組んでいく必要があります。

また、事業系ごみの減量化については、焼却炉を使用している三市それぞれの取り組みだけでは限界があります。事業者の分別・リサイクルを促進するため、座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合とともに搬入手数料の見直しを行い、令和６年度から段階的に搬入手数料の引き上げを行います(令和６年４月～３０円/kg、令和８年４月～３５円/kg)。

【収集量、許可業者及び収集委託事業所の推移】

年　度	事業系ごみ収集量(ｔ)	対前年比(%)	内　訳(ｔ)		許可業者数
			許可業者	直接搬入	
Ｈ２３	7,068	2.91	7,042	26	57
Ｈ３０	8,623	3.44	8,593	30	57
Ｒ１(Ｈ３１)	8,509	-1.32	8,483	26	58
Ｒ２	8,665	1.83	8,644	21	52
Ｒ３	8,037	3.71	8,018	19	53
Ｒ４	8,331	3.66	8,309	22	54

【多量排出者】

市廃棄物規則第１３条第１項により、次を満たす者は多量排出者に該当します。

〇前年度において毎月１トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出した者

〇前年度において１２トン以上の事業系一般廃棄物を排出した者

令和４年度　多量排出者件数：９２件

【事業所指導】

不適正排出の市民通報を受けての現地指導、ごみ減量化の提案など、事業所への廃棄物の適正排出及び減量化のための指導を行います。

令和４年度　事業所訪問・指導件数：２３件

５　ごみの減量化・資源化

（１）　資源化事業

○平成３年度：「紙類、缶類、びん類、布類」の分別回収・資源化開始
○平成１０年度：「ペットボトル」の分別回収・資源化開始
○平成１３年度：「容器包装プラスチック・食品トレー及び使用済み食用油」の分別回収・資源化開始
○平成１７年２月：東柏ケ谷地区で新たな分別・収集方法を試行。平成１７年１０月から市全域で新分別（容器包装プラスチック以外のプラスチック（その他プラスチック）、蛍光管・電球の追加）と新収集方法（全ての資源物を週１回収集する）を開始
○平成２８年１２月１日：ミックスペーパーの品目拡大（「シュレッダー紙」、「写真」、レシート等の「感熱紙」）
○平成２９年度：木製家具・布団の資源化（RPF 化）本格実施
○平成３０年度：小型電気製品の資源化実施
○令和元年９月３０日：剪定枝の戸別収集（予約制）・資源化（RPF 化）開始

①　資源化量実績　　（単位：ｔ）

年度	Ｈ３０	Ｒ１（Ｈ３１）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
紙類	4,494	4,838	4,881	4,723	4,575
布類	684	824	860	776	713
鉄類	515	500	459	450	415
アルミ類	328	274	322	321	322
生びん	12	6	6	3	0
カレット	842	835	862	862	844
ペットボトル	540	495	487	535	526
容器包装プラスチック	1,544	1,738	1,962	1,956	1939
廃食用油	43	48	55	50	45
その他プラスチック	283	307	222	204	177
乾電池	36	37	38	41	7
蛍光管	9	7	9	7	36
小型電気製品	236	236	230	209	195
木製家具	27	30	25	26	1
布団	22	31	14	10	0
剪定枝	－	22	37	28	42
合計	9,615	10,228	10,469	10,201	9,837

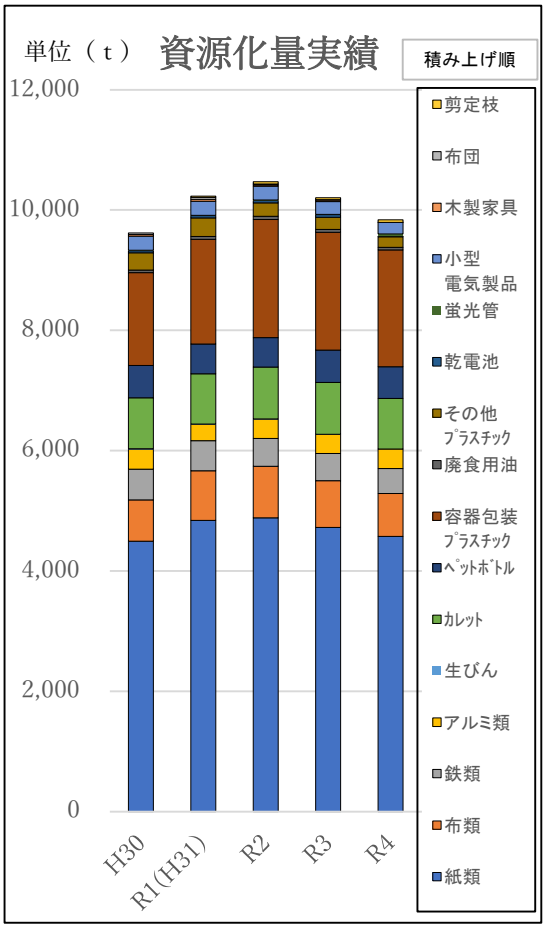

②年間一人当たり、世帯当たりの資源回収量　　年度末時点

年度	Ｈ３０	Ｒ１（Ｈ３１）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
資源回収量（ｔ）	9,615	10,228	10,469	10,201	9,837
人口（人）	132,889	134,714	137,114	137,987	139,739
世帯数（世帯）	56,673	58,046	58,971	59,899	61,454
一人当たり回収量/年（ｋｇ）	72.4	75.9	76.4	73.9	70.4
世帯当たり回収量/年（ｋｇ）	169.7	176.2	177.5	170.3	160.1

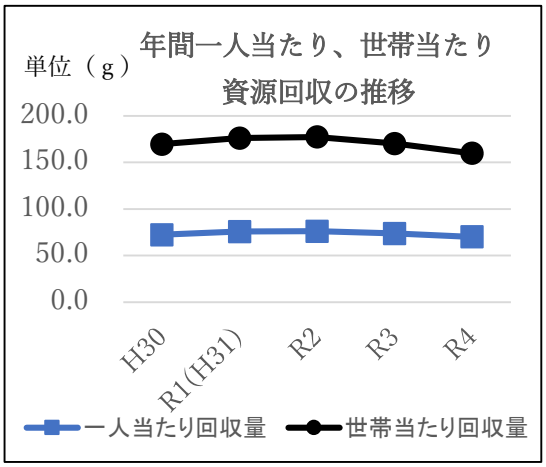

（２）　きれいなまちづくり事業

自治会、老人会、子ども会、ＰＴＡ、ＮＰＯ法人のいずれかであって、下記要件を備えている団体に対して、平成１８年４月から奨励金の交付を行っています。なお、令和３年度から奨励金額の変更を行い、活動時に使用するごみ袋の配布を開始しました。（月３，０００円→２，０００円）

①構成人数が１０人以上であること
②市内を拠点として活動する団体であること
③代表者及び会計責任者が市内に住所を有すること
④事業を地域において月１回以上行うこと

ア　実施団体の構成

	Ｈ３０	Ｒ１（Ｈ３１）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
自治会 町内会	24	24	25	25	23
老人会	15	17	16	15	15
子ども会	8	6	6	3	3
ＰＴＡ	7	7	6	5	5
NPO 法人	0	0	0	0	0
合　計	54	54	53	48	46

イ　実施内容（重複活動あり）

	Ｈ３０	Ｒ１（Ｈ３１）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
地域 道路清掃	54	50	53	48	46
駅前・繁華街の清掃	9	6	8	17	17
ごみ散乱防止 花プランター設置管理	8	8	8	0	0
不法投棄防止 パトロール	14	13	14	25	24
減量化資源化のための分別及び啓発活動	8	9	7	23	21
その他	4	4	1	0	0

ウ　奨励金交付状況（実施団体）

	Ｈ３０	Ｒ１（Ｈ３１）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
奨励金 交付額（円）	1, 902, 000	1, 839, 000	1, 419, 000	1, 000, 000	1, 036, 000
延べ 活動実施月数	634	613	473	500	518
団体数	54	54	53	48	46
１団体当たり 平均交付額（円）	35, 222	34, 056	26, 774	20, 833	22, 522

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より活動月数が減少傾向にあります。

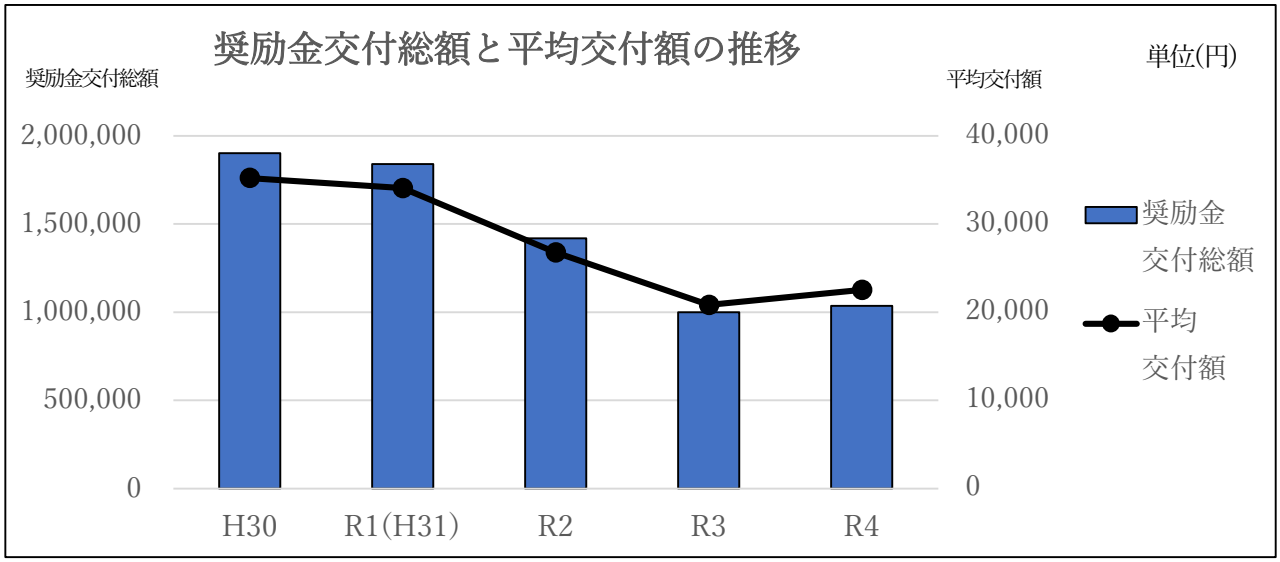

（３）　生ごみ処理機補助制度

平成５年度から、「生ごみ処理器(コンポスト)」、平成９年度から「ＥＭ菌の生ごみ処理器」の設置費補助を実施(１世帯２基まで、１基３，０００円を上限に３分の２以内)。

平成１１年度から、電動式生ごみ処理機も補助の対象(１世帯１基まで、３０，０００円を上限に２分の１以内)。平成１５年度に電動式の補助金額上限を４０，０００円へ引き上げ、市内事業所への補助も開始。

平成２２年度には、電動式生ごみ処理機の補助金額を５０，０００円を限度に購入金額の４分の３、堆肥式生ごみ処理機(「非電動式」に改称)の補助金額を５，０００円を限度に購入金額の１０分の９へ、平成２７年度には非電動式生ごみ処理機の補助金額を２０，０００円を限度に購入金額の４分の３へ見直しを行いました。令和４年度には、非電動式の生ごみ処理機の補助上限額を２５，０００円に引き上げました。

①　生ごみ処理機補助台数実績

	世帯数	非電動式	電動式	総　計	補助額(円)
Ｈ５～２９	4, 085	2, 733	1, 854	4, 587	68, 046, 900
Ｈ３０	173	64	123	187	5, 309, 200
Ｒ１(Ｈ３１)	806	215	630	845	24, 734, 200
Ｒ２	173	48	133	181	4, 945, 500
Ｒ３	301	81	234	315	8, 901, 100
Ｒ４	224	59	176	235	7, 328, 800
累 計	5, 762	3, 200	3, 150	6, 350	119, 265, 700

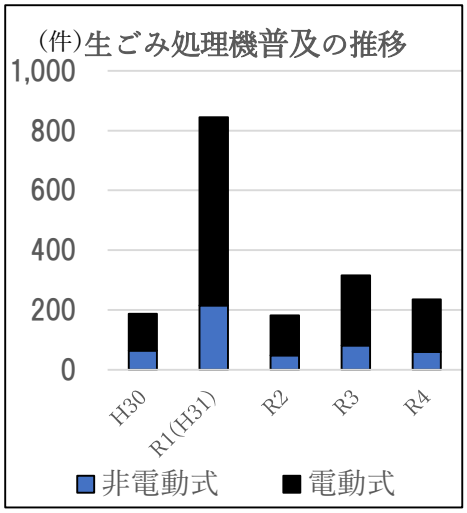

②　主な生ごみ処理機

◆ 電動式生ごみ処理機	◆ 非電動式生ごみ処理機
消滅型(写真:左)	コンポストタイプ(写真：左)
機械の中で微生物が生ごみを分解し、残渣がほぼ発生しない。	１０センチほど土を掘り、そこへ埋めて使う。土中の微生物が生ごみを分解する。
乾燥型(写真：中央、右)	キエーロ(写真：中央)
温風やヒーターで生ごみを乾燥し、たい肥化やそのまま燃やせるごみとして出すことができる。	ベランダに設置可能。土を掘り、生ごみと水を入れ土と撹拌して乾いた土をかぶせる。微生物が生ごみを分解する。
	ＥＭ容器タイプ(写真：右)
	密閉式のバケツのような容器に、生ごみ分解有機微生物(ＥＭ発酵資材)を入れて生ごみを分解する。

③　生ごみ処理機展示会（普及・啓発活動）

事　業　名	期　　日	会　　場
三井住友銀行ショーウインドー	令和４年６月２４日(金)～７月７日(木)	三井住友銀行海老名支店
自由通路デジタルサイネージによる放映	令和４年７月１５日(金)～１２月２８日(水)	海老名駅自由通路
中央図書館デジタルサイネージによる放映	令和４年７月１５日(金)～８月１４日(日)	中央図書館

Ⅲ　施 設

1　高座クリーンセンター（施設は高座清掃施設組合が管理）

【施設組合の状況】

所在地	海老名市本郷1番地の1	
構成市名	海老名市、座間市、綾瀬市	
設立年月日	昭和38年12月28日	
行政区域面積	66．3k ㎡	
施 設 面 積	高座クリーンセンター	17,881㎡
	じん芥処理施設 環境プラザ	15,975㎡
	水処理施設	1,906㎡
	その他、緩衝緑地	32,219㎡
	屋内温水プール	6,809㎡
	本郷老人福祉センター （本郷荘）	2,592㎡
	焼却灰等埋立処分地	5,399㎡
	本郷ふれあい公園	38,446㎡
	計	103,346㎡

※本郷ふれあい公園の敷地面積は第二工区用地取得済面積含む

【水処理施設の状況】

区　分	竣　工	延床面積（㎡）	処理能力	処理方法	最終処理
生し尿・浄化槽汚泥 ※計画処理能力 し尿:10kℓ/日 浄化槽汚泥:38kℓ/日	平成26年 3月	1,184.46	48kℓ/日 （し尿10kℓ、 浄化槽汚泥38kℓ）	固液分離・ 希釈後下水 道放流方式	脱水汚泥は、既設焼却炉にて焼却 脱離液は、固液分離・希釈後、下水道放流

【ごみ処理施設の状況】

区　分	竣　工	延床面積（㎡）	処理能力	処理方法	最終処理
マテリアル リサイクル施設	平成31年 3月	13,310.67	14ｔ/5時間 （1日5時間）	破砕方式	焼却処理及び資源化
122.5ｔ/日 ストーカ炉			122.5ｔ/日	ストーカ炉・ 灰資源化 方式	資源化
122.5ｔ/日 ストーカ炉			122.5ｔ/日		

【その他施設の状況】

区　分	竣　工	延床面積（㎡）	概要	諸室、設備等
環境プラザ	平成31年 3月	5,591.10	各種の市民活動に活用できる場を提供し、高座清掃施設組合の業務に関する認識を高めるとともに、地域文化の発展及び福祉の増進に寄与することを目的に設置	・創作工房1・2 ・キッチンルーム ・音楽室 ・多目的スタジオ ・中会議室　など
本郷ふれあい公園	令和元年 12月	11,000 （1.1ha） （第一工区）	廃棄物処理施設の更新に伴い、周辺地域の住環境との調和を図る目的に設置。現在、第一工区(1.1ha)のみ供用開始。令和5年度に、第二工区着工予定	・駐車場21台 ・トイレ

【高座清掃施設組合負担金】

区　　分			海老名市	座間市	綾瀬市	合　　計
令和２年度（決算額）	運営費分担金	共通費割額	183, 749	174, 640	146, 048	504, 437
		ごみ処理費割額	228, 439	279, 031	214, 695	722, 165
		し尿処理費割額	34, 097	34, 297	33, 785	102, 179
		運営費分担金合計	446, 285	487, 968	394, 528	1, 328, 781
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費分担金	共通費割額	0	0	0	0
		ごみ処理費割額	101, 015	98, 533	79, 428	278, 976
		し尿処理費割額	7, 746	9, 494	9, 651	26, 891
		建設費分担金合計	108, 761	108, 027	89, 079	305, 867
	周辺環境整備費分担金		15, 592	15, 592	15, 592	46, 776
	令和２年度分担金合計		570, 638	611, 587	499, 199	1, 681, 424
令和３年度（決算額）	運営費分担金	共通費割額	297, 411	288, 266	243, 698	829, 375
		ごみ処理費割額	251, 718	325, 684	238, 919	816, 321
		し尿処理費割額	26, 261	28, 142	28, 732	83, 135
		運営費分担金合計	575, 390	642, 092	511, 349	1, 728, 831
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費分担金	共通費割額	0	0	0	0
		ごみ処理費割額	204, 921	199, 794	161, 089	565, 804
		し尿処理費割額	7, 746	9, 494	9, 651	26, 891
		建設費分担金合計	212, 667	209, 288	170, 740	592, 695
	周辺環境整備費分担金		12, 614	12, 614	12, 614	37, 842
	令和３年度分担金合計		800, 671	863, 994	694, 703	2, 359, 368
令和４年度（決算額）	運営費分担金	共通費割額	236, 620	233, 847	199, 167	669, 634
		ごみ処理費割額	188, 296	279, 062	220, 566	687, 924
		し尿処理費割額	34, 295	32, 739	36, 306	103, 340
		運営費分担金合計	459, 211	545, 648	456, 039	1, 460, 898
	人件費分担金		0	0	0	0
	建設費分担金	共通費割額	352	344	264	960
		ごみ処理費割額	352, 279	343, 753	277, 059	973, 091
		し尿処理費割額	7, 746	9, 494	9, 651	26, 891
		建設費分担金合計	360, 377	353, 591	286, 974	1, 000, 942
	周辺環境整備費分担金		10, 521	10, 521	10, 521	31, 563
	令和４年度分担金合計		830, 109	909, 760	753, 534	2, 493, 403

２　資源化センター

缶やびん、容プラなど資源物の中間処理を行っている施設です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条に定める「一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）」。

【土地】
大谷南五丁目５０９３外１９筆（借地）　　５８８２．１１㎡

【地目】
ごみ処理場　（平成３１年　都市計画用途地域変更）

【建物】
大谷南五丁目７番２７号　　３０２５．１８㎡

延床面積（㎡）		構造	竣工年月
ビジター棟	539.46	鉄骨造平屋建	平成13年9月
缶・びん類処理施設棟	753.79 （うち2階部分　212.32）	鉄骨造2階建	令和元年11月
ペットボトル・容器包装プラスチック処理設備棟	1207.67 （うち2階部分　172.27）		
事務所棟	119.21 （うち2階部分　49.62）		
不燃物処理設備棟	360.00	鉄骨造平屋建	
可燃物保管棟	45.05		

種類別作業内容等　（※紙・布は業者へ直接搬入しています。）

資源物の種類	破袋処理	異物除去	選別	処理能力	再資源化手法
缶類	破袋機 除袋機	スプレー缶 金物類、びん類、他	磁選機 アルミ選別機	3.7t/日	①アルミ缶 ②鉄筋、鉄骨等
びん類（飲料用）	除袋作業 （手作業）	無価物 蓋	色選別 （無色、茶色、 その他）手作業	4.9t/日	①無色→再生びん ②茶色→再生びん ③その他→舗装材、グラスウール等
容プラ	破袋機	［主な異物］ 可燃物、その他プラ、ペットボトル	手作業	7t/日	①材料リサイクル（容プラ、プラ製品） ②ケミカル（油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化） ③固形燃料等
ペットボトル	破袋機 除袋機	［主な異物］ 可燃物、ラベル付、キャップ、縦潰れペットボトル	手作業	3t/日	①繊維 ②シート（卵パック、中仕切り） ③ボトル ④成形品（蓋、ごみ回収BOX） ⑤その他（結束バンド等）
不燃物 （金物、その他プラ、家電、陶磁器）	除袋作業 （手作業）	－	次の4つに選別 金物類、プラ類、家電類、残渣物	7t/日	①金物類…金属化 ②プラ類…固形燃料 ③家電類…再資源化 ④残渣物…破砕処理→資源物選別→焼却処理
廃食用油	－	－	－	－	油性インク等
スプレー缶	－	－	穴あけ処理	－	①アルミ缶 ②鉄筋、鉄骨等
蛍光管	－	－	－	－	高座清掃施設組合を通じて、アルミ、ガラス、水銀に分けて再利用
乾電池	－	－	－	－	高座清掃施設組合を通じて、亜鉛、鉄、マンガン、水銀に分けて再利用

３　美化センター

可燃ごみの収集、し尿・汚水の汲み取り、不法投棄防止の啓発と調査、収集を主な業務とする車両基地・拠点施設です。

【土　地】
杉久保北一丁目３００外２８筆　　３２９０．２４㎡

【建　物】
杉久保北一丁目４番１号　　８８４．８８㎡

面積(㎡)		構造	竣工年月日	備考
事務所棟	728.28	鉄骨造2階建	平成11年10月1日	○H8.2.27永池川河川改修事業で県に一部売却 ○H20.8.14道路拡幅のため一部市道へ(9.23㎡)
車庫棟･倉庫棟	130.50	軽量鉄骨造	平成31年2月28日	
(うち車庫部分	98.75)			
(うち倉庫部分	31.75)			
自転車置場	26.10	鉄骨造	昭和54年10月1日	

【車両台数】(令和4年度)

塵芥収集車(３ｔ)	２５台(うちリース車１２台)
箱型トラック	３台
し尿車(１．８kℓ)	２台
軽トラック	５台
軽貨物車	２台

４　第二高齢者生きがい会館(施設は、地域包括ケア推進課が管理)

粗大ごみの戸別収集予約受付、持ち込み受付、再生家具等の販売を行っています。

【土　地】
杉久保北二丁目２８９外５筆　　１２２８．１２㎡

【建　物】
杉久保北二丁目１番１０号　　２９９．８９㎡

面積(㎡)	構造	開所年月日
第二高齢者生きがい会館　299.89	鉄骨造平屋建	平成31年4月1日

【再生家具販売件数】

	Ｈ３０	Ｒ１(Ｈ３１)	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
件数		1,705	1,973	2,786	3,165
金額(円)		2,569,100	3,134,500	2,976,500	2,793,100

※Ｈ３０はリサイクルプラザ休館中であったため、再生家具等販売なし。

【参　考】
海老名市リサイクルプラザ

平成13年10月に、ごみの減量化、資源化について学んでもらう施設として開館。家庭から粗大ごみとして排出された家具等を、補修し、廉価で販売していた。また、平成18年11月からは、即日販売する方法を追加。このほか、研修室、リフォーム室、図書コーナーを設け、さらに不用品として無償で提供された小物類を、随時販売･交換するリサイクルも実施していた。　平成29年10月から隣接する資源化センターの大規模改修工事に伴い休館。平成31年4月1日に閉館

５　その他の施設

①　土　地

名　称 (用途)	所　　在　　地	面積(公簿)	備　　考
第１本郷 最終処分場 (一般廃棄物)	本郷字上星谷３８８５－１ 外２９筆	１１，６３２．７８㎡	使用開始　昭和４２年４月 埋立終了　平成１５年３月 面積のうち、本郷３８８５-３、３９６２-３　は、横須賀市上下水道局から借地 （１，００７．７８㎡）
第２本郷 最終処分場 (一般廃棄物)	本郷字下星谷３４９４ 外２２筆	４，８５３．㎡	使用開始　昭和４９年１２月 (現在は道路管理課が借地)
合　　計		１６，４８５．７８㎡	

②　災害対策用し尿貯蔵施設

名　称	所　在　地	貯留能力	施　　設	設置年月日
災害対策用 し尿貯蔵施設	本郷字上星谷 3972(第1本郷最終処分場内)	43.4t	タンク2基 21.7t×2基	昭和61年3月31日

Ⅳ　環境美化

１　地域美化の推進

（１）　美化デー

美化の推進及び美化意識の高揚を図ることを目的として、地域で自主的に行われている清掃活動について、ごみの収集やごみ袋の配布などの支援を行っています。

令和４年度　実施回数：２６３回　ごみ袋使用枚数：６，６８５枚

（２）　えびなクリーン作戦

実施日　　令和５年２月５日(日)
実施場所　　有馬小学校区域内
参加人数　　１９５名
参加団体　　杉久保自治会、本郷自治会
　　企業及び市民協力団体(１１団体)
ごみ量　　１７１．３kg

（３）　えびなっ子スクール

依頼がなかったため実施せず。

（４）　出前講座(ごみ減量化・資源化)

学校や自治会等から依頼がなかったため実施せず。

（５）　動画での分別啓発

YouTube にて啓発動画を配信
チャンネル周知のためにマグネット及びシールを作成

２　動物死体処理

動物死体処理の推移

年度	所有者不明				動物未発見※
	犬	猫	他動物	計	
３０	3	321	236	560	54
Ｒ１(Ｈ３１)	1	335	267	603	42
Ｒ２	0	266	253	519	43
Ｒ３	0	234	273	507	36
Ｒ４	0	175	273	448	30

※通報等により回収に行ったが、何らかの事情で死体が発見できなかったものをいう。

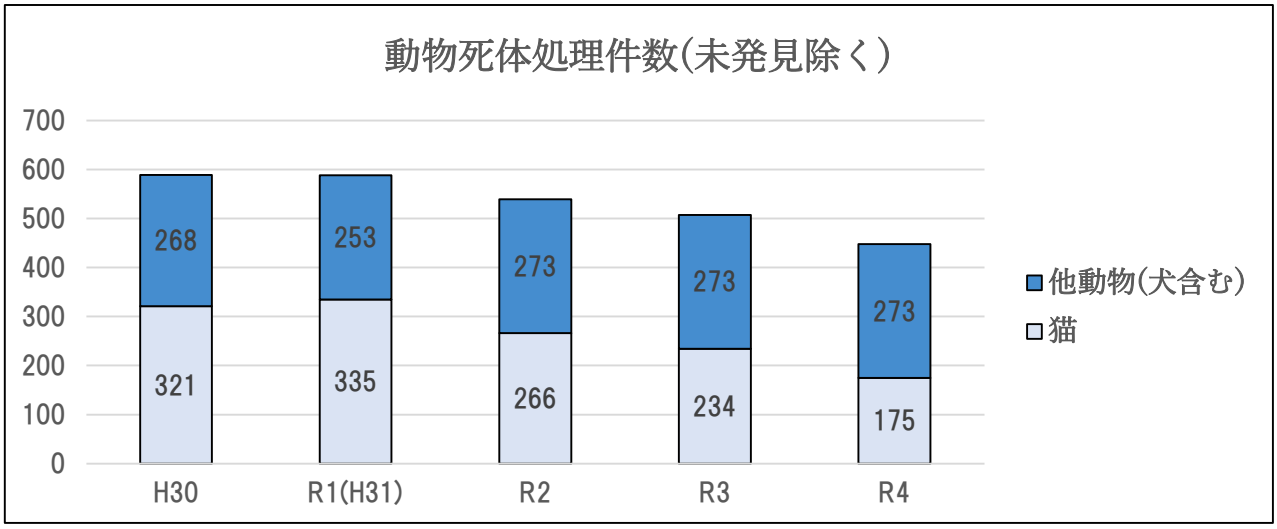

３　美化指導・啓発ほか

ポイ捨て・路上喫煙対策

〇美化推進重点地区

海老名駅周辺・さがみ野駅周辺・かしわ台駅周辺・厚木駅周辺

〇路上喫煙禁止地区

海老名駅周辺

※海老名駅西口の喫煙所を令和５年９月３０日に廃止しました。

〇美化推進員制度

海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例第１３条の規定に基づき、下記業務を委嘱

①空き缶等及び吸殻等の散乱防止に関する啓発、指導(ポイ捨て指導含む)

②路上喫煙禁止地区内での喫煙の禁止に関する啓発、勧告、命令等

③飲料及びたばこの自動販売機の調査

④空き缶等および吸殻等散乱物の処理

⑤関係行政機関との連絡調整(ポイ捨て、不法行為等法令違反行為)

⑥その他市が必要と認める事項(歩行喫煙の調査と啓発、指導)

【美化推進地区】

・中止指導　ポイ捨て者への行為中止及び投棄物自主回収指導、歩行喫煙抑制の協力依頼

・啓発　立ち止まって喫煙している方等へのポイ捨て未然防止呼びかけ

【路上喫煙禁止地区】

・勧告…禁止地区内で喫煙している方への指導

・案内…喫煙場所へ案内

・指導…喫煙所内指導(ex 加熱式たばこ専用の喫煙所で紙巻たばこを吸っている場合)

年　度	美化推進重点地区		路上喫煙禁止地区		
	中止指導	啓発	勧告	案内	指導
H30	238	206			
R1(H31)	115	11			
R2	47	125	551	115	274
R3	52	103	528	48	283
R4	29	127	509	65	145

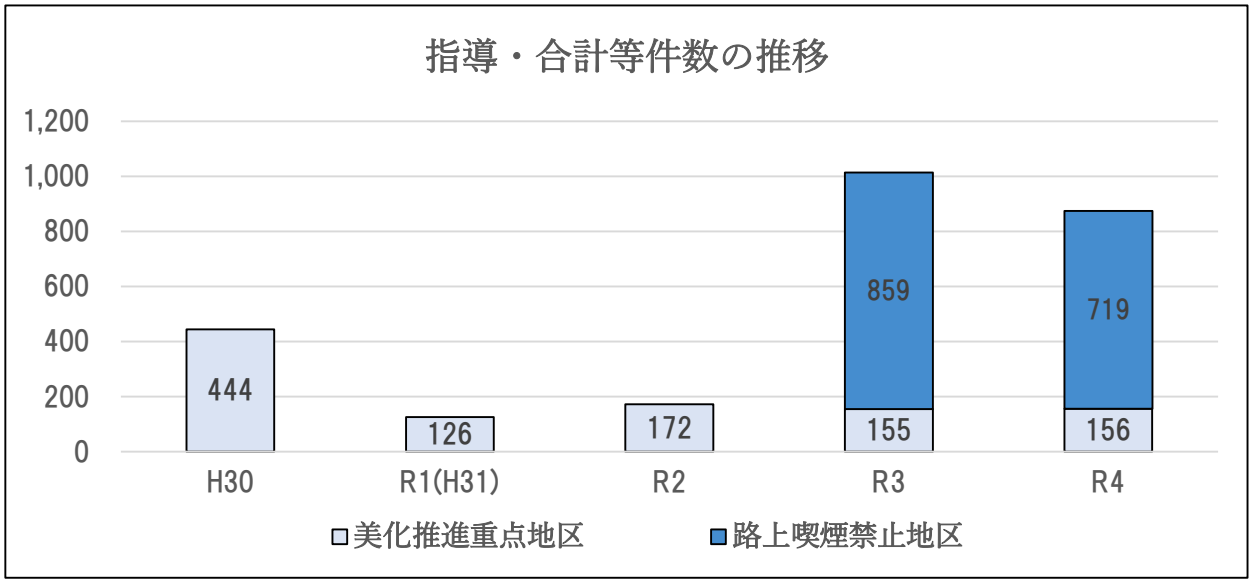

海老名駅　美化推進重点地区

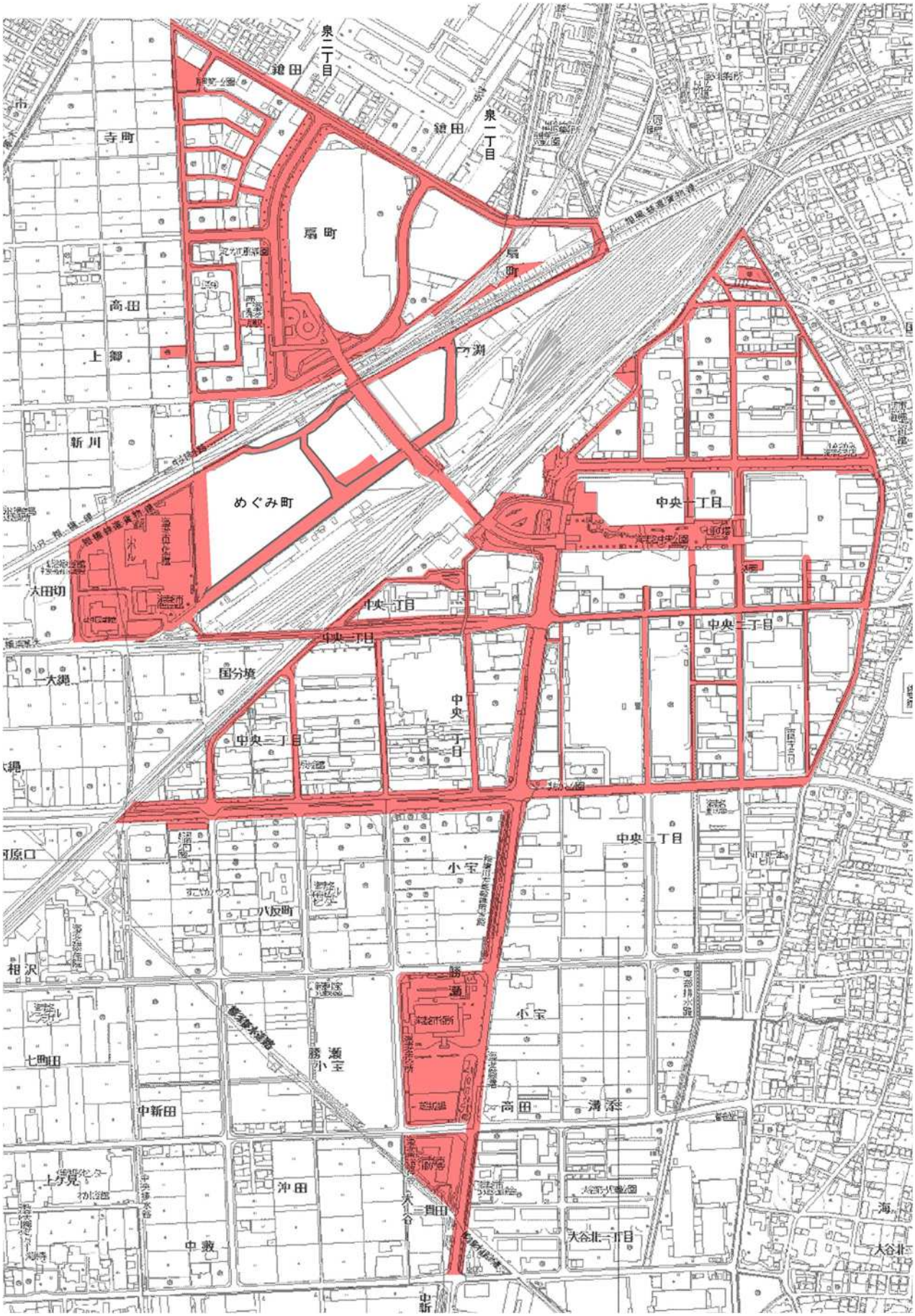

厚木駅　美化推進重点地区

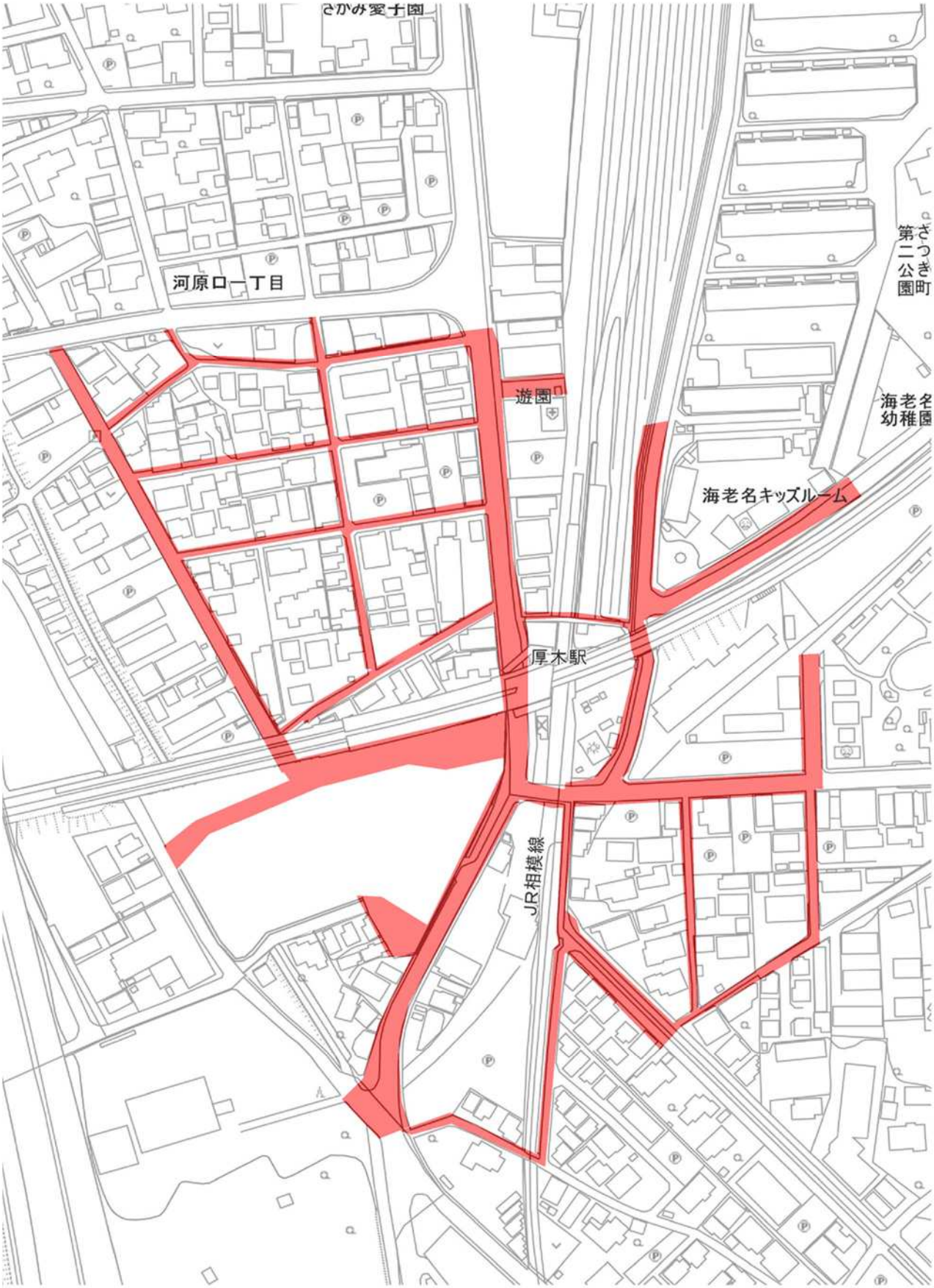

かしわ台駅　美化推進重点地区

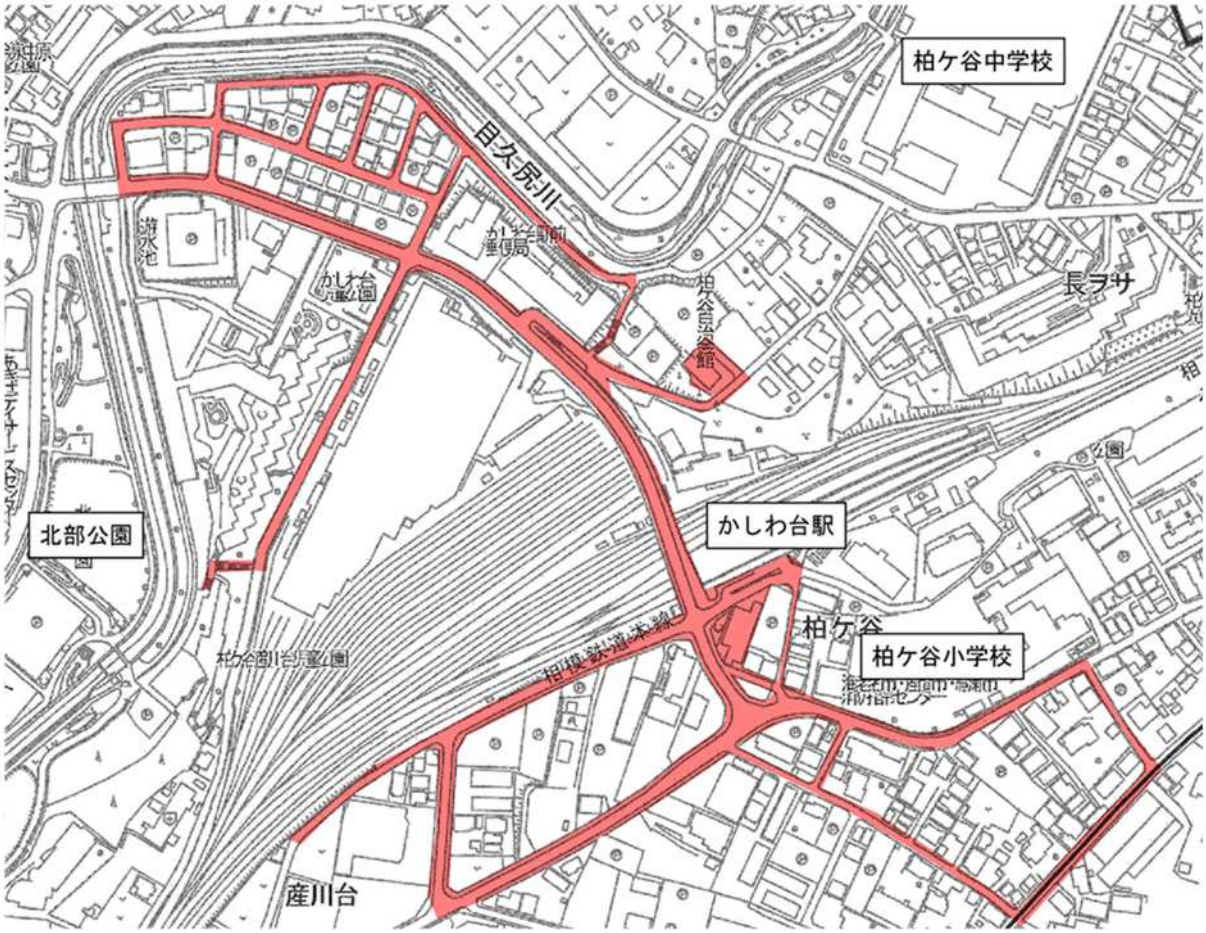

さがみ野駅　美化推進重点地区

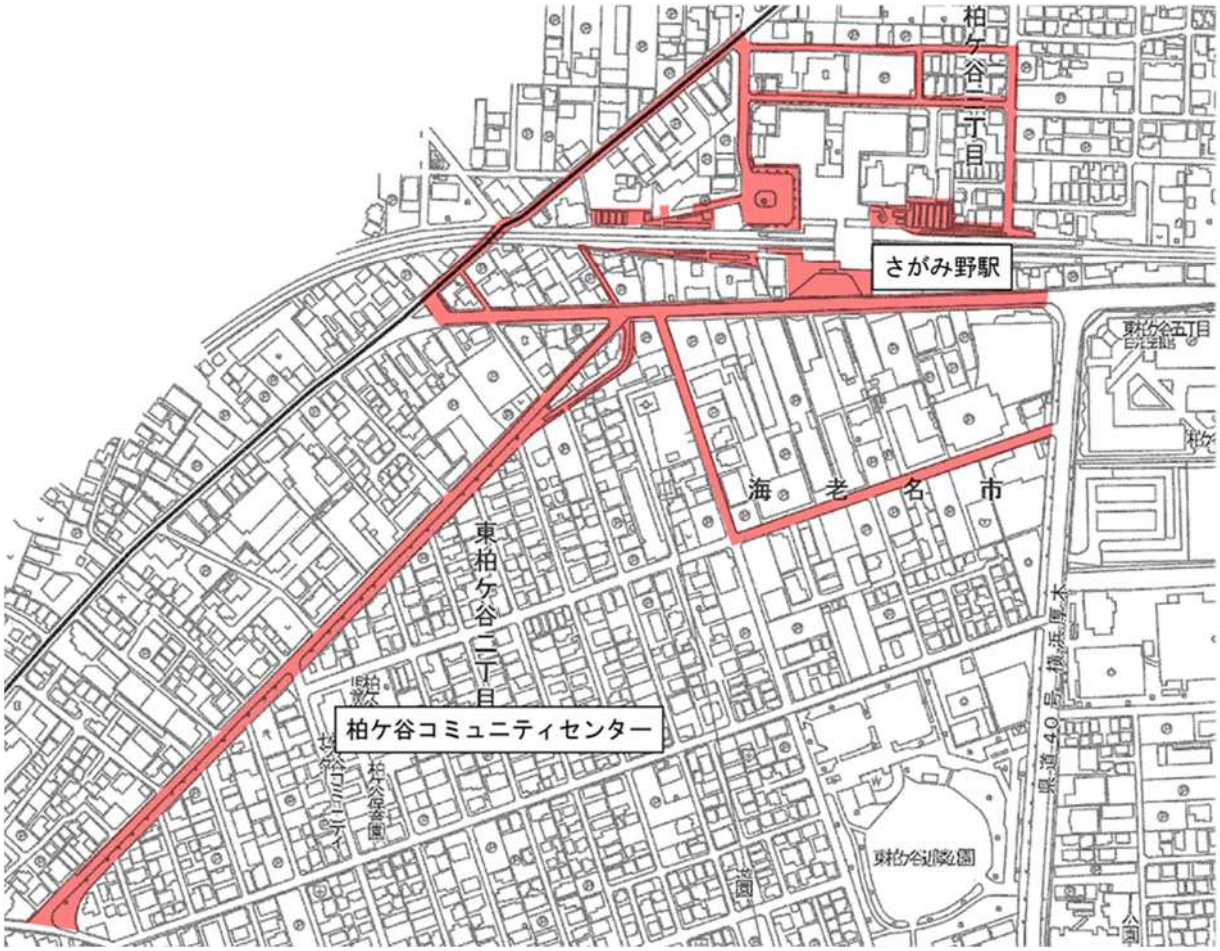

海老名駅　路上喫煙禁止地区

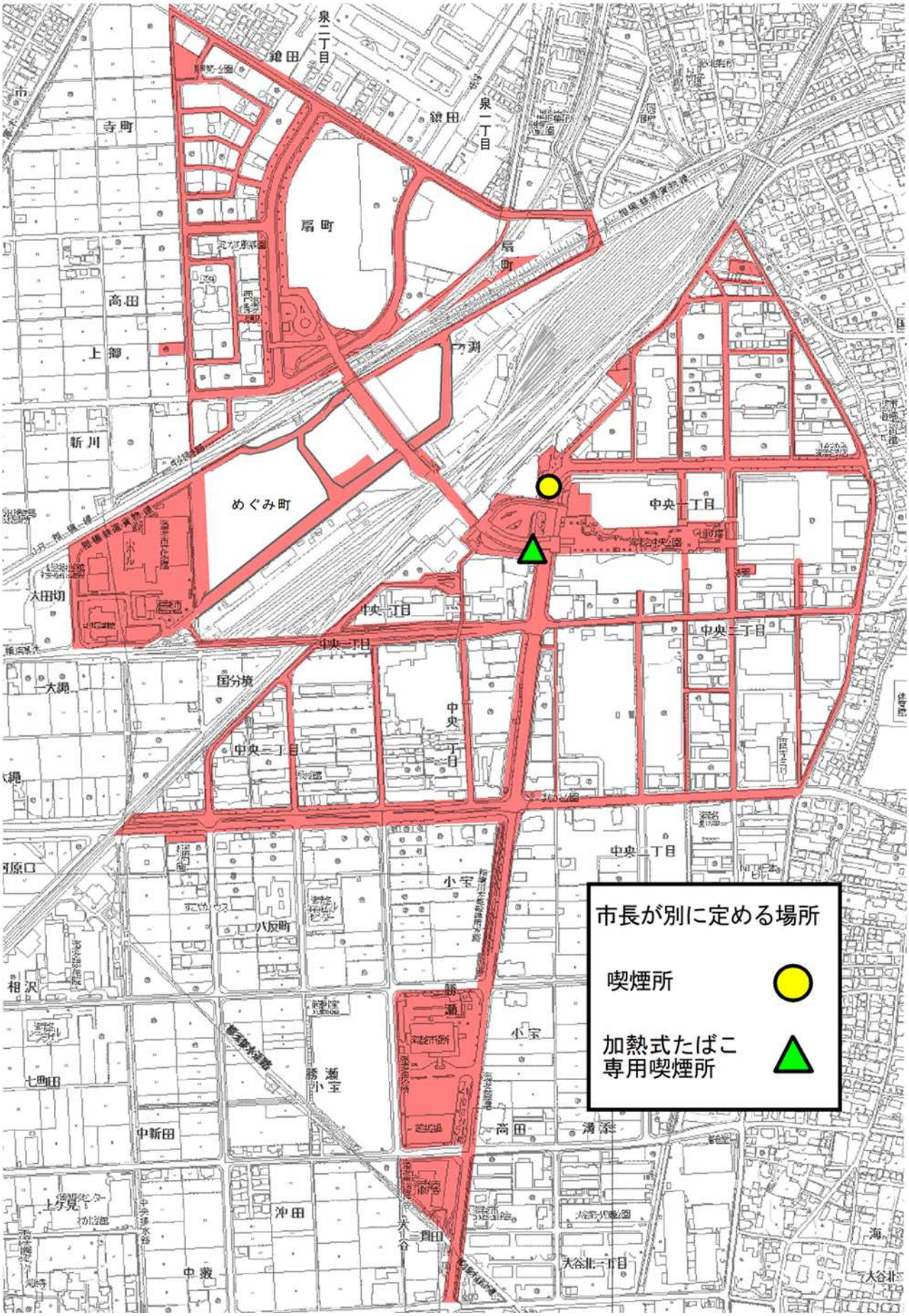

Ⅴ　参考資料

１条例・規則

（1）海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成５年３月２６日
条例第８号

平成 9 年 3 月 19 日条例第 2 号
平成 10 年 3 月 30 日条例第 17 号
平成 11 年 12 月 10 日条例第 32 号
平成 12 年 12 月 25 日条例第 51 号
平成 15 年 3 月 31 日条例第 4 号
平成 15 年 9 月 5 日条例第 17 号
平成 15 年 11 月 20 日条例第 19 号
平成 22 年 6 月 22 日条例第 27 号
平成 22 年 12 月 27 日条例第 42 号
平成 23 年 2 月 8 日条例第 1 号
平成 26 年 12 月 2 日条例第 41 号
平成 29 年 10 月 3 日条例第 27 号
平成 30 年 12 月 3 日条例第 44 号
平成 31 年 2 月 27 日条例第 2 号
令和 3 年 12 月 13 日条例第 26 号
令和 5 年 9 月 1 日条例第 19 号

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（平成２２条例４２・一部改正）

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　減量化　廃棄物の発生及び排出を抑制することをいう。

（２）　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用すること等をいう。

（３）　集積所　一般廃棄物処理計画に従って収集する一般廃棄物が排出される所定の場所をいう。

（平成２２条例４２・一部改正）

（市の責務）

第３条　市は、減量化及び資源化に関し市民の自主的な活動の促進を図り、廃棄物の発生及び排出の抑制並びにその適正処理の推進に必要な措置を講ずるとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

２　市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

３　市は、前２項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（平成２２条例４２・一部改正）

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めるとともに、廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないよう必要な措置を講じ、その回収等に努めなければならない。

３　事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

（平成１５条例１９・平成２２条例４２・一部改正）

（市民の責務）

第５条　市民は、廃棄物の発生及び排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分し、再生品等の使用及び活用を図り、廃棄物の分別排出の促進等により減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

（平成２２条例４２・一部改正）

（相互協力等）

第６条　市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び連携し合わなければならない。

（平成２２条例４２・一部改正）

（清潔の保持等）

第７条　何人も、地域の清潔の保持に努めなければならない。

２　土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（海老名市廃棄物対策推進員）

第８条　市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に熱意と識見を有する者のうちから、海老名市廃棄物対策推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

２　推進員は、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

（平成２２条例４２・一部改正）

（一般廃棄物処理計画）

第９条　市は、法第６条第１項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、必要な事項について告示するものとする。

（占有者等の協力義務）

第１０条　土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、市の一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、収集日に集積所又は規則で定める戸建て住宅の占有者等が搬出する集積場所（以下「集積所等」という。）に搬出する等市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

２　占有者等は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般家庭から排出される一般廃棄物を搬出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、規則で定めるものについてはこの限りでない。

３　占有者等は、次に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従うものとし、集積所等へ搬出してはならない。

（１）　有毒性物質を含むもの

（２）　著しく悪臭を発するもの

（３） 爆発等危険性のあるもの
（４） 粗大ごみ（規則で定める大きさを有する物品をいう。以下同じ。）
（５） 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの
４ 市長は、占有者等が前３項の内容に従わず、一般廃棄物を搬出していると認めたときは、当該占有者等に対し改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
５ 市長は、前項の勧告に従わなかった占有者等に対して、当該一般廃棄物の収集を拒否することができる。
６ 占有者等は、一般廃棄物又は第１５条に規定する産業廃棄物を市又は高座清掃施設組合の施設へ搬入しようとする場合には、あらかじめ市の施設にあっては市長の、高座清掃施設組合の施設にあっては市長及び高座清掃施設組合長の承認を得なければならない。
（平成２２条例４２・平成２９条例２７・平成３０条例４４・一部改正）
（多量排出者の義務）
第１１条 市長は、占有者等のうち事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物を排出する者（以下「多量排出者」という。）に対して、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を図るように指示することができる。
２ 多量排出者は、前項の規定による指示を受けたときは、一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。
（平成２２条例４２・一部改正）
（多量排出者への改善勧告）
第１２条 市長は、多量排出者が前条第２項に規定する減量化等計画書に基づいても、なお、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化が図られていないと認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（平成２２条例４２・平成３０条例４４・一部改正）
（廃棄物の自己処理の基準）
第１３条 占有者等は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第３条、第４条の２又は第６条に定める基準に従い処理しなければならない。
（平成１５条例４・一部改正）
（市が処理する事業系一般廃棄物）
第１４条 市長は、事業者が事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することが困難である等やむを得ない事情があると認めるときは、第４条第１項の規定にかかわらず、その処理をすることができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、その処理について必要な指示をすることができる。
（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１３条の２繰下）
（市が処分する産業廃棄物）
第１５条 法第１１条第２項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内で市長が定めて告示する。
（平成２２条例２７・一部改正、平成２２条例４２・旧第１４条繰下）
（適正処理困難物の指定等）
第１６条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。
２ 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるように要請することができる。
（平成２２条例４２・旧第１５条繰下）
（適正包装の推進）
第１７条 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し過剰包装等の抑制など必要な協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
２ 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の

推進に努めなければならない。

（平成２２条例４２・旧第１６条繰下）

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第１８条　市（市長が指定する者を含む。）以外の者は、集積所に排出された次に掲げる物を収集し、又は運搬してはならない。

（１）　紙

（２）　布

（３）　缶

（４）　びん

（５）　ペットボトル

（６）　プラスチック

（７）　金属製の物

（８）　金属製の部品を使用している物

２　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

（平成２２条例４２・追加）

（報告の徴収等）

第１９条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を確保するため必要があると認めるときは、占有者等に対し、当該一般廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

（平成２２条例４２・旧第１７条繰下・一部改正）

（立入調査）

第２０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

（平成２２条例４２・旧第１８条繰下）

（改善命令）

第２１条　市長は、廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、第１３条の規定に従い処理しなかった者に対し必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（平成２２条例４２・旧第１９条繰下）

（縦覧等の対象施設）

第２２条　法第９条の３第２項（同条第９項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

（１）　政令第５条第１項に規定するごみ処理施設

（２）　政令第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１９条の２繰下、平成２３条例１・一部改正）

（縦覧の場所及び期間）

第２３条　市長は、法第９条の３第２項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して１月間とする。

（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１９条の３繰下）

（意見書の提出先及び提出期限）

第２４条　前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１９条の４繰下）

（環境影響評価との関係）

第２５条　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和５５年神奈川県条例第３６号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相

当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前２条に定める手続を経たものとみなす。

（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１９条の５繰下）

（他の市町村の長との協議）

第２６条　市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について協議するものとする。

（平成１５条例４・追加、平成２２条例４２・旧第１９条の６繰下）

（一般廃棄物の処理手数料）

第２７条　一般廃棄物の処理手数料は、別表第１に掲げる額とする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、災害その他規則で定める事由があると認めるときは、手数料を免除することができる。

３　前２項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成９条例２・平成１１条例３２・一部改正、平成２２条例４２・旧第２０条繰下、平成２６条例４１・平成３０条例４４・一部改正）

（産業廃棄物の処分費用）

第２８条　法第１３条第２項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第２に掲げる額とする。

２　前項に定めるもののほか、処分費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成９条例２・一部改正、平成２２条例４２・旧第２１条繰下）

（一般廃棄物処理業の許可申請手数料等）

第２９条　法第７条第１項若しくは第６項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（１）　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

（２）　一般廃棄物処分業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

（３）　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

（４）　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

（５）　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料　１件につき　３，０００円

（６）　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料　１件につき　３，０００円

２　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（１）　浄化槽清掃業許可申請手数料　１件につき　１０，０００円

（２）　浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料　１件につき　３，０００円

（平成１５条例４・平成１５条例１９・一部改正、平成２２条例４２・旧第２２条繰下、平成３０条例４４・一部改正）

（手数料等の還付）

第３０条　既に納付した第２７条から前条までの手数料等は、還付しない。ただし、第２７条の処理手数料及び第２８条の処分費用においては、規則で定める事由がある場合には、その全部又は一部を還付することができる。

（平成３０条例４４・追加、令和３条例２６・一部改正）

（技術管理者の資格）

第３１条　法第２１条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

（１）　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

（２）　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（３）　２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

（４）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同

じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（５）　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（６）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（７）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（８）　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（９）　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（１０）　１０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（１１）　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

（平成２９条例２７・追加、平成３１条例２・一部改正、平成３０条例４４・旧第３０条繰下）

（委任）

第３２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成２２条例４２・旧第２３条繰下、平成２９条例２７・旧第３０条繰下、平成３０条例４４・旧第３１条繰下）

（罰則）

第３３条　第１８条第２項の規定による命令に違反した者は、２００，０００円以下の罰金に処する。

（平成２２条例４２・追加、平成２９条例２７・旧第３１条繰下、平成３０条例４４・旧第３２条繰下）

（両罰規定）

第３４条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（平成２２条例４２・追加、平成２９条例２７・旧第３２条繰下、平成３０条例４４・旧第３３条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の規定は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（第１１条に掲げる規定は、平成５年規則第１４号で平成５年７月２３日から施行）

（平成９条例２・一部改正）

（経過措置）

２　改正後の第２０条及び第２１条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に

行う処理又は処分に係る処理手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行った処理又は処分に係る処理手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

（消費税法の施行に伴う使用料の額の改定等に関する条例の一部改正）

３　消費税法の施行に伴う使用料の額の改定等に関する条例（平成元年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成９年３月１９日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年３月３０日条例第１７号）

この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年１２月１０日条例第３２号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月２５日条例第５１号）

１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行日前に収集の申込みを受けた一般廃棄物の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年３月３１日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の２の改正規定、別表第１上記以外の一般廃棄物（再商品化等ができる特定家庭用機器廃棄物を除く。）の部（１）の項中イの改正規定、同部（２）の項中イの改正規定及び別表第２の改正規定は、平成１５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２２条の規定は、平成１５年４月１日以後の許可申請に係る手数料から適用し、同日前の許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年９月５日条例第１７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例別表第１の規定は、平成１６年４月１日以降に依頼のあった場合の徴収事務から適用し、同日前に動物の死体処理の依頼があった場合の徴収事務については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年１１月２０日条例第１９号）

この条例は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２２日条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、平成２２年７月１日以後に行う収集、運搬及び処分に係る処理手数料から適用し、同日前に行った収集、運搬及び処分に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年１２月２７日条例第４２号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月８日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２日条例第４１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第２７条第２項の規定は、この条例の施行の日以降に行う一般廃棄物の処

理に係る処理手数料から適用し、同日前に行った一般廃棄物の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年１０月３日条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年１２月１日から施行する。ただし、第２９条の次に１条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に粗大ごみ収集の申込み又は粗大ごみの搬入があったものから適用し、同日前に粗大ごみ収集の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

３　この条例による改正後の粗大ごみ収集の申込み及び粗大ごみの搬入に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

附　則（平成３０年１２月３日条例第４４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年9月３０日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に収集する一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、同日前に収集する一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　この条例による改正後の処理手数料の徴収及び指定収集袋の交付その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成３１年2月２７日条例第２号）

この条例は、平成３１年4月１日から施行する。

附　則（令和3年１２月１３日条例第２６号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に行ったし尿の処理に係る処理手数料に適用し、同日前に行ったし尿の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　この条例による改正後の処理手数料の徴収に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（令和5年9月１日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２７条関係）

（平成３０条例４４・全改、令和３条例２６・令和５条例１９・一部改正）

種別	取扱区分	処理手数料
し尿（定額制）	一般家庭及びこれに準ずるもので常時利用人員及び量（１人につきおおむね月３６リットル以内）が一定のとき。	１世帯につき１００円及び１人につき１００円。ただし、１月に１回を超えて処理するときは、その超えた処理１回につき２００円を加算する。
	工事、イベント等の現場において、臨時に便所を設置するとき。	便器１基１回の処理につき３，０００円。ただし、便器１基に対し便槽１基の便所で、その便槽の容量が３７５リットルを超えるときは、３７５リットルまでごとに３，０００円を加算する。

し尿（従量制）	定額制による処理手数料の算出が適当でないと市長が認めるとき。	５０リットルにつき４００円
汚水（家庭雑排水）		１，８００リットルにつき１，０００円
第１０条第２項の一般廃棄物（再商品化等ができる特定家庭用機器廃棄物を除く。）	市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。以下同じ。）に収集、運搬及び処分をするとき。	指定収集袋１袋につき、容量１リットル当たり２円とし、８０円を超えない範囲内で規則で定める指定収集袋の処理手数料の額
第１０条第３項第４号の粗大ごみ	市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。	１個につき７００円を超えない範囲内で規則で定める粗大ごみの処理手数料の額
	排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分をするとき。	１個につき３００円を超えない範囲内で規則で定める粗大ごみの処理手数料の額
事業系一般廃棄物	排出者が、市長が承認したものを市長の指定する処理施設に運搬するとき。	１キログラムにつき１０円

備考

１　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　再商品化等　特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第１項及び第２項に規定する行為をいう。

（２）　特定家庭用機器廃棄物　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成１０年政令第３７８号）第１条に規定する機械器具が廃棄物になったものをいう。

２　処理手数料を算出する場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより計算する。

（１）　し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が、５０リットル未満のとき又はその数量に５０リットル未満の端数があるとき　当該数量を５０リットルとして計算する。

（２）　事業系一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が、１キログラム未満のとき又はその数量に１キログラム未満の端数があるとき　当該数量を１キログラムとして計算する。

別表第２（第２８条関係）

（平成１５条例４・全改、平成２２条例４２・一部改正）

種別	取扱区分	費用
産業廃棄物	（１）　第１５条の規定により市長が認めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設に自己搬入するとき。	１キログラムにつき　１０円
	（２）　市が処分するとき。	１立方メートルにつき　２，５００円

備考

産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量が、１キログラム若しくは１立方メートル未満のとき又はその数量に１キログラム若しくは１立方メートル未満の端数があるときは、その数量を１キログラム若しくは１立方メートルとして計算する。

（２）　海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則

平成５年３月２６日
規則第９号

改正　平成５年７月２３日規則第１５号
平成６年３月１１日規則第６号
平成９年３月２４日規則第９号
平成１５年２月２６日規則第５号
平成１５年８月１５日規則第２７号
平成１５年１１月１８日規則第３４号
平成１８年３月２８日規則第１３号
平成２３年３月２３日規則第６号
平成２４年３月２８日規則第６号
平成２８年３月３１日規則第１３号
平成２９年１０月３日規則第２５号
令和元年５月７日規則第２２号
令和３年６月３０日規則第２１号
令和３年１２月１３日規則第３３号
令和４年３月１７日規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成５年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　粗大ごみ　一般家庭の日常生活において不用とされた耐久消費財等の固形廃棄物で、いずれか一辺の長さ又は直径が５０センチメートル以上３メートル未満のものをいう。ただし、市長が別に定めるものを追加し、又は除くことができるものとする。

（２）　許可業者　法第７条第１項若しくは第６項、法第７条の２第１項又は浄化槽法第３５条第１項の規定に基づき、市長が許可した者をいう。

（平成１５規則３４・平成２９規則２５・一部改正）

（清掃指導員）

第３条　占有者等に対し、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清潔の保持に関して主として啓発指導の職務を行わせるため、市に清掃指導員を置く。

２　清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

（平成２３規則６・一部改正）

（事業の許可申請等）

第４条　法第７条第１項及び第６項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽法第３５条第１項に規定する浄化槽清掃業（以下これらを「事業」という。）の許可を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　一般廃棄物処理業許可申請書（収集・運搬）（第１号様式）

（２）　一般廃棄物処理業許可申請書（処分業）（第２号様式）

（３）　浄化槽清掃業許可申請書（第３号様式）

２　一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、法第７条の２第１項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物処理業許可事項変更申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

３　法第７条の２第３項及び浄化槽法第３７条の規定による変更をした許可業者は、許可事項変更届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（平成１５規則３４・平成１８規則１３・一部改正）

（事業の許可基準）
第５条　前条第１項及び第２項の申請に対する許可の基準は、法及び浄化槽法並びにこれらによる命令の定めるところによるほか、申請者が自ら事業を実施する者であることとする。
（許可証の交付）
第６条　市長は、法第７条第１項若しくは第６項又は浄化槽法第３５条第１項の許可をしたときは、それぞれ次に掲げる許可証を許可業者に対し交付する。
（１）　一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬）（第６号様式）
（２）　一般廃棄物処理業許可証（処分業）（第７号様式）
（３）　浄化槽清掃業許可証（第８号様式）
２　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
（平成１５規則３４・平成１８規則１３・一部改正）
（許可証の再交付）
第７条　許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
２　前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。
（平成１８規則１３・一部改正）
（事業の廃止等の届出）
第８条　許可業者は、法第７条の２第３項の規定により事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から１０日以内に一般廃棄物処理業事業廃止（一部廃止）届（第１０号様式）を市長に提出しなければならない。
２　許可業者は、浄化槽法第３８条の規定により事業を廃止したときは、廃止した日から３０日以内に浄化槽清掃業廃止届（第１１号様式）を市長に提出しなければならない。
３　許可業者は、事業の全部又は一部を休止したときは、休止した日から１０日以内に一般廃棄物処理業事業休止（一部休止）届（第１２号様式）を市長に提出しなければならない。
（平成１８規則１３・一部改正）
（許可の取消し等）
第９条　市長は、法第７条の３又は浄化槽法第４１条第２項の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、事業停止命令書（第１３号様式）により行うものとする。
２　市長は、法第７条の４第１項若しくは第２項又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消すときは、許可取消書（第１４号様式）により行うものとする。
（平成１８規則１３・全改）
（許可証の返還）
第１０条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証を市長に返還しなければならない。
（１）　許可の有効期間が満了したとき。
（２）　許可を取り消されたとき。
（３）　事業を廃止したとき。
２　許可業者は、前条の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合又は第８条第３項の規定により事業の全部を休止した場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。
（実績報告）
第１１条　許可業者は、毎月１０日までに、前月の事業実績をそれぞれ次に掲げる報告書により市長に報告しなければならない。
（１）　一般廃棄物処理事業（収集・運搬）実績報告書（第１５号様式）
（２）　一般廃棄物処理事業（処分業）実績報告書（第１６号様式）
（３）　浄化槽清掃事業実績報告書（第１７号様式）
（平成１８規則１３・一部改正）
（集積所等）
第１１条の２　条例第１０条第１項に規定する規則で定める戸建て住宅の占有者等が搬出する集積場所は、各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内とする。

２　前項の集積場所に搬出する一般廃棄物は、次条第１項の収集袋を使用するもの（燃やせないごみを除く。）に限る。
３　条例第１０条第１項の規定による協力は、占有者等が集積所等を適切かつ清潔に管理することその他市が行う収集、運搬及び処分に困難が生じないようにすることをいう。
（令和元規則２２・追加、令和４規則２・一部改正）
（指定収集袋）
第１１条の３　条例第１０条第２項の規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）の種類及び容量は、別表に定めるものとする。
２　条例別表第１に規定する規則で定める指定収集袋の処理手数料の額は、別表に定めるものとする。
３　条例第１０条第２項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
（１）　資源化を目的として分別収集するもの
（２）　ボランティア清掃ごみ（ボランティア活動として行う道路、公園その他の公共施設の清掃活動により生じた一般廃棄物をいう。）
（３）　落ち葉、雑草
（４）　紙おむつ（飼養し、又は保管する動物のものを除く。）
（５）　粗大ごみ
（６）　市が別に定める袋を使用して、燃やせるごみ又は燃やせないごみを排出する場合
４　前項第１号から第４号までの一般廃棄物を排出する方法については、市長が別に定める。
（令和元規則２２・追加）
（廃棄物搬入の承認申請）
第１２条　条例第１０条第６項の規定による承認を得ようとする者（以下「承認申請者」という。）は、搬入承認申請書（一般廃棄物・産業廃棄物）（第１８号様式）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項に規定する申請を承認したときは、搬入承認書（一般廃棄物・産業廃棄物）（第１９号様式）を承認申請者に交付する。
（平成１８規則１３・令和元規則２２・一部改正）
（多量排出者等）
第１３条　条例第１１条第１項に規定する多量排出者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）　前年度において毎月１トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出した者
（２）　前年度において１２トン以上の事業系一般廃棄物を排出した者
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
２　条例第１１条第１項の規定による指示を受けた者は、一般廃棄物減量化等計画書（第２０号様式）を指示を受けた日から３０日以内に市長に提出しなければならない。
（平成５規則１５・追加、平成１５規則５・平成１８規則１３・一部改正、平成２３規則６・旧第１２条の２繰下）
（資源物の収集又は運搬の禁止命令）
第１４条　条例第１８条第２項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第２１号様式）により行う。
（平成２３規則６・追加）
（身分証明書の携帯）
第１５条　条例第２０条の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す身分証明書（第２２号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（平成２３規則６・追加）
（処理手数料の算出基礎）
第１６条　し尿の処理手数料を算出する基礎となる世帯人員は、毎月１日現在における人員による。ただし、月の途中から使用を開始した世帯については、その開始した日の人員とし、月の途中で廃止した世帯については、その月の１日現在の人員によるものとする。
（平成２３規則６・旧第１３条繰下）

（粗大ごみの処理手数料）

第１７条　条例別表第１に規定する規則で定める粗大ごみの処理手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分別に、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。

区分	いずれか一辺の長さ若しくは直径が５０センチメートル以上１メートル未満のもの又は市長が別に定めるもの	いずれか一辺の長さ若しくは直径が１メートル以上３メートル未満のもの又は市長が別に定めるもの
市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするとき。	５００円	７００円
排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分をするとき。	２００円	３００円

（平成２９規則２５・追加、令和元規則２２・一部改正）

（手数料等の徴収方法）

第１８条　条例第２７条の一般廃棄物の処理手数料、条例第２８条の産業廃棄物の処分費用及び条例第２９条各号に掲げる手数料（以下これらを「手数料等」という。）は、次の各号の定めるところにより徴収する。

（１）　条例別表第１の事業系一般廃棄物の処理手数料、条例第２８条の産業廃棄物の処分費用及び条例第２９条各号に掲げる手数料の徴収は、市長が別に定める納入通知書により行う。

（２）　条例別表第１のし尿（定額制）、し尿（従量制）及び汚水（家庭雑排水）の処理手数料（以下「し尿等処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により当該手数料の収納の事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定めるし尿等収集シールを交付することにより行う。

（３）　条例別表第１の市が、指定収集袋により集積所等に搬出されたものを定期（市長が地区ごとに定めた期日をいう。）に収集、運搬及び処分をするときの処理手数料（以下「指定収集袋の処理手数料」という。）の徴収は、市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法施行令第１５８条第１項の規定により当該手数料の収納の事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、指定収集袋を交付することにより行う。この場合において、指定収集袋の交付は、１０枚又は５枚を一組として行う。

（４）　条例別表第１の粗大ごみの処理手数料の徴収は、次に掲げるとおりとする。

ア　市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき　市が収集するまでに市長又は市長が地方自治法施行令第１５８条第１項の規定により当該手数料の収納の事務を委託した者に納付し、当該手数料を納付した者に対し、市長が別に定める粗大ごみ収集シールを交付することにより行う。

イ　排出者が、粗大ごみを市長の指定する場所に運搬し、市が処分するとき　排出者が市長の指定する場所に運搬したときに行う。

２　手数料等の納付期限は、前項第１号については納入通知書に指定するところにより、同項第２号、第３号及び第４号アについては交付時、同項第４号イについては運搬時とする。

３　第１項第２号のし尿等収集シール又は同項第４号アの粗大ごみ収集シールの交付を受けた者は、市が収集するまでに次の各号の定めるところにより当該シールを表示しなければならない。

（１）　し尿等収集シール　くみ取り作業場所から見える位置に貼付する。

（２）　粗大ごみ収集シール　市が収集する粗大ごみに貼付する。

４　前３項の規定にかかわらず、手数料及び費用の徴収について、市長が特に他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によることができる。

（平成１５規則２７・一部改正、平成２３規則６・旧第１４条繰下・一部改正、平成２４規則６・一部改正、平成２９規則２５・旧第１７条繰下、令和元規則２２・令和３規則３３・一部改正）

（手数料の免除の申請）

第１９条　条例第２７条第２項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。この場合において、第

１号から第７号までの規定による免除は重複して行わない。

（１） 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により生活保護を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料及び粗大ごみの処理手数料を納付するとき。

（２） 児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定により児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（３） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に規定する特別児童扶養手当を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（４） 海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成３年条例第３４号）に規定する医療費助成を受けている者が属する世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（５） 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１級又は２級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（６） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が１級と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（７） 神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和４９年２月１日適用）に規定する療育手帳の交付を受け、障害の程度がA１又はA２と記載されている者が属し、かつ、市町村民税の非課税世帯が、指定収集袋の処理手数料を納付するとき。

（８） 災害等により損害を受けた者が、その災害により発生した条例別表第１に定める一般廃棄物の処理手数料を納付するとき。

（９） その他市長が特に必要と認めるとき。

２ 条例第２７条第２項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（第２３号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第１号（指定収集袋の処理手数料に限る。）及び第２号から第８号までの規定の適用を受ける場合には、この限りでない。

３ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一般廃棄物処理手数料免除決定通知書（第２４号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

４ 第１項第１号から第７号までの規定による指定収集袋の処理手数料の免除は、免除事由に該当する者が属する世帯に対し、指定収集袋の交付をもって行うこととし、世帯人数１人当たり１年度につき１０リットル袋１１０枚に相当する量とする。

５ 前項の規定において、年度の途中に第１項第１号から第７号までのいずれかに該当した場合については、該当した日の属する月から当該月の属する年度末までの月数を１２で除して得た値に前項に規定する指定収集袋の枚数を乗じて得た数（端数があるときは、端数を切り上げた数）に相当する量の指定収集袋を交付することとする。

（平成９規則９・平成１８規則１３・一部改正、平成２３規則６・旧第１５条繰下・一部改正、平成２９規則２５・旧第１８条繰下、令和元規則２２・一部改正）

（手数料等の還付）

第２０条 条例第３０条ただし書の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１） 指定収集袋を所有している占有者等が、市外に転出し、指定収集袋を返納するとき。

（２） し尿等収集シールを所有している占有者等が、市外に転出し、又は市内のし尿等のくみ取り作業が発生しない場所へ転居したことにより、し尿等収集シールを返納するとき。

（３） 市が、粗大ごみを収集、運搬及び処分をするときにおいて、占有者等が市外に転出し、又は粗大ごみの排出を中止したことにより、粗大ごみシール収集シールを返納するとき。

（４） 処理手数料に過誤納が生じたとき。

（５） その他市長が特別な理由があると認めたとき。

（令和元規則２２・追加、令和３規則３３・一部改正）

（し尿・汚水の処理の申込み）

第２１条 占有者等は、し尿又は汚水の処理を新たに受けようとする場合は、事前にし尿・汚水処理申込書（第２５号様式）により市長に申し込むものとする。

２ 前項の規定により申込みをした事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（平成１８規則１３・一部改正、平成２３規則６・旧第１６条繰下・一部改正、平成２９規則２５・旧第１９条繰下、令和元規則２２・旧第２０条繰下・一部改正）

（集積所の設置）

第２２条　占有者等は、集積所を設置し、又は変更しようとする場合は、地域の状況に鑑みおおむね２０戸以上を一区域として、集積所の代表者（以下「代表者」という。）及び当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）を集積所設置（変更）申込書（第２６号様式）に記載し、市長に申し込むものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（平成１８規則１３・一部改正、平成２３規則６・旧第１７条繰下・一部改正、平成２９規則２５・旧第２０条繰下、令和元規則２２・旧第２１条繰下・一部改正、令和４規則２・一部改正）

（集積所の管理）

第２２条の２　前条の代表者は、設置又は変更した集積所の清潔を保持し、並びに市が行う収集、運搬及び処分に困難が生じないよう適正に管理しなければならない。

２　市長は、集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該集積所の代表者に対して、注意、指導又は警告を書面により行うものとする。ただし、注意にあっては口頭により行うことができる。

３　市長は、前項の注意によっても集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該注意を受けた代表者に指導を行うものとする。

４　市長は、前項の指導によっても集積所が適正に管理されていないと認めるときは、当該指導を受けた代表者に警告を行うものとする。

５　前３項の規定にかかわらず、市長は、集積所の代表者を確知することができない場合は、当該集積所の利用者に対して、注意、指導又は警告を行うものとする。この場合において、注意、指導又は警告の方法は、集積所に看板を掲示する等の方法により行うものとする。

（令和４規則２・追加）

（一般廃棄物の運搬の指示）

第２３条　市長は、常時１日平均１０キログラム以上又は一時に１００キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

（平成２３規則６・旧第１８条繰下、平成２９規則２５・旧第２１条繰下、令和元規則２２・旧第２２条繰下）

（補則）

第２４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平成２３規則６・旧第２０条繰下・一部改正、平成２９規則２５・旧第２２条繰下、令和元規則２２・旧第２３条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成５年７月２３日規則第１５号）

この規則は、平成５年７月２３日から施行する。

附　則（平成６年３月１１日規則第６号）

１　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の規則の規定により提出された申請書等は、この規則による改正後の規則の規定によるものとみなす。

附　則（平成９年３月２４日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年２月２６日規則第５号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年８月１５日規則第２７号）

（施行期日）
１　この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則第１４条第３項及び第４項の規定は、平成１５年１０月１日以降に海老名市に粗大ごみの収集運搬を依頼した場合の手数料の納付等から適用し、同日前に粗大ごみの収集運搬を依頼した場合の手数料の納付等については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年１１月１８日規則第３４号）

この規則は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２８日規則第１３号）

（施行期日）
１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規則になされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附　則（平成２３年３月２３日規則第６号）

（施行期日）
１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前に改正前の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成２４年３月２８日規則第６号）

（施行期日）
１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の第１７条第２項の規定は、平成２４年４月１日以後に行う収集、運搬及び処分に係る処理手数料から適用し、同日前に行った収集、運搬及び処分に係る処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年３月３１日規則第１３号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３日規則第２５号）

（施行期日）
１　この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に粗大ごみ収集の申込み又は粗大ごみの搬入があったものから適用し、同日前に粗大ごみ収集の申込みがあったものについては、なお従前の例による。
（準備行為）
３　この規則による改正後の粗大ごみ収集の申込み及び粗大ごみの搬入に係る準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附　則（令和元年５月７日規則第２２号）

（施行期日）
１　この規則は、令和元年９月３０日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の日前に市が収集した一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。
３　この規則の施行の際、この規則による改正前の第２４号様式及び第２５号様式による用紙で、現に

残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（準備行為）

４　この規則による改正後の指定収集袋処理手数料の徴収、指定収集袋の交付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附　則（令和３年６月３０日規則第２１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

３　旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

４　この規則の施行前に、旧規則の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

附　則（令和３年１２月１３日規則第３３号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第１８条第１項第２号の規定は、この規則の施行の日以後に行ったし尿等の処理に係る処理手数料の徴収について適用し、同日前に行ったし尿等の処理に係る処理手数料の徴収については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　この規則による改正後の処理手数料の徴収、し尿等収集シールの交付その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附　則（令和４年３月１７日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の第２６号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第１１条の３関係）

（令和元規則２２・追加）

指定収集袋の処理手数料の額

指定収集袋の種類	容量	処理手数料の額
５リットル袋	容量５リットル相当	１袋当たり１０円
１０リットル袋	容量１０リットル相当	１袋当たり２０円
２０リットル袋	容量２０リットル相当	１袋当たり４０円
４０リットル袋	容量４０リットル相当	１袋当たり８０円

（３）　海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例

平成１１年４月８日
条例第１９号

改正　平成３０年１２月１８日条例第４８号（題名改称）

目次

第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　禁止行為（第９条・第９条の２）
第３章　美化推進重点地区（第１０条―第１２条）
第３章の２　路上喫煙禁止地区（第１２条の２・第１２条の３）
第３章の３　美化推進員（第１３条）
第４章　自動販売機の設置届出等（第１４条―第２１条）
第５章　雑則（第２２条―第２７条）
第６章　罰則（第２８条―第３２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、まちの美化について、海老名市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止、路上喫煙の防止並びに資源化が可能な物の回収その他必要な事項を定めることにより、清潔なまちをつくり、かつ、資源の有効活用を促進することを目的とする。

（平成３０条例４８・一部改正）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き缶等　飲料、食料を収納していた缶、びんその他の容器をいう。

（２）　吸い殻等　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物をいう。

（３）　市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（４）　事業者　事業活動を行うすべての者をいう。

（５）　喫煙　たばこを吸うこと又はたばこに火を付けて所持することをいう。

（平成３０条例４８・一部改正）

（海老名市の責務）

第３条　海老名市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進に関する総合的な施策を実施しなければならない。

２　海老名市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化について、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図り、その自主的な活動の支援に努めなければならない。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

２　市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに資源化に関する実践活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

３　市民等は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに清掃活動の充実等に努めなければならない。

２　飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

３　自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。

４　事業者は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければならない。

（喫煙者の責務）

第６条　市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるとともに、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを携行するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第７条　市民等は、その飼養し、又は保管する犬などの愛がん動物を屋外で運動させる場合は、そのふんを処理するための用具を携行し、適切なふんの処理をしなければならない。

（土地所有者等の責務）

第８条　土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、海老名市が実施する施策に協力しなければならない。

第２章　禁止行為（平成３０条例４８・一部改正）

（投棄の禁止）

第９条　何人も、道路、広場、公園、河川その他の公共の場又は他人が所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨て、及び自己が飼養し、又は保管する犬などの愛がん動物のふん等で汚してはならない。

（平成３０条例４８・一部改正）

（喫煙の禁止）

第９条の２　何人も、第１２条の２第１項の規定により指定された路上喫煙禁止地区において、喫煙をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車（同法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）をいう。）の車内及び市長が別に定める場所においては、この限りではない。

（平成３０条例４８・追加）

第３章　美化推進重点地区（平成３０条例４８・一部改正）

（美化推進重点地区の指定）

第１０条　市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの美化を推進することが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

２　前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（美化推進重点地区の変更等）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、美化推進重点地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

２　前条第２項の規定は、美化推進重点地区を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

（施策の重点実施）

第１２条　市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

第３章の２　路上喫煙禁止地区

（路上喫煙禁止地区の指定）

第１２条の２　市長は、公共の場における路上喫煙を防止するため、特に必要と認められる地区を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

２　前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（平成３０条例４８・追加）

（路上喫煙禁止地区の変更等）

第１２条の３　市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

２　前条第２項の規定は、路上喫煙禁止地区を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

（平成３０条例４８・追加）

第３章の３　美化推進員（平成３０条例４８・章名追加）

（美化推進員）

第１３条　市長は、次に掲げる事項を行わせるため、美化推進員を任命することができる。
（１）　美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に係る啓発、指導等に関すること。
（２）　路上喫煙禁止地区内での喫煙の禁止に係る啓発、勧告、命令等に関すること。
２　美化推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
（平成３０条例４８・一部改正）

第４章　自動販売機の設置届出等

（自動販売機の設置届出）
第１４条　市内において、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
（２）　自動販売機の設置場所
（３）　回収容器の設置場所及び管理方法
（４）　回収された空き缶等の資源化等の方法
（５）　第２０条第１項に規定する散乱防止責任者の氏名
（６）　その他規則で定める事項
２　この条例の施行の日において、市内で自動販売機により現に飲料を販売している者は、当該自動販売機ごとに、同日から６０日以内に、前項に規定する事項を市長に届け出なければならない。
（変更等の届出）
第１５条　前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項（前条第１項第１号及び第５号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
２　届出者は、当該届出に係る前条第１項第１号又は第５号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機を廃止したときは、その日から３０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
（承継）
第１６条　届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。
２　届出者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
３　前２項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
（届出済証）
第１７条　市長は、第１４条、第１５条第２項（廃止の場合を除く。）又は前条第３項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
２　前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けておかなければならない。
３　第１項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から１５日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
４　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して届出済証を再交付するものとする。この場合において、再交付された届出済証の取扱いについては、第２項の規定を準用する。
（回収容器の設置及び管理）
第１８条　自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
２　前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。
（啓発シールのはり付け）
第１９条　自動販売機によりたばこを販売する者は、吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識を啓発するため、当該自動販売機ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にはり付けておか

なければならない。
（散乱防止責任者の選任）
第２０条　自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに散乱防止責任者を選任しなければならない。
２　散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている回収容器を適正に管理し、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。
３　自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第１７条第１項若しくは第４項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第１項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。
（空き缶等の資源化計画書の提出）
第２１条　規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第１８条第１項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年１回、市長に提出しなければならない。

第５章　雑則

（勧告）
第２２条　市長は、第９条の２、第１７条第２項（同条第４項後段により準用する場合を含む。）、第１８条第１項、第１９条、第２０条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。
（平成３０条例４８・一部改正）
（命令）
第２３条　市長は、第９条の２又は第１８条第１項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命令することができる。
（平成３０条例４８・一部改正）
（公表）
第２４条　市長は、第２２条の規定による勧告を受けた者（第９条の２又は第１８条第１項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
（平成３０条例４８・一部改正）
（報告の徴収等）
第２５条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。
（立入調査）
第２６条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者の事業所、営業所その他の事業場に立ち入らせ、自動販売機等の事業用施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（委任）
第２７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第６章　罰則

第２８条　第２３条の規定による命令に違反した者（第９条の２の規定に違反した者を除く。）は、１００，０００円以下の罰金に処する。
（平成３０条例４８・一部改正）
第２９条　第１４条第１項若しくは第２項、第１５条第１項若しくは第２項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第１６条第３項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５０，０００円以下の罰金に処する。
第３０条　第９条の規定に違反した者は、２０，０００円以下の罰金に処する。
第３１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業

務に関して、第２８条又は第２９条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第３２条　第２３条の規定による命令に違反した者（第９条の２の規定に違反した者に限る。）は、２０，０００円以下の過料に処する。

（平成３０条例４８・追加）

附　則

この条例は、平成１１年１０月１日から施行する。ただし、第１０条の規定は、平成１１年７月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１８日条例第４８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年５月３１日から施行する。ただし、第１２条の次に１章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例第１２条の２の規定による路上喫煙禁止地区の指定に係る準備行為及び第１３条第１項の規定による美化推進員の任命に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（海老名市環境保全条例の一部改正）

３　海老名市環境保全条例（昭和５０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（４）　海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例施行規則

平成１１年６月２２日
規則第１６号

改正　平成３０年１２月２７日規則第４４号
　　令和３年６月３０日規則第２１号

（趣旨）
第１条　この規則は、海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例（平成１１年条例第１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。
（平成３０規則４４・一部改正）
（美化推進員証）
第２条　条例第１３条第２項に規定する美化推進員の身分を示す証明書は、美化推進員証（第１号様式）とする。
（届出を要しない自動販売機）
第３条　条例第１４条第１項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。
（１）　自由に立ち入ることができない工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外利用しないもの
（２）　建物の内部（公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。）に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
（３）　その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機
（自動販売機の設置届出書等）
第４条　条例第１４条第１項又は第２項による届出は、自動販売機設置届出書（第２号様式）により行わなければならない。
２　条例第１５条第１項又は第２項の規定による届出は、自動販売機届出事項変更・使用廃止届出書（第３号様式）により行わなければならない。
３　条例第１６条第３項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書（第４号様式）により行わなければならない。
（設置届出書記載事項）
第５条　条例第１４条第１項第６号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
（１）　自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
（２）　自動販売機の型式及び製造番号
（３）　回収容器の材質及び容積
（軽微な変更）
第６条　条例第１５条第１項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
（１）　自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から５メートル以内におけるもの
（２）　前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
（３）　回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
（４）　その他市長が認める軽微な変更
（届出済証）
第７条　条例第１７条第１項又は第４項の規定により届出済証（第５号様式）の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第２０条第３項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第１４条第１項若しくは第２項、第１５条第２項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第１６条第３項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければならない。
（届出済証の亡失等の届出）
第８条　条例第１７条第３項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書（第６号様式）により行わなければならない。
（回収容器の設置及び管理）
第９条　条例第１８条第１項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおり

とする。
（１） 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
（２） 回収容器の容積は、自動販売機１台につき３０リットル以上であること。
（３） 自動販売機から５メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に回収容器を設置すること。

（空き缶等の資源化計画書）

第１０条　条例第２１条に規定する規則で定める台数は、第３条各号に掲げる場所に設置されるものを除き、３０台とする。

２　条例第２１条に規定する計画書は、空き缶等の資源化計画書（第７号様式）とする。

３　前項の空き缶等の資源化計画書は、毎年５月３１日までに提出しなければならない。

（勧告）

第１１条　条例第２２条の規定による勧告は、勧告書（第８号様式）により行うものとする。ただし、条例第９条の２の規定に違反した場合の勧告については、口頭により行うことができる。

（平成３０規則４４・一部改正）

（命令）

第１２条　条例第２３条の規定による命令は、命令書（第９号様式）により行うものとする。

２　市長は、条例第２３条の規定により命令をしようとするときは、当該命令を受ける者に対しあらかじめ命令に関する告知・弁明書（第１０号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（平成３０規則４４・一部改正）

（立入調査員証）

第１３条　条例第２６条第２項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（第１１号様式）とする。

（平成３０規則４４・一部改正）

（過料）

第１４条　市長は、条例第３２条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ過料に関する告知・弁明書（第１２号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

２　市長は、条例第３２条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し過料処分通知書（第１３号様式）を交付し、過料を徴収する。

（平成３０規則４４・追加）

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平成平成３０規則４４・旧第１４条繰下）

附　則

この規則は、平成１１年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２７日規則第４４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年５月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の海老名市まちの美化に関する条例第１７条第２項の規定により自動販売機にはり付けている改正前の海老名市まちの美化に関する条例施行規則第７条の届出済証は、改正後の海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例施行規則第７条の届出済証とみなす。

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の海老名市まちの美化に関する条例施行規則第５号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和３年６月３０日規則第２１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に行われているこの規則による改正前のそれぞれの規則（以下「旧規則」

という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

３　旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

４　この規則の施行前に、旧規則の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

２　要綱

（１）　海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、きれいなまちづくり事業を行う市内の登録団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和 58 年規則第 12 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（対象事業）

第２条　この要綱において、「きれいなまちづくり事業」とは、次の各号のいずれかに該当する活動を行うことをいう。ただし、他の公的助成を受けて行うものを除く。

（１）　地域の道路、広場等に散乱するごみの清掃等の美化活動

（２）　駅前や繁華街など不特定多数の人が集合する場所のごみの清掃等の美化活動

（３）　ごみの不法投棄防止のためのパトロール及び監視活動

（４）　ごみの減量化、資源化のための分別及び啓発活動

（対象団体）

第３条　奨励金の交付を受けることのできる団体（以下「対象団体」という。）は、自治会、老人会、子ども会、ＰＴＡ及びＮＰＯ法人のいずれかであって、かつ、次に掲げる要件を備えているものとする。

（１）　構成員が 10 人以上であること。

（２）　市内を拠点として活動する団体であること。

（３）　代表者及び会計責任者が市内に住所を有すること。

（４）　前条各号に規定する事業を１月に１回以上行うこと。

（５）　当該年度において継続して、きれいなまちづくり事業を実施する予定であること。

（登録の手続）

第４条　登録をしようとする団体は、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　団体名簿

（２）　年間予定表

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録適合・不適合決定通知書（第２号様式）により、通知するものとする。

３　前項の規定により適合すると認められた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録変更届出書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第５条　登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の３月 31 日までとする。

（登録の取消し等）

第６条　登録団体は、登録を廃止するときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録廃止届出書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、登録団体が、第３条に定める登録要件に適合しないと判明したときは、登録を取り消すことができる。

３　市長は、前項の取消しをしたときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録取消通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（奨励金の額）

第７条　奨励金の額は、きれいなまちづくり事業を実施した１月につき 2,000 円とする。

（交付申請）

第８条　奨励金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付申請書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　活動予定場所の分かる書類

（２）　その他市長が必要と認める書類
２　前項の申請は、次に掲げる事業期間に応じた申請期間までに申請をしなければならない。ただし、申請期間内にきれいなまちづくり事業を実施する場合にはその前日までに申請を行わなければならない。
（１）　当該年度の４月から７月までの事業　登録を決定した日から２０日以内
（２）　当該年度の８月から１１月までの事業　７月１１日から７月３１日まで
（３）　当該年度の１２月から３月までの事業　１１月１０日から１１月３０日まで
３　前項第２号及び第３号に規定する事業期間内に登録団体となった場合の初回の申請は、登録団体となった日から２０日以内又は前項第２号及び第３号の申請期間のいずれか遅い日までに行わなければならない。
（交付決定及び通知）
第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（交付・不交付）決定通知書（第７号様式）により申請団体に通知する。
（変更又は中止）
第１０条 前条に規定する決定を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止申請書（第８号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止承認通知書（第９号様式）により奨励金交付団体に通知する。
（実績報告）
第１１条　奨励金交付団体は、事業が完了したときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金実績報告書（第１０号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
（１）　活動場所の分かる書類
（２）　現場状況写真
（３）　その他市長が必要と認める書類
２　前項の規定による報告は、事業完了後２０日以内に報告をしなければならない。
ただし、当該年度の１２月から３月までの事業の報告については、３月２０日までに報告しなければならない。
（補助金の額の確定）
第１２条　市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業奨励金確定通知書（第１１号様式）により、奨励金交付団体に通知するものとする。
２　前項の規定による通知を受けた者は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付請求書（第１２号様式）により、速やかに奨励金の請求をしなければならない。
３　市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付する。
（交付決定の取消し等）
第１３条　市長は、奨励金交付団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。
（１）　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
（２）　奨励金の交付決定の内容又は条件に違反したとき。
２　市長は、前項の規定により取消しを行い奨励金の返還を命ずるときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金返還通知書（第１３号様式）により奨励金交付団体に通知するものとする。
（補則）
第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年５月２５日から施行する。

（経過措置）
２　この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の第１号様式、第３号様式、第４号様式、第６号様式、第８号様式及び第１０号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

《平成１８年４月１日　制定》
《平成２３年４月１日　一部改正》
《平成２７年４月１日　一部改正》
《令和３年４月１日　一部改正》

（２）　海老名市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化又は減容化を図る生ごみ処理機を設置した市民に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和５８年規則第１２号）のほか必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、一般家庭等から排出される生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を減少させ、堆肥化又は減容化する処理機で、次条に掲げる処理機の基準を満たすものをいう。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。

（処理機の基準）

第３条　前条の処理機の基準は、次のとおりとする。

（１）　電動式処理機　家庭用電源で稼動可能なもの

（２）　非電動式処理機

ア　土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの

イ　臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

（補助の対象）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）　市内に住所を有し、現に居住している者

（２）　前条に規定する処理機を補助対象者の居住場所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者

（３）　海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）第３条に規定する市税を滞納していない者

２　前条に規定する処理機の補助対象数は、１世帯につき電動式処理機にあっては１台、非電動式処理機にあっては２台までとする。ただし、処理機について、当該補助を用いて購入後５年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次に掲げる金額とする。ただし、補助金の算定に当たっては、購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本材、微生物の購入代金及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。

（１）　電動式処理機　購入金額の４分の３とし、50,000円を限度とする。

（２）　非電動式処理機　１台につき購入金額の４分の３とし、１台につき25,000円を限度とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請書（第１号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付を行うことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付を行わないことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請却下決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第８条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付請求書（第４号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付）
第９条　市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。
（設置者の義務）
第１０条　補助事業者は、その処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。
（交付決定の取消及び返還）
第１１条　市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
（補則）
第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年８月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の第４条の規定は、この要綱の施行の日以後に行った申請について適用し、同日前に行った申請については、なお従前の例による。

《平成５年６月１日・制定》
《平成７年５月１日・一部改正》
《平成９年６月１日・一部改正》
《平成１１年７月１日・一部改正》
《平成１２年４月１日・一部改正》
《平成１３年４月１日・一部改正》
《平成１５年４月１日・一部改正》
《平成２３年４月１日・一部改正》
《平成２６年７月１日・一部改正》
《平成２８年１０月１日・一部改正》
《令和３年４月１日・一部改正》
《令和４年７月１日・一部改正》
《令和４年８月１日・一部改正》

（３）　海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、通行に支障が生じるおそれがあるごみ集積所の維持管理を行いやすくするため、ごみ集積所に箱型ごみ集積設備を設置した者に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和５８年規則第１２号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。
（補助事業）
第２条　補助の対象となる事業は、箱型ごみ集積設備を購入する事業とする。
（箱型ごみ集積設備の基準）
第３条　前条の箱型ごみ集積設備の基準は、次に掲げる全てを満たすものとする。
（１）　一般家庭から排出されたごみを、収集前に一時貯留するもの
（２）　ごみの飛散及び鳥獣等によるごみの散乱を防ぐ構造であるもの
（３）　開口部付きの周囲及び天井が囲われているもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しないもの
（４）　収集が終了するたびに、折りたたみ、かつ、容易に設備の移動ができるもの
（補助の要件）
第４条　補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、第２条の補助対象事業を行う団体で、次に掲げるものとする。
（１）　自治会
（２）　前号の団体以外の団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体
ア　市内において、ごみ集積所を維持管理し、又は維持管理する予定であること。
イ　団体の構成員が、維持管理し、又は維持管理する予定であるごみ集積所を利用していること。
ウ　団体の構成員が４名以上であること。この場合において、団体の構成員は１世帯につき１名のみとする。
２　箱型ごみ集積設備の補助は、現在利用している集積所が通行に支障が生じるおそれのあるごみ集積所であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り、申請を行うことができる。
（１）　現在利用しているごみ集積所に設置してある設備から、前条の基準に適合する設備へ変更するとき
（２）　現在利用している集積所から分割し、新たに集積所を設置するとき
（３）　その他市長が特に必要と認めたとき
（補助事業者の責務）
第５条　補助金の交付を受けようとする者は、当該補助を利用して購入した箱型ごみ集積設備を適正に維持管理し、ごみ集積所周辺住民に迷惑とならないようごみの飛散及び鳥獣等による散乱の防止に努めなければならない。
２　補助金の交付を受けようとする者は、当該補助を利用して購入した箱型ごみ集積設備を、現在ごみ集積所利用している全員が適切に利用できるよう必要な措置をとるよう努めなければならない。
（補助金の額）
第６条　補助金の額は、購入金額の２分の１とし、20,000円を限度とする。ただし、補助金の算定に当たっては、購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本部品及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。
２　前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（交付申請）
第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　ごみ集積所利用者名簿兼同意書（第２号様式）
（２）　ごみ集積所の地図
（３）　箱型ごみ集積設備の規格等がわかる書類
（４）　事業計画書
（５）　その他市長が必要と認める書類
２　箱型ごみ集積設備の補助は、１つの集積所につき１設備までとする。ただし、当該補助を利用した箱型ごみ集積設備の購入後５年を過ぎて買い換えをする場合又は市長が特

に必要と認めた場合はこの限りでない。

（交付決定及び通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第９条　補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、補助内容を変更又は中止しようとするときは、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（変更・中止）承認申請書（第４号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金（変更・中止）承認通知書（第５号様式）により補助事業団体に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業団体は、補助事業が完了したときは、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）　収支清算書

（２）　領収書の写し

（３）　ごみ集積設備設置写真

（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金確定通知書（第７号様式）により、補助事業団体に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた者は、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金交付請求書（第８号様式）により、速やかに補助金の請求をしなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第１２条　市長は、補助事業団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（４）　本要綱の内容に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるときは、海老名市箱型ごみ集積設備購入費補助金返還通知書（第９号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（４）　海老名市事業系ごみ減量化に係る支援等に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、市内事業者による事業系ごみ減量化の促進を図るための支援策等について必要な事項を定める。
（支援対象事業）
第２条　市内事業者による事業系ごみ減量化のための支援は、次のとおりとする。
（１）　家庭用生ごみ処理機貸出事業
（２）　家庭用生ごみ処理機購入費補助事業
（３）　優良取組事例認定事業
（家庭用生ごみ処理機貸出事業）
第３条　前条第１号に規定する家庭用生ごみ処理機貸出事業において、家庭用生ごみ処理機（電力により機械的に容器内部の生ごみをかくはんさせ、生ごみを減量化する処理機をいう。同条において同じ。）の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
（１）　市内に事業所（事業活動が行われる一定の場所）を有する者（営利を目的として生ごみの減量化に係る事業を営む者を除く。）
（２）　家庭用生ごみ処理機の設置場所を確保し、貸与期間中、適正に利用できる者
（３）　市の指定した場所において、家庭用生ごみ処理機の引渡し等が行うことができる者
（４）　市長が別に実施するアンケート調査等に協力できる者
２　家庭用生ごみ処理機の貸与台数、貸与期間、貸与回数及び貸与に係る費用は、次のとおりとする。
（１）　貸与台数　１事業所につき３台まで
（２）　貸与期間　３か月以内
（３）　貸与回数　年度２回以内
（４）　貸与に係る費用　無償とする。ただし、処理機の引取り及び返却並びに貸与期間中の維持管理に要する一切の経費は、利用者の負担とする。
３　家庭用生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「貸与申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸与申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。
４　市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、その結果を海老名市家庭用生ごみ処理機貸与承認（不承認）通知書（第２号様式）により貸与申請者に通知するものとする。ただし、家庭用生ごみ処理機を損傷するおそれがあると認めるとき又はその他市長が不適当と認めるときは、貸出しを行わないものとする。
５　前項の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、家庭用生ごみ処理機を借用する際は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸出物品受領書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。
６　第４項の規定による承認を受けた者は、家庭用生ごみ処理機の利用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　家庭用生ごみ処理機を他の目的で利用しないこと。
（２）　家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
（３）　家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
（４）　善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。
７　利用者は、貸与期間中に次の各号に掲げる事由があると認めるときは、次の各号に定めるところにより、対応しなければならない。
（１）　家庭用生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生したとき　海老名市家庭用生ごみ処理機事故報告書（第４号様式）により市長へ報告
（２）　前号の事故が自らの責めに帰すべき事由によるものであるとき　家庭用生ごみ処理機に発生した損害に対する市への賠償
８　市長は、利用者がこの要綱に違反したときは貸与の承認を取り消すことができるものとし、当該取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わない。
９　利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに家庭用生ごみ処理機を返却しなければならない。
（１）　第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
（２）　第６項の規定に違反したとき
（３）　貸与期間が満了したとき
（家庭用生ごみ処理機購入費補助事業）
第４条　第２条第２号に規定する家庭用生ごみ処理機購入費補助事業において、補助の対象となる家庭用生ごみ処理機（生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を

減少させ、堆肥化又は減容化する処理機をいう。同条において同じ。）は、次のとおりとする。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。

（１）　電動式家庭用生ごみ処理機　家庭用電源で稼働可能なもの

（２）　非電動式家庭用生ごみ処理機

ア　土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの

イ　臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

２　家庭用生ごみ処理機購入費補助事業における、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）　市内に事業所を有する者

（２）　家庭用生ごみ処理機を補助対象者の事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者

（３）　海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）第３条に規定する市税を滞納していない者

３　前項に規定する処理機の補助対象数は、１事業者つき電動式家庭用生ごみ処理機にあっては３台、非電動式家庭用生ごみ処理機にあっては２台までとする。ただし、家庭用生ごみ処理機について、当該補助を用いて購入後５年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

４　補助金の金額は、次に掲げる金額とし、補助金の算定に当たっては、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（１）　電動式家庭用生ごみ処理機　１台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の４分の３とし、１台につき50,000円を限度とする。

（２）　非電動式家庭用生ごみ処理機　１台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の４分の３とし、１台につき25,000円を限度とする。

５　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付申請書（第５号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

６　市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、その旨を家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

７　前項の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付請求書（第７号様式）により、速やかに市長に補助金の請求をしなければならない。

８　補助事業者は、その家庭用生ごみ処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。

９　市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（優良取組事例認定事業）

第５条　市長は、市内事業所において、事業所内の事業系ごみ適正排出及び減量化を促進するための取組について、優良取組事例として認定することができる。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は令和４年８月１日から施行する

３　一般廃棄物処理業許可業者一覧

（一般廃棄物収集運搬業者）

業　者　名	所　在　地	取扱い廃棄物
㈱　ジェーシー	海老名市河原口２－１－２	一般廃棄物 （浄化槽汚泥）
㈱　アドベル	平塚市八重咲町６－１８（本社） 海老名市泉２－１２－１３（事業所）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　日（ニッカン）　環	座間市東原３－１５－７（本社） 座間市栗原１０８０－５（営業所）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　共栄（キョウエイ）　商社（ショウシャ）	藤沢市打戻２０７３	一般廃棄物（ごみ）
相模原紙（サガミハラシギョウ）　業㈱	相模原市中央区南橋本１－１８－１５（本社） 愛川町中津６８１７（事業所）	一般廃棄物（ごみ）
富士見（フジミ）産業（サンギョウ）㈱	海老名市本郷２２７４ 富士フイルムビジネスイノベーション㈱構内	一般廃棄物（ごみ）
東洋興業（トウヨウコウギョウ）㈱	横浜市神奈川区羽沢南２－３８－１（本社） 大和市深見３８１０（大和支社）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　須藤（スドウ）商事（ショウジ）	海老名市国分北３－１５－２（本社）	一般廃棄物（ごみ）
㈲　長澤（ナガサワ）商事（ショウジ）	厚木市金田９９６（本社）	一般廃棄物（ごみ）
神奈川美研工業（カナガワビケンコウギョウ）㈱	横浜市泉区和泉町７８５８（本社）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　杉山（スギヤマ）商店（ショウテン）	横浜市南区日枝町５－１２７（本社）	一般廃棄物（ごみ）
サン興産（コウサン）㈱	茅ヶ崎市赤羽根２２５９（本社）	一般廃棄物（ごみ）
㈲　賀頌（ガショウ）	海老名市本郷１５７０－１（本社）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　県央資源（ケンオウシゲン）センター	綾瀬市早川３０８５	一般廃棄物（ごみ）
旭（アサヒ）総業（ソウギョウ）㈱	海老名市国分寺台２－６－１８（本社）	一般廃棄物（ごみ）
中央（チュウオウ）カンセー㈱	厚木市恩名１－１１－３１	一般廃棄物（ごみ）
和（ワコウ）興建清（ケンセイ）㈱	大和市上草柳３－１６－２７	一般廃棄物（ごみ）
㈲　冨美（フミ）商事（ショウジ）	海老名市上河内１－５	一般廃棄物（ごみ）
㈱　タズミ	綾瀬市吉岡７０９	一般廃棄物（ごみ）
㈱　山室（ヤマムロ）	海老名市東柏ケ谷１－２８－１８（厚木支店）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　ＩＷＤ	海老名市大谷北２－１－４６	一般廃棄物（ごみ）
㈱　佐川（サガワ）商事（ショウジ）	横浜市瀬谷区相沢１－１７－１	一般廃棄物（ごみ）
㈲　三和（サンワ）商事（ショウジ）	横浜市戸塚区深谷町１９３８－１３	一般廃棄物（ごみ）

業　者　名	所　在　地	取扱い廃棄物
㈲　千田商店（チダ ショウテン）	海老名市中野３－２０－１６	一般廃棄物（ごみ）
㈱　東亜環境（トウア カンキョウ）　ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	海老名市杉久保南５－１６－１２	一般廃棄物（ごみ）
清水商事（シミズ ショウジ）	海老名市泉２－２－３５	一般廃棄物（ごみ）
KYS サービス	厚木市まつかげ台４－１	一般廃棄物（ごみ）
㈱　アオイ	厚木市水引１－４－６	一般廃棄物（ごみ）
山﨑商事（ヤマザキ ショウジ）　㈱	綾瀬市寺尾北１－１４－１７（本社） 海老名市本郷字下星谷３５０２－１	一般廃棄物（ごみ）
㈲　柏村商店（カシムラ ショウテン）	相模原市中央区陽光台７－８－１１	一般廃棄物（ごみ）
㈲　清川商店（キヨカワ ショウテン）	座間市入谷東１－５－９	一般廃棄物（ごみ）
㈲　アオキ自動車（ジドウシャ）	海老名市河原口２－２２－２６	一般廃棄物（ごみ）
㈱　武相金属（ブソウ キンゾク）	藤沢市用田２６５６	一般廃棄物（ごみ）
㈱　クリーンサービス	平塚市大神２５４５－１	一般廃棄物（ごみ）
㈲　青木商店（アオキ ショウテン）	平塚市中堂１５－１２	一般廃棄物（ごみ）
神奈川環境（カナガワ カンキョウ）開発（カイハツ）㈱	平塚市中堂１６－１１	一般廃棄物（ごみ）
㈱　グリーントーカーズ	海老名市本郷４８７－１	一般廃棄物 （木くず・生木・生草）
㈱　紺野企業（コンノ キギョウ）	綾瀬市深谷上８－６－２４（綾瀬第一工場）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　カネダ	藤沢市鵠沼神明３－９－３（本社） 茅ヶ崎市堤字東原１１３２－１	一般廃棄物（ごみ）
ベストトレーディング㈱	厚木市金田１１４１－３	一般廃棄物（ごみ）
㈱　アクト・エア	愛川町角田３６６７	一般廃棄物（ごみ）
㈱　タカチホ産業（サンギョウ）	相模原市南区上鶴間本町５－２６－５	一般廃棄物（ごみ）
㈱　大環サービス（ダイカン）	大和市柳橋４－２－１９	一般廃棄物（ごみ）
㈱　シゲン	横浜市中区山下町７０－１３	一般廃棄物（ごみ）
カナキン㈱	伊勢原市小稲葉１１４５番地の１ （伊勢原営業所）	一般廃棄物（ごみ）
㈱　斎藤建材（サイトウケンザイ）	海老名市今里３－２７－５	一般廃棄物（ごみ）
㈱　エコロテックス湘南（ショウナン）	高座郡寒川町田端６５０－１	一般廃棄物（ごみ）
優成（ユウセイ）サービス㈱	海老名市国分南１－２７－２８	一般廃棄物（ごみ）

業　者　名	所　在　地	取扱い廃棄物
武田商事㈱（タケダショウジ）	綾瀬市早川２６０５番３０	一般廃棄物（ごみ）
㈱　WONDER１９９６	相模原市中央区田名４３３７－１	一般廃棄物（ごみ）
護美屋（ゴミヤ）	海老名市上今泉２－２－２－１１１２	一般廃棄物（ごみ）

（一般廃棄物処分業者）

業　者　名	所　在　地	取扱い廃棄物
㈱　タズミ	綾瀬市吉岡709(本社) 海老名市上郷4-2-8(海老名工場)	一般廃棄物(ごみ)

４　各種取扱店舗一覧(指定収集袋、粗大ごみシール、し尿シール)

No	取扱店名	所在地	指定収集袋	粗大ごみシール	し尿シール
1	みのわ酒店	東柏ケ谷1－4－19	○		
2	Café くろすぽいんと	東柏ケ谷1－6－12 大貫ビル1F104	○		
3	ファミリーマート海老名東柏ヶ谷店	東柏ケ谷1－14－32	○	○	
4	ウエルシア海老名東柏ケ谷店	東柏ケ谷1－29－31	○		
5	ヤマナ薬局	東柏ケ谷2－12－41	○		
6	ローソン海老名東柏ヶ谷二丁目店	東柏ケ谷2－26－8		○	
7	ファミリーマート相鉄さがみ野駅店	東柏ケ谷2－30－31	○		
8	そうてつローゼンさがみ野店	東柏ケ谷3－3－15	○		
9	ハックドラッグさがみ野店	東柏ケ谷3－3－15	○		
10	セブンイレブン海老名東柏ヶ谷4丁目店	東柏ケ谷4－11－21	○	○	○
11	スギドラッグ海老名東柏ケ谷店	東柏ケ谷4－12－4	○		
12	ローソン海老名東柏ケ谷四丁目店	東柏ケ谷4－12－6	○	○	
13	ドラッグストアマツモトキヨシさがみ野店	東柏ケ谷5－14－6	○		
14	マルエツさがみ野店	東柏ケ谷5－14－6	○		
15	ローソンスリーエフ海老名東柏ヶ谷六丁目店	東柏ケ谷6－21－21	○	○	
16	セブンイレブン海老名柏ヶ谷店	柏ケ谷414－1	○	○	
17	フラワーランド海老名店	柏ケ谷419－1	○		
18	そうてつローゼンかしわ台店	柏ケ谷555－1	○		
19	クリエイトエス・ディーかしわ台スクエア店	柏ケ谷571	○		
20	ウェルパーク海老名かしわ台店	柏ケ谷633－1	○		
21	セブンイレブン海老名かしわ台駅前店	柏ケ谷636－1	○	○	
22	ローソン海老名かしわ台店	柏ケ谷706－3	○	○	
23	ファミリーマート相鉄かしわ台駅店	柏ケ谷1026	○	○	
24	クリーニングハウス　アップル	柏ケ谷1069－9	○		
25	ローソン海老名上今泉店	上今泉2－2－33	○	○	
26	ローソン海老名上今泉二丁目店	上今泉2－9－9	○	○	
27	ハックドラッグ海老名上今泉店	上今泉3－1－1	○		
28	ユーコープミアクチーナ上今泉店	上今泉3－1－6	○		
29	業務スーパー海老名店	上今泉5－27－37	○		
30	ファミリーマート海老名下今泉店	下今泉1－8－35	○	○	
31	DCMくろがねや海老名下今泉店	下今泉2－2－3	○		
32	セブンイレブン今泉店	下今泉3－1－1	○	○	
33	ローソンストア100海老名下今泉三丁目店	下今泉3－5－1	○		
34	スーパー生鮮館TAIGA海老名下今泉店	下今泉5－3－7	○		
35	ローソン海老名上郷店	上郷1－17－43	○	○	
36	ローソンスリーエフ海老名駅東店	泉1－1－6	○	○	
37	有限会社御幸	泉1－3－17	○		
38	クリエイトエス・ディー海老名泉店	泉2－5－1	○		
39	ローソン海老名駅西口店	扇町3－3	○	○	
40	トモズららぽーと海老名店	扇町13－1 ららぽーと海老名1F	○		
41	エビナ文具	国分北1－4－18	○		
42	クリエイトエス・ディー海老名国分北店	国分北2－7－12	○		
43	尾山洋品店	国分北2－15－11	○		
44	本と文具　有限会社オガワ	国分北2－17－1	○		

No	取扱店名	所在地	指定収集袋	粗大ごみシール	し尿シール
45	本多畳店(葵製畳)	国分北3－15－20	○		
46	ローソン海老名国分北四丁目店	国分北4－8－27	○	○	
47	上州屋精肉店	国分南1－15－23	○		
48	有限会社半澤商店	国分南1－16－26	○		
49	かんばら酒米店	国分南3－5－31	○		
50	セブンイレブン海老名国分南店	国分南4－13－3	○	○	
51	ローソンビナガーデンズ店	めぐみ町5－1	○	○	
52	スギ薬局ビナウォーク海老名店	中央1－1－1 ビナウォーク1番館2F	○		
53	マツモトキヨシ　マルイファミリー海老名店	中央1－6－1	○		
54	セブンイレブン海老名中央1丁目店	中央1－12－18	○	○	○
55	セブンイレブン海老名駅前店	中央1－15－1	○	○	○
56	ローソン海老名中央一丁目店	中央1－17－52	○	○	
57	イオン海老名店	中央2－4－1	○		
58	海央株式会社　読売センター海老名	中央2－7－23	○		
59	セブンイレブン海老名中央2丁目店	中央2－11－9	○	○	
60	ローソン海老名中央二丁目店	中央2－12－12	○	○	
61	リカーランドトップ海老名店	中央2－12－21	○		
62	セブンイレブン海老名中央3丁目店	中央3－1－34	○	○	
63	ダイエー海老名店	中央3－2－5	○		
64	ファミリーマート中央3丁目店	中央3－3－33	○	○	
65	ローソン厚木駅前店	河原口1－1－7	○	○	
66	クリエイトエス・ディー海老名河原口店	河原口2－8－30	○		
67	セブンイレブン海老名あゆみ橋店	河原口2－11－19	○	○	
68	生活協同組合ユーコープ　河原口店	河原口2－15－30	○		
69	ドラッグストアスマイル海老名河原口店	河原口3－32－8	○		
70	ローソン海老名河原口店	河原口4－4－8	○	○	
71	ローソン海老名河原口五丁目店	河原口5－17－1		○	
72	デイリーヤマザキ圏央海老名インター店	中新田3289-45	○		
73	ローソン海老名中新田一丁目店	中新田1－4－51	○	○	
74	ローソン海老名中新田二丁目店	中新田2－34－3	○	○	
75	業務スーパー海老名中央店	中新田1－4－55	○		
76	ふるでん支店	中新田2－12－33	○		
77	セブンイレブン海老名中新田2丁目店	中新田2－17－22	○	○	
78	クリエイトエス・ディー海老名中新田店	中新田2－22－27	○		
79	セブンイレブン厚木駅前店	中新田3－2－22	○	○	
80	スーパーなかや海老名店	中新田3－8－9	○		
81	ファミリーマート海老名中新田5丁目店	中新田5－1－3	○	○	
82	株式会社島忠海老名店	大谷北1－1－1	○		
83	セブンイレブン海老名大谷店	大谷北1－4－21	○	○	
84	有限会社トゥルース	大谷北2－2－62	○		
85	有限会社ヤマショウ	大谷北3－8－19	○		
86	ユーコープ大谷店	大谷北4－1－17	○		
87	ミニストップ海老名大谷店	大谷南5－13－5		○	
88	有限会社かしわ	国分寺台1－3－9－2	○		
89	読売センター海老名東部	国分寺台2－4－4	○		
90	そうてつローゼン海老名店	国分寺台2－4－7	○		
91	三愛薬局	国分寺台2－4－8	○	○	

No	取扱店名	所在地	指定収集袋	粗大ごみシール	し尿シール
92	クリエイトエス・ディー海老名今里店	今里2－15－23	○		
93	ホエールズマートおおさわ	社家2-1-3	○	○	
94	ファミリーマート海老名運動公園前店	社家3-3-18	○	○	
95	ビーバープロ海老名店	社家3-15-29	○		
96	セブンイレブン海老名社家店	社家5-1-1	○	○	○
97	ファミリーマート海老名社家店	社家5-21-16	○	○	
98	ローソン海老名社家店	社家6-5-32	○	○	
99	海老名トーヨー住器株式会社	杉久保北1－6－29	○		
100	セブンイレブン海老名杉久保北店	杉久保北2－4－27	○	○	
101	セブンイレブン海老名杉久保店	杉久保北3－2－23	○	○	
102	クリエイトエス・ディー海老名杉久保店	杉久保北4－1－22	○		
103	三愛薬局杉久保店	杉久保北4－3－10	○	○	
104	そうてつローゼン杉久保店	杉久保北4－3－14	○		
105	ローソンスリーエフ海老名杉久保店	杉久保南1－5－19	○	○	
106	有限会社藤沢米穀店	杉久保南4－18－1	○	○	○
107	ファミリーマート海老名上河内店	上河内313－1	○		
108	クリエイトエス・ディー新えびな中野店	中野1－6－34	○		
109	株式会社新テック海老名営業所	中野1－21－6	○		
110	セブンイレブン海老名中野店	中野2－11－52	○	○	
111	株式会社建築工房集	門沢橋1－21－17	○		
112	生活協同組合ユーコープ　門沢橋店	門沢橋2－16－34	○		
113	セブンイレブン海老名門沢橋店	門沢橋4－8－1	○	○	
114	ローソンスリーエフ海老名門沢橋六丁目店	門沢橋6－13－20	○	○	
115	ふるでん本店	本郷875	○		
116	ケーヨーデイツー海老名店	本郷1568－1	○		
117	フードワン海老名店	本郷1568－1	○		
118	ローソン海老名本郷店	本郷1703－1		○	
119	ローソンスリーエフ海老名本郷五反田店	本郷1726－1	○	○	
120	セブンイレブン海老名本郷店	本郷3255－1	○	○	○
121	ミニストップ海老名本郷店	本郷4037－2	○		
122	ウエルシア座間入谷店	座間市入谷西4－6－5	○		

令和5年度版　清掃事業の概要

編集・発行　　海老名市経済環境部環境政策課
〒243-0492　　海老名市勝瀬175番地の1
電　　話　　046－235－4923(直通)
発 行 年 月　　令和6年3月